平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	91001101					
事務事業名	社会福祉一般管理費事業					
予算書の事務事業名	2.社会福祉一般管理費					
事業期間	開始年度	昭和30年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242029
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）
市社会福祉の庶務全般に対する事務事業

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
活動指標 ②						
活動指標 ③						
成果指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象
（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
魚津市の社会福祉事業全般

手段
＜平成21年度の主な活動内容＞
社会福祉基金寄附者への感謝状贈呈、魚津の社会福祉作成、事務費の執行等

＊平成22年度の変更点
なし

意図
（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
市社会福祉事業全般の円滑な執行

その結果
＜施策の目指すすがた＞
地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入
管理費

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
詳細は不明であるが、事業開始当初から実施していたと思われる。

財源内訳	(1)国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	（千円）	854	1,009	1,009	1,009	1,009
	(4)一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		（千円）	854	1,009	1,009	1,009	1,009
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	500	500	500	500	500
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	2,103	2,103	2,103	2,103	2,103
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	2,957	3,112	3,112	3,112	3,112
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
福祉制度と福祉行政をとりまく環境の変化は大きく、実情に沿った対応が求められる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特に無し

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	各種社会福祉団体との連絡調整が必要であり、貢献度は高い。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	社会福祉行政と密接に結びついており、市職員の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	受益者負担を伴うものではない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	詳細は不明だが、妥当な水準であると思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
● 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当と考える。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	91001101					
事務事業名	住宅災害見舞金事業					
予算書の事務事業名	2.社会福祉一般管理費					
事業期間	開始年度	平成元年以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242029
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）
火災により被災した市民を見舞うとともに見舞金を支給し、緊急に必要な生活必需品等の確保を図る。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 住宅火災の被災者	対象指標 ①	住宅火災発生件数	件	5	3	2	2	2
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ３件 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ①	見舞金支給件数	件	5	3	2	2	2
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 被災者に対する見舞いにより、生活の援助と不安の解消を図る。	成果指標 ①	見舞金支給率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	2.00
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
不明

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	240	270	200	200	200
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	240	270	200	200	200
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	661	691	621	621	621
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
ひとり暮らし高齢者の増加等により、火災の発生率は高くなりつつある。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし。

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：被災直後に見舞うことにより、被災者を励まし、援助することができる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：社会福祉行政と密接に結びついており、市職員の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担を伴うものではない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：詳細は不明だが、妥当な水準であると思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ● 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

緊急性が高く、妥当と考える。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	91001101					
事務事業名	社会福祉基金積立金事業					
予算書の事務事業名	2.社会福祉一般管理費					
事業期間	開始年度	昭和55年	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	● 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242029
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	その他	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

寄附金を収納、管理し基金に積立てることで社会福祉事業に対する財政基盤を安定させる。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 社会福祉事業に対する資金の確保						
対象指標	① 寄附件数	件	67	69	70	70	70
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 寄付金等を収入し、基金に積み立てた。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 基金積立額	円	5,553,960	6,333,150	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 社会福祉事業の安定的な実施と財政基盤の安定化						
成果指標	① 基金積立割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

昭和55年頃

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	5,554	6,333	6,000	6,000	6,000
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	5,554	6,333	6,000	6,000	6,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	5,975	6,754	6,421	6,421	6,421
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため把握しておりません

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：各種社会福祉団体との連絡調整が必要であり、貢献度は高い。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現状維持もやむを得ない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：制度の趣旨から考えてやむを得ない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：妥当な水準である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	91001101					
事務事業名	負担金補助金事業					
予算書の事務事業名	2.社会福祉一般管理費					
事業期間	開始年度	平成6年度頃	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242029
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

市遺族会、傷痍軍人会、ボランティア連絡協議会への補助金の交付事務

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市遺族会、傷痍軍人会、ボランティア連絡協議会	対象指標 ① 申請金額	千円	436	386	386	386	386
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 市遺族会、傷痍軍人会、ボランティア連絡協議会への補助金の交付事務 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 交付金額	千円	436	386	386	386	386
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 市遺族会、傷痍軍人会、ボランティア連絡協議会への補助金の交付事務	成果指標 ① 申請金額/交付金額	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

詳細は不明であるが、遺族会等への補助は昭和20年代初め頃から開始したと思われる。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	436	386	386	386	386
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	436	386	386	386	386
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	857	807	807	807	807
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

終戦後、60年余を経過し、遺族の数も現象しているが、継続して実施している。また、ボランティア連絡協議会への補助は少子高齢化、災害の発生、地域の助け合い機能の低下などの社会情勢の変化とともに、人々の心の豊かさ、ゆとりを求め、さまざまな分野でボランティア活動の果たす役割が大きくなっている中で実施している。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：各団体との連絡調整も併せて行っており、貢献度は高い。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現状維持もやむを得ない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：特定の受益者はいるが、制度の趣旨から考えてやむを得ない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：現在のところ、特に差が生じたとは感じられない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

要望に基づき実施しており、妥当と考える。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24203101					
事務事業名	民生委員事業					
予算書の事業名	3.民生委員事業					
事業期間	開始年度	平成元年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	２．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域ネットワーク	
基本事業名	地域による見守り支援体制の確立	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	１．社会福祉総務費	

◆事業概要（どのような事業か）
民生委員・児童委員を対象とした研修や協議会活動の実施により多様な福祉ニーズに対応できる協議会組織の活性化と人材の育成を図る。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 民生委員、児童委員						
対象指標	① 民生委員児童委員数	人	120	120	120	120	120
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 各種研修会の開催、民生委員協議会の活動費補助						
	＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 研修会、視察等実施回数	回	19	20	20	20	20
	② 民生委員活動件数	件	13,209	13,169	13,000	13,000	13,000
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 民生委員の資質向上と組織活動の活性化						
成果指標	① 相談支援件数	件	1,776	1,707	1,700	1,700	1,700
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
昭和21年の民生委員令による。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	7,943	7,943	7,943	7,943	7,943
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	931	1,131	1,101	1,101	1,101
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	8,874	9,074	9,044	9,044	9,044
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	600	600	600	600	600
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	2,523	2,523	2,523	2,523	2,523
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	11,397	11,597	11,567	11,567	11,567
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
少子高齢化や個人情報保護、児童虐待、DV問題等社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に対応した民生委員の知識習得や資質の向上が求められている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
民生委員に寄せられる市民からの相談は多種多様化しており、内容も複雑化している。

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：市内各地区ごとに担当を割り当てて対応しており、全体で120名の委員が協議会組織を構成し、年間を通じて活動している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：民生委員法（昭和23年法律第198号）第条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：費用弁償は支給されているが、低水準である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：社会福祉行政と密接に結びついており、職員の削減は困難。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担を伴うものではない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：妥当な水準である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：地域福祉計画等をもとに活動方針等を検討

中・長期的（３～５年間）：法改正や社会情勢の変化に沿った活動方針の変更等も考えられる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当と思われる。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24202201					
事務事業名	地域福祉活動コーディネーター配置事業					
予算書の事務事業名	4.地域福祉活動コーディネーター配置事業					
事業期間	開始年度	平成13年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	● 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	社会福祉協議会活動の促進	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

地域福祉活動グループを先導し、地域におけるし総合的なサービス提供をコーディネートする福祉の総合専門職として地域福祉活動コーディネーターを配置する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 社会福祉協議会						
対象指標	① 社会福祉協議会数	団体数	1	1	1	1	1
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 社会福祉協議会に地域福祉活動を推進するコーディネーターを配置し、障害者の相談支援、サービス利用援助、障害福祉関係者の資質向上のための研修、生活福祉資金貸付、共同募金の企画・取りまとめを実施。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 地域福祉活動コーディネーター配置数	人	1	1	1	1	1
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 社会福祉協議会活動の促進						
成果指標	① 相談支援件数	件	152	155	150	150	150
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１３年度以前

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	1,604	1,604	1,604	1,604	1,604
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者自立支援法の設立など、障害者を取り巻く環境が大きく変化しており、障害福祉の充実が今後ますます必要となっている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため把握しておりません

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	各種社会福祉団体との連絡調整が必要であり、貢献度は高い

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている

● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当

○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当

○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当

○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	基本的には人件費に充てられており、削減の余地は極めて少ない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	基本的には人件費に充てられており、現状維持もやむを得ない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	福祉計画等の実施に関しての様々な問題を処理するため、特定の受益者はいない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	現在のところ、特に差が生じたとは感じられない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い

○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い

○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている

● 一部の市民などに、ニーズがある

○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある

○ 目的はある程度達成されている

○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い

○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす

● 市民などのニーズが急速に高まっている

○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい

○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携

○ 目的見直し

○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24202203					
事務事業名	福祉活動専門員設置事業					
予算書の事務事業名	5.福祉活動専門員設置事業					
事業期間	開始年度	平成13年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	２．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	社会福祉協議会活動の促進	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	１．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

地域福祉活動の推進を担う社会福祉協議会の充実と支援の強化

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

社会福祉協議会

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置し、地区社会福祉協議会の指導及び事業、地域総合福祉推進事業に関すること、民生委員との連絡調整、見守りネットワーク推進事業に関すること、ふれあいいきいきサロン活動に関することに関して研修会の実施、個別指導を実施している。

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

地区社会福祉協議会の活動及び、ふれあい・いきいきサロンの活性化

その結果

＜施策の目指すすがた＞

地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 社会福祉協議会数	団体数	1	1	1	1	1
	②						
	③						
活動指標	① 福祉活動専門員設置数	人	1	1	1	1	1
	②						
	③						
成果指標	① 研修会等開催数	件	31	31	30	30	30
	②						
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成13年度以前

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	1,644	1,644	1,644	1,644	1,644
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

少子高齢化の進展、要介護認定者・認知症高齢者の増加などにより、地域において、見守り、介護予防の推進が今後ますます重要になってくる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：各地区住民と最も密接な関係にあり、貢献度は高い。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：基本的には人件費に充てられており、削減の余地は極めて少ない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：基本的には人件費に充てられており、現状維持もやむを得ない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：福祉計画等の実施に関しての様々な問題を処理するため、特定の受益者はいない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：現在のところ、特に差が生じたとは感じられない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24202202					
事務事業名	ボランティアコーディネーター配置事業					
予算書の事務事業名	6.ボランティアコーディネーター配置事業					
事業期間	開始年度	平成6年度頃	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	２．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	社会福祉協議会活動の促進	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	１．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

市のボランティア活動の推進を担う社会福祉協議会の充実と支援の強化

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

社会福祉協議会

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

社会福祉協議会にボランティア活動コーディネーターを配置し、ボランティアセンターを設置することにより、ボランティア活動に関して、相談助言ならびに需要調整、情報の整備及び提供、学習の援助及び場の提供、関係機関・団体との連絡調整等を図る。

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

社会福祉協議会が市のボランティアセンターとして機能を発揮し、市のボランティア活動が活性化を目指す。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。

		単位	実績		計画		
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象指標	① 社会福祉協議会	団体	1	1	1	1	1
	②						
	③						
活動指標	① ボランティア活動コーディネーター設置数	人	1	1	1	1	1
	②						
	③						
成果指標	① コーディネート件数	件	2,241	2,218	2,200	2,200	2,200
	②						
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成６年に県が市町村社会福祉協議会を対象にボランティア活動センター補助を開始、それをきっかけに県内全市町村にボランティア活動センターが設置され、ボランティア活動コーディネーターが配置された。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

少子高齢化の進展、要介護認定者・認知症高齢者の増加などにより、地域において、見守り、介護予防の推進が今後ますます重要になってくる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	2,706	2,706	2,706	2,706	2,706
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	2,706	2,706	2,706	2,706	2,706
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	2,790	2,790	2,790	2,790	2,790
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	各種社会福祉団体との連絡調整が必要であり、貢献度は高い。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	社会福祉行政と密接に結びついており、人件費の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	福祉計画等の実施に関しての様々な問題を処理するため、特定の受益者はいない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	現在のところ、特に差が生じたとは感じられない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24203103					
事務事業名	地域総合福祉活動事業					
予算書の事務事業名	7.地域総合福祉活動事業					
事業期間	開始年度	平成元年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域ネットワーク	
基本事業名	地域による見守り支援体制の確立	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

地域での高齢者を見守る総合的なケアネット事業

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 地区社会福祉協議会・地区住民	対象指標 ①	地区社協数	団体数	13	13	13	13	13
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ケアネット型事業実施　13地区 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ①	ケアネット型実施数	団体数	13	13	13	13	13
		活動指標 ②	ふれあい型実施数	団体数	13	13	13	13	13
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 地域住民が、地域の要支援者が抱える問題点や福祉ニーズを把握し、介護保険制度や支援費制度などの行政による福祉サービスでは対応できない福祉ニーズに対して、住民自らが見守り活動や個別援助サービスなど解決に取り組む活動を実施する。	成果指標 ①	ケアネット活動事業回数	回	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
		成果指標 ②	ケアネット検討会議開催数	回	100	100	100	100	100
		成果指標 ③	生活支援　見守り活動回数	回	500	500	500	500	500
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成元年より、県補助事業としてスタート、県費分は県より社協に直接補助

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	3,000	30,000	30,000
	(4)一般財源	(千円)	3,950	3,950	950	950	950
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	3,950	3,950	3,950	30,950	30,950
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	4,034	4,034	4,034	31,034	31,034
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

ケアネット型への移行後、地域福祉体制の充実が望まれている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	地域で支えあう福祉社会の構築にあって基礎となる事業と言える。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	社会福祉行政と密接に結びついており、人件費の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	受益者負担を伴うものではない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	県の要綱に従い実施されており、平均的な水準と思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

県の要綱、市の施策等に基づき実施されており、妥当と思われる。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23210000					
事務事業名	地域福祉計画推進事業					
予算書の事務事業名	8.地域福祉計画推進委員会費事業					
事業期間	開始年度	平成14年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	242999
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	その他	
基本事業名	その他	

予算科目	コード3	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

少子高齢化社会の進展や福祉制度の変化等に伴い、「ノーマライゼーション」に代表される地域社会全体が福祉を行うことが求められるようになり、「富山県民福祉基本計画」や「魚津市総合計画」など各種計画、施策との整合性、補完性を持った「魚津市地域福祉計画」作成が必要となった。

	単位	実績		計画		
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
活動指標 ②						
活動指標 ③						
成果指標 ① なし	－	0	0	0	0	0
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

地区住民1人1人の自立し、個性を尊重した協働社会

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

特になし

＊平成22年度の変更点

なし

意図（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

地域住民が、行政や各種公共団体等と福祉ニーズに対して、連携して取り組む

その結果

＜施策の目指すすがた＞

地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

計画の年度がH16～H23までとなっているため、今後アンケート調査等を実施したい。

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

第３次魚津市総合計画や障害者福祉計画、地域防災計画などの保健福祉サービスにおいて、地域で生活する住民の利便性を最大限に反映するための方向性を定めるもの。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

少子高齢化の急速な進展に伴い、福祉全般に対する考え方、捉え方などが大きく変化し、「ノーマライゼーション」の基本理念により、住民個人毎における意思と自立した生活を望まれるようになっている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	(4)一般財源	（千円）	0	0	500	500	55
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		（千円）	0	0	500	500	55
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	2	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	200	200	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	84	84	841	841	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	84	84	1,341	1,341	139
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：地域で支えあう福祉社会の基礎となる計画と言える。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：計画の進捗状況等を把握する。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：人件費として計上する経費はほとんどない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：見直しの余地はない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：平均的な水準である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：H24年度からの第２期計画を策定する必要がある。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

県の要綱、市の施策等に基づき実施されており、妥当と思われる。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24202101					
事務事業名	地域ボランティア活性化事業					
予算書の事務事業名	9.地域ボランティア活性化事業					
事業期間	開始年度	平成4年度頃	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	２．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	社会福祉協議会活動の促進	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	１．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

市のボランティア活動の推進を担うボランティア活動コーディネーターの活動を支援し、地域ボランティアの活性化を図る。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市社会福祉協議会						
対象指標	① 社会福祉協議会	団体	1	1	1	1	1
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ボランティア活動に関する情報を収集し、活動を推進するために役立つ社会資源の確保に努める。また、ボランティア活動を普及するための情報提供を行い、ボランティアの養成に努める。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① ボランティア活動コーディネーター設置数	人	1	1	1	1	1
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ボランティアコーディネーターの活動費を助成することでその活動を活性化させ、地域全体のボランティア活動の活性化を図る。						
成果指標	① 研修会等開催数	件	7	7	7	7	7
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成４年に富山県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を対象に地域ボランティア活性化事業補助を開始、それをきっかけに県内全市町村で活動費の助成が始まった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	40	80	80	80	80
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	40	80	80	80	80
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	124	164	164	164	164
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

少子高齢化、災害の発生、地域の助け合い機能の低下などの社会情勢の変化とともに、人々の心の豊かさ、ゆとりを求め、さまざまな分野でボランティア活動の果たす役割が大きくなっていく。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内市町村同一基準となっている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	地域福祉活動の基礎となる地域ボランティア事業の推進のため重要な事務である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	人件費的な要素はほとんどない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	特定の受益者はいない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	補助金額については県内同一の条件となっている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

ほぼ妥当と考える。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24202102				
事務事業名	災害救援ボランティア活動支援事業				
予算書の事業名	災害救援ボランティア活動支援事業				
事業期間	開始年度	平成２１年度	終了年度	当面継続	業務分類	６．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	● ３．負担金・補助金	○ ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	森崎　陽子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	２．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	社会福祉協議会活動の促進	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	１．社会福祉総務費	

◆事業概要（どのような事業か）

災害発生時に市町村において、災害救援ボランティア活動が速やかにかつ円滑に実施できる仕組みづくりを支援するため、市町村社会福祉協議会が市町村、関係団体との連携のもとに行う市町村災害ボランティア本部運営マニュアルの作成、マニュアルに基づく実地訓練の実施及びボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの研修会等を行う。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

魚津市社会福祉協議会
市民

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

魚津市社会福祉協議会が実施する災害救援ボランティア活動支援事業に対し補助金を交付する

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

災害発生時に、災害救援ボランティア活動が速やかにかつ円滑に実施できるよう、ボランティアリーダーなどの人材を育成するとともに、市民に災害時の救援活動に関心を持ってもらう。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

地域で共に支えあいながら、住み慣れた地域で安心して生活できる。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 補助金交付申請額	円		50,000	50,000	50,000	50,000
	②						
	③ v						
活動指標	① 補助金交付額	円		50,000	50,000	50,000	50,000
	②						
	③						
成果指標	① 研修会等の開催回数	回		1.00	1.00	1.00	1.00
	② 研修会等への参加人数	人		173.00	170.00	170.00	170.00
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

富山県社会福祉協議会の「災害救援ボランティア活動支援事業実施要綱」に基づき平成21年度から実施。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)		0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)		0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)		0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)		50	50	50	50
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	50	50	50	50
①事務事業に携わる正規職員数		(人)		1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)		40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	0	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	0	218	218	218	218
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

富山県社会福祉協議会の「災害救援ボランティア活動支援事業実施要綱」に基づき補助金（市町村1/2）を交付している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：市内各地区で自主防災組織が結成されるなど、災害時に対する意識が高まっている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：事業は、研修会等の開催に必要最小限度（主に講師謝礼）の費用で実施している。また、富山県社会福祉協議会と魚津市が、魚津市社会福祉協議会へ同額補助することとなっているため、削減の余地なし。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：業務時間は、補助金交付、実績報告に基づく額の確定に要する時間であり、削減の余地なし。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：災害救援ボランティア活動が速やかかつ円滑に実施できる仕組みづくりを支援する事業であるため、研修会等への参加者が特定受益者とはならない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：災害時のボランティアリーダーなどの育成で特定受益者がいないことから、現状維持。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
中・長期的（３～５年間）	他のボランティア関連事業の補助金交付事務事業との統合を検討	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

予算額は少ないが、継続すべき事業である。所管課や内容については再検討の必要あり。

二次評価の要否：必要

★経営戦略会議評価（二次評価）

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	91001102					
事務事業名	行旅病人等取扱事業					
予算書の事務事業名	11.行旅病人等取扱事業					
事業期間	開始年度	昭和30年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	242029
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	2．地域で支えあう福祉社会の推進	
区分	地域福祉活動	
基本事業名	その他	

予算科目	コード３	001030101
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	1．社会福祉総務費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）
行旅病人のうち、主に目的地に旅行の際の交通費について補助する。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 行旅人で途中経済的、肉体的に困窮している人	対象指標 ① 申請件数	件	67	84	100	100	100
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 支給件数67件3.10 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 支給件数	件	67	84	100	100	100
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 行旅病人のうち、主に目的地に旅行の際の交通費について補助する。	成果指標 ① 申請に対する支給率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 地域でともに支えあいながら、市民のだれもが住みなれた地域で安心して自立生活を送っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
行旅病人及行旅死亡人取扱法は明治32年に制定されている。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	590	590	590
	(4)一般財源	(千円)	42	32	35	35	35
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	42	32	625	625	625
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	463	453	1,046	1,046	1,046
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
経済情勢等にも影響を受けるので、今後も予測は困難である。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：行旅人が隣市まで移動できる最小限の費用を貸付している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第2条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最低限の経費で実施している。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：申請者に渡す切符を購入するだけで、人件費的な要素はほとんどない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：以前は1件につき500円支給していたが、17年度から段階的に支給額を引き下げてきた。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内では富山市以外はほぼ同水準と思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

平成20年度からは最小限の経費（JRの回数券のみ）で実施しており、妥当と考える。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502211
事務事業名	障害者福祉一般管理事業
予算書の事務事業名	1.障害者福祉一般管理費
事業期間	開始年度：昭和30年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　● ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等	コード１：02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	向中野芳和
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード２：245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	自立支援サービス
基本事業名	障害者の自立支援サービス

予算科目	コード３：001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業目的・概要（どのような事業か）

障害者の自立を促し、社会参加を促進するため次の事業を実施
①連合会の活動事業に補助金を交付し連合会の活動を支援
②障害者を介護している家族に対する慰安会を連合会に委託
③県の障害者スポーツ大会（陸上競技会・ﾌﾗｲﾝｸﾞﾃﾞｨｽｸ競技会）への参加

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

①魚津市障害者連合会
②障害者及びその家族
③障害者

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

①魚津市障害者連合会に対し、活動補助金を交付。
②委託先である魚津市障害者連合会と委託契約

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

障害者連合会が活動することにより、障害者、その家族、ボランティアと交流する機会が増え、生きがいと社会参加の促進を図る。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 障害者連合会会員数	人	270	270	270	270	270
	② 市内の障害者数	人	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	③		0		0	0	
活動指標	① 補助金額	千円	120	120	120	120	120
	② ボランティアを含む参加者数	人	60	60	60	80	60
	③ 参加選手数	人	15	12	20	20	20
成果指標	① 加入率（連合会会員数／市内の障害者数）	%	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25
	② ボランティアを含む参加者数／市内の障害者数	%	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
	③ 参加選手数／市内の障害者数	%	0.54	0.63	0.83	0.83	0.83

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

①障害者連合会の活動補助について要望があった。
②障害者及び障害者の家族の交流を図る場を作ることについての要望があった。
③障害者スポーツの振興のため障害者が参加しやすい環境を整えるよう要望があった。

財源内訳	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	1,027	0	0	0	0
(4)一般財源	(千円)	1,788	4,385	334	334	334
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)	(千円)	2,815	4,385	334	334	334
①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	3,236	4,806	755	755	755
（参考）人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者連合会の活動を通して障害者が交流を図ることにより社会参加が促進される

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：参加者数を増やす必要がある

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性があると思われる事業が他にある可能性がある

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：内容を見直し、多少の削減は可能である。補助金の削減および委託料の減額は事前に連合会との交渉が必要である

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：できない

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：対象世帯や金額は各市町村で異なっているため比較はできない

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ● 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：魚津市障害者連合会と連合会の各種事業にいかに多くの方に参加してもらうかということを協議しながら、委託事業等の見直しもあわせて検討する

中・長期的（３～５年間）：内容、他の事業との連携について継続的に検討する

コストと成果の方向性
コストの方向性
削減
成果の方向性
向上

★課長総括評価（一次評価）

妥当なものと考えられる

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503302					
事務事業名	障害者地域福祉計画策定事業					
予算書の事務事業名	2.障害者福祉計画策定事業					
事業期間	開始年度	平成19年度	終了年度	平成20年度	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	住田　賀津彦	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

平成20年度に策定した魚津市障害者福祉計画の進行管理を行う。

対象

（この事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

障害者、障害児

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

なし

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事業によって、対象をどのように変えるのか）

保健医療制度や福祉、教育、就業制度など障害者に関係する様々な問題をクリアーし障害者の自立支援に寄与する。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 策定委員会予定回数	回	2	1	1	2	1
	②						
	③						
活動指標	① 策定委員会実施回数	回	2	0	1	2	1
	②						
	③						
成果指標	① 予定回数/実施回数	%	100.00	0.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成10年にリハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念に「魚津市障害者福祉計画」を策定したが障害者自立支援法の制定や在宅福祉の見直し等の流れの中で、平成21年度から平成23年度までの３ケ年計画を作成した。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者基本法第9条第3項及び障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画として位置づけられており、今後も社会情勢等の変化に伴い変更が予想される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	272	0	65	300	65
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	272	0	65	300	65
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	2	1	1	1	2
②事務事業の年間所要時間		（時間）	880	20	20	800	20
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		（千円）	3,700	84	84	3,364	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	3,972	84	149	3,664	149
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

未調査のため不明

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者基本法等に基づき市町村の策定が義務付けられている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：
・障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項、
・障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：業務の内容から考慮して、妥当と思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：事務処理に要する時間のみであり、削減できない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担はない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市もほぼ同様と思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：平成21年度から平成23年度までの計画として進行管理を行う。
平成24年度からの３カ年計画を策定する。

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

国の法律、市の施策等に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502202					
事務事業名	障害者福祉施設整備事業					
予算書の事務事業名	3.障害者福祉施設整備事業					
事業期間	開始年度	昭和56年度	終了年度	平成31年度	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	堀内　京子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

障害者援護施設の整備に係る経費の一部を助成することで、施設整備を促進し、サービス基盤の整備を図る。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者支援施設	対象指標 ① 市内の満18歳以上の施設訓練等を希望する者の数	人	2	2	2	2	2
		対象指標 ② 既に入所している者の数	人	82	80	79	79	79
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 社会福祉法人の３者に対し、補助金を交付した。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 施設に入所している者の数	人	83	80	79	79	79
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） サービス基盤の整備・・・施設支援が必要な障害者が施設支援を受けることができる。	成果指標 ① 施設に入所している者の数/希望している者の数+既に入所している者の数	%	98	98	97.65	97.65	97.65
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

社会福祉法人による施設整備に伴う助成の要望

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	16,333	12,004	11,139	8,282	5,382
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	16,333	12,004	11,139	8,282	5,382
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	411	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	16,744	12,425	11,560	8,703	5,803
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,110	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者自立支援法の施行により、施設への入所から在宅やグループホームで暮らすという流れに変化していくと思われる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

２法人は、新川圏域で実施している。
１法人は、富山県内の市町村で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	事業を実施することにより施設入所ができる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている

● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当

○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当

○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当

○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	償還金に対する補助で債務負担しているので削減できない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	事務処理に要する時間のみであり、削減できない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし 適正化の余地なし	説明	なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	他市もほぼ同様の考え方をとっていると思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
● 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

● 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（3～5年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502203					
事務事業名	障害者介護給付費等審査会事業					
予算書の事務事業名	4.審査会関係費					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	堀内　京子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）
障害者が障害福祉サービスを受けるために必要な障害程度区分を決定するため、審査会を開催する。

対象
（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
障害福祉サービスを受けるために障害程度区分を決定する必要がある方

手段
＜平成21年度の主な活動内容＞
審査会を7回開催し、55人の障害程度区分を判定した。

＊平成22年度の変更点
なし

意図
（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
障害程度区分を決定することにより、障害福祉サービスを受けれるようになる。

その結果
＜施策の目指すすがた＞
福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 障害福祉サービスを希望し、審査会の区分判定を受けるべき者の数	人	22	55	40	40	40
	②	人					
	③						
活動指標	① 審査会により障害程度区分が判定された者の数	人	22	55	40	40	40
	②						
	③						
成果指標	① 障害福祉サービスを希望し、審査会の区分判定を受けるべき者の数／審査会により障害程度区分が判定された者の数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
障害者自立支援法の施行による。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	443	386	707	707	707
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	442	381	707	707	707
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	885	767	1,414	1,414	1,414
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	460	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,845	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	2,730	1,608	2,255	2,255	2,255
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
施設の新体系への移行状況・時期により、審査件数が増減する。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県内の全市町村で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者がサービスを受けれるように審査会を開催することは必要である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし / 適正化の余地なし

説明：なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：なし

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		
次年度（平成23年度）	現状どおり実施	
中・長期的（3～5年間）	現状どおり実施	

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成　果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502204					
事務事業名	障害者自立支援制度円滑事業					
予算書の事務事業名	5.障害者自立支援制度円滑事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	堀内　京子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
障害者が障害福祉サービスを受けるために必要な認定区分調査や事務手続きを行う。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害福祉サービスを受けるために障害程度区分を決定する必要がある方	対象指標 ① 障害福祉サービスを希望する者の数	人	38	42	50	50	50
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 42人の認定区分調査を実施した。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 認定調査を受け、障害福祉サービスを受けた者の数	人	38	42	50	50	50
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 認定区分調査をした後、障害程度区分を決定することにより、障害福祉サービスを受けれるようになる。	成果指標 ① 障害福祉サービスを希望する者の数／認定調査を受け、障害福祉サービスを受けた者の数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
障害者自立支援法の施行による。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	5,422	3,859	3,320	2,500	2,500
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	6,641	3,475	4,856	3,500	3,500
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	12,063	7,334	8,176	6,000	6,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	400	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,604	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	13,667	7,755	8,597	6,421	6,421
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
施設の新体系への移行状況・時期により、調査件数が増減する。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県内の全市町村で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者がサービスを受けれるように調査をすることは必要である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

- なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

- なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

- なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

- なし

説明：なし

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

- なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

- 特定受益者あり・負担なし
- 適正化の余地なし

説明：なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：なし

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ● 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	現状どおり実施	コストの方向性：維持
中・長期的（3～5年間）	現状どおり実施	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502205					
事務事業名	障害福祉サービス費等給付費事業					
予算書の事務事業名	6.障害福祉サービス費等給付費事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	堀内　京子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
障害福祉サービスを希望する障害者に対し、支給の要否を決定し、支給決定者がサービスを受けた場合、その給付費を支払うことにより自立した生活を支援する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害福祉サービスを希望する障害者	対象指標 ① 障害福祉サービスの希望件数	人	3,307	3,605	3,500	3,600	3,700
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 障害福祉サービスを希望する障害者に対し、支給の要否を決定し、支給決定者がサービスを受けた場合、その給付費を支払う。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 障害福祉サービスの受給件数	人	3,307	3,605	3,500	3,600	3,700
		活動指標 ② 障害福祉サービスの給付費	千円	312,905	356,235	365,000	370,000	380,000
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） サービスを受けることにより、自立した生活を可能とする。	成果指標 ① 障害福祉サービスの受給者数／障害福祉サービスの希望者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	212,721	245,097	267,300	273,000	276,750
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	59,179	68,283	89,700	92,000	93,250
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	271,900	313,380	357,000	365,000	370,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	1,300	1,500	1,400	1,400	1,400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	5,213	6,308	5,887	5,887	5,887
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	277,113	319,688	362,887	370,887	375,887
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
障害者自立支援法により支給決定方法や支給体系が見直され、現行の方法が平成18年10月から実施された。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
利用者負担等を増やすべきではない。

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
法に基づき同様に実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害福祉サービスを実施することは障害者の生活のための大きな支援である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

- なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

- なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

- なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

- なし

説明：なし

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

- なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

- 特定受益者あり・負担あり
- 適正化の余地なし

説明：国が定める基準による。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：国が定める基準による。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

- 次年度（平成23年度）：なし
- 中・長期的（3～5年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：**増加**

成 果の方向性：**維持**

★課長総括評価(一次評価)

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502207					
事務事業名	身体障害者更生医療給付事業					
予算書の事務事業名	7.自立支援医療費支給事業					
事業期間	開始年度	昭和24年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	浦田　あゆみ	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

身体障害者の障害の改善又は機能の維持を図るために必要な医療費の一部を公費で負担する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 更生医療の給付を希望する身体障害者	対象指標 ① 更生医療給付の決定者数	人	51	53	60	60	60
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 更生医療の給付を受けようとする身体障害者に対し、給付の要否を決定し、その給付費を支払う。 ＊平成22年度の変更点 平成22年４月１日より肝臓機能障害の身体障害者手帳が交付されることに伴い、更生医療として、肝臓移植後の抗免疫療法が追加された。この給付分が増える見込み。	活動指標 ① 更生医療の給付支払実人員	人	42	37	60	60	60
		活動指標 ② 更生医療の給付費	千円	2,163	2,341	3,500	3,500	3,500
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 身体障害者の障害の改善又は機能の維持を図る。	成果指標 ① 更生医療の給付支払実人員／更生医療給付の決定者数	%	82.00	70.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高額の医療を公費負担により安心して受けられる結果、障害があっても身体機能を維持することができる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,622	1,755	3,240	3,240	3,240
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	557	586	1,120	1,124	1,124
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	2,179	2,341	4,360	4,364	4,364
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	400	400	400	400	400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	3,861	4,023	6,042	6,046	6,046
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者自立支援法により支給決定方法や支給体系が見直される可能性がある。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

法に基づき同様に実施していると思われる。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：必要とされる医療は非常に高額であるが、更生医療を利用することで負担が軽減される。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：国が定める基準に従っており、削減の余地はない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：規定どおり事務処理を実施している。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：法律に基づき適正な処理を行うことにより公平性が維持される。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：法律に基づいた負担である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ● 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502208					
事務事業名	重度心身障害者等医療費助成事業					
予算書の事務事業名	8.重度心身障害者医療費助成事業					
事業期間	開始年度	昭和49年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	向中野芳和	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

心身に障害のある方に医療費負担を助成し、福祉の増進を図っている。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） １歳～６５歳未満で重度の障害のある人（身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Ａ） ６５歳～６９歳で軽度の障害のある人　（身体障害者手帳４級の一部、5級、6級、療育手帳Ｂ） 65歳以上の重度、中度の障害のある人（身体障害者手帳1級～3級、4級の一部、療育手帳Ａ、障害者年金1級、2級）	対象指標	① 対象者数	人	1,225	1,267	1,200	1,200	1,200
			②						
			③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 自己負担金の額から国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付の額を控除した額を助成。　県補助１/２ ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標	① 助成額	千円	117,919	133,881	150,620	150,620	150,620
			②						
			③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 医療費の負担がなくなり、受診しやすくなる。	成果指標	① 助成額	千円	117,919	133,881	160,000	160,000	160
			②						
			③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

重度心身障害者（１歳～６５歳未満）は、疾病に対する免疫力も弱く、長期にわたる治療が必要で、医療費が家計に大きな影響を与えていたことから、重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、昭和49年に制度が創設された。
一方65歳以上の心身障害者への助成制度は、長期にわたる治療が必要で、特に高齢者は低所得であり、医療費が家計に大きな影響を与えていたことから、高齢の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、昭和47年に創設。昭和58年に、老人保健法の施行にあわせて制度を見直し、今の制度になった。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	59,324	57,281	63,500	63,500	63,500
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	26,864	19,843	33,000	33,000	33,000
	(4)一般財源	(千円)	59,205	56,757	63,500	63,500	63,500
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	145,393	133,881	160,000	160,000	160,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	150,439	138,927	165,046	165,046	165,046
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成18年4月から措置で施設に入っていた人も対象となったので、増加した。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内すべての市町村で同じ事務事業を実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	身体障害者の医療費の一部を公費で負担する

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	魚津市重度心身障害等医療費助成条例（昭和58年魚津市条例第1号）

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	法律に基づき執行されるので、削減の余地はない

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	削減の余地はほとんどない

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	法律に基づき執行されるので、適正化の余地はない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	単独の助成を行う市町もあるが、ほぼ平均水準と思われる

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし
	中・長期的（３～５年間）	なし

コストと成果の方向性

コストの方向性
増加
成果の方向性
維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502209					
事務事業名	補装具給付事業					
予算書の事務事業名	9.補装具費給付事業					
事業期間	開始年度	昭和24年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	浦田　あゆみ	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード3	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

身体障害者（児）に対し、障害を補完するために必要な補装具を購入・修理するための費用を給付することにより、自立した生活を支援する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 身体障害者（児）で補装具費の給付を希望する者						
対象指標	① 補装具費給付の希望件数	件	100	102	120	120	120
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 補装具費の給付を受けようとする身体障害者（児）に対し、給付の要否を決定し、その公費負担分を支払う。 ＊平成22年度の変更点 低所得世帯の給付は全額公費負担とする。 （世帯の範囲は18歳以上は障害者本人とその配偶者、18歳未満は住民票上の世帯全員とする。）						
活動指標	① 補装具費の給付件数	件	100	101	120	120	120
	② 公費負担額	千円	8,136	9,489	9,000	9,000	9,000
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 補装具費を給付することにより、購入・修理にかかる費用負担を軽減でき、障害を補い、自立した生活を送れる。						
成果指標	① 補装具費の給付件数／補装具費給付の希望件数	%	100.00	99.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

身体障害者福祉法

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	6,102	7,116	6,750	6,750	6,750
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	2,034	2,373	2,250	2,250	2,250
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	8,136	9,489	9,000	9,000	9,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	400	400	400	400	400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	9,818	11,171	10,682	10,682	10,682
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成18年の障害者自立支援法により現物給付から補装具費の支払となり、ストマ用装具が補装具から日常生活用具へ移行するなどの変化があった。
平成22年度からは、低所得者の自己負担額はゼロ（全額公費負担）となり、障害者自立支援法の廃止後は応益負担から応能負担に変化していくと思われる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

補装具の種類により県の判定が必要だが、それにより支給決定までの期間がある程度かかるため、早く購入・修理を必要とする方には不都合な場合がある。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

法に基づき同様に実施していると思われる。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：補装具は障害を補い、日常生活を可能にしていくために必要な道具で、その購入・修理の費用負担が補装具費の支給によって軽減されている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：購入・修理の単価基準が国で定められており、それに基づき給付費を算定しているため。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：適当と思われるため。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：国の方針で平成22年度より障害者自立支援法にかわる新しい制度ができるまでの間、低所得者の負担がゼロになった。今後は応益負担から応能負担に変化していくと思われる。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：国で定められた基準に基づいている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ● 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502212					
事務事業名	相談支援事業					
予算書の事務事業名	10.地域生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成14年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	岩渕　有紀	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
障害を持つ者又はその保護者等からの相談を受けて、各種福祉サービスの調整等をすること。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害を持つ者又はその保護者等で、相談を希望する者						
対象指標	① 障害を持つ者又はその保護者等で相談をしたい者（延べ数）	人	1,590	1,617	1,600	1,600	1,600
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 事業を委託し、実施する。 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 相談件数	人	1,590	1,617	1,600	1,600	1,600
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 障害を持つ者又はその保護者等から相談を受けることにより障害者の自立と社会参加の促進を図る。						
成果指標	① 障害を持つ者又はその保護者等で相談をしたい者（延べ数）/相談件数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
平成１２年度から国のモデル事業として取り組む。

財源内訳	(1)国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	（千円）	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	（千円）	8,151	10,547	10,603	10,600	10,600
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		（千円）	8,151	10,547	10,603	10,600	10,600
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		（千円）	8,572	10,968	11,024	11,021	11,021
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
・平成１２年より国のモデル事業として取り組む。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
自立支援法により、各市町村同様に実施していると思われるが、具体的な内容の把握はしていない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者が安心して生活することができる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法第77条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：相談内容も複雑化しており、これ以上、委託料を減らすことはできない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市町においても負担がないと思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502212					
事務事業名	地域生活支援給付関係事業					
予算書の事務事業名	10.地域生活支援事業					
事業期間	開始年度	昭和24年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	森崎　陽子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

障害者に対し、地域生活支援事業に関するサービスを給付することにより、地域での生活を支援する。障害者に日常生活に必要な用具を給付する日常生活用具給付事業、障害児（者）を一時見守り、預かる日中一時支援事業など。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者（児）でサービスを希望する者	対象指標 ①	日常生活用具、日中一時支援サービスの希望件数	件	2,021	2,022	2,100	2,100	2,100
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ サービスを受けようとする障害者に対し、給付の要否を決定し、その公費負担分を支払う。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ①	日常生活用具、日中一時支援サービスの給付件数	件	2,021	2,022	2,100	2,100	2,100
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） サービスを給付することにより、地域で安心して暮らせる。	成果指標 ①	日常生活用具、日中一時支援サービスの給付件数／日常生活用具、日中一時支援サービスの希望件数	%	100	100	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしている。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

障害者自立支援法

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	10,330	7,584	9,000	9,000	9,000
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	7,639	2,529	7,426	7,426	7,426
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	17,969	10,113	16,426	16,426	16,426
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	700	700	700	700	700
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	2,944	2,944	2,944	2,944	2,944
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	20,913	13,057	19,370	19,370	19,370
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者自立支援法により平成18年10月より地域生活支援事業となる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

法に基づき同様に実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：サービスを給付することは障害者の地域生活のための大きな支援である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：サービスによるが、原則１割負担となっている。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市と同水準である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（3～5年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：**増加**

成　果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502212
事務事業名	社会参加促進事業
予算書の事務事業名	10.地域生活支援事業
事業期間	開始年度：平成8年度以前　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　● ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	堀内　京子
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け コード２	245033
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	生きがいと社会参加
基本事業名	ふれあい・交流の促進

予算科目 コード３	001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）
障害者の機能回復を図るとともに、障害者相互、障害者とボランティアとの交流を図ることなどを目的として、社会参加促進事業を実施する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者						
対象指標	① 市内の障害者数	人	2,309	2,362	2,400	2,400	2,400
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 障害者団体等と委託契約し、事業を実施した。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 参加者数	人	200	200	200	200	200
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 障害者相互、障害者とボランティアと交流することなどにより、生きがいと社会参加の促進が図れる。						
成果指標	① 参加者数／市内の障害者数	%	8.36	8.33	8.33	8.33	8.33
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的な社会参加をしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
障害者の交流を図る場を作ることについて要望があった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,909	2,103	1,862	1,862	1,862
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	1,526	1,231	1,271	1,271	1,271
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	3,435	3,334	3,133	3,133	3,133
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	3	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	500	400	400	400	400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	2,005	1,682	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	5,440	5,016	4,815	4,815	4,815
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,010	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
障害者自立支援法により平成18年10月より地域生活支援事業となる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
調査していないため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：障害者が交流を図ることにより社会参加が促進される。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：参加者数を増やす必要がある。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：内容を見直し、少し削減することは可能である。ただし、団体との交渉が必要である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：負担をとることは適当でないと思われる。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：他市も負担をとってないと思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施　　年度
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：コストを削減する方向で検討する。

中・長期的（3～5年間）：内容等について、検討する。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成　果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502212				
事務事業名	身体障害者デイサービスセンター運営事業				
予算書の事務事業名	10.地域生活支援事業				
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	● １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	向中野芳和	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245032
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	障害者の自立と社会参加の促進	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

身体障害者に対し、身体障害者デイサービスセンターにおいて、機能回復訓練、創作的活動、入浴、休職等のサービスを提供する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 居宅生活支援費（デイサービス）支給決定者	対象指標 ① 利用決定者	人	39	15	40	40	40
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 居宅生活支援費（デイサービス）支給決定者に身体障害者デイサービスセンターにおいて、機能回復訓練、創作的活動、入浴、休職等のサービスを提供した。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① デイサービスセンター利用延べ人数	人	2,264	806	2,100	2,100	2,100
		活動指標 ② 在宅障害児デイケア事業利用延べ人数	人	117	164	145	145	145
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） サービスの提供を受けることにより、在宅生活における自立の促進や生きがいを高める。	成果指標 ① 利用決定者/デイサービス利用延べ人数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

魚津市身体障害者デイサービスセンター条例

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

障害者自立支援法により見直され、市単独施設となる。18年度より（福）魚津市社会福祉協議会を指定管理者に指定しており、21年度からは富山型デイサービス制度施設として運営。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	165	130	223	223	223
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	18,835	11,433	11,340	11,340	11,340
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	19,000	11,563	11,563	11,563	11,563
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	2	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	150	150	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	631	631	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	19,631	12,194	11,984	11,984	11,984
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

利用者負担等を増やすべきではない。

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

実施している市町村が少ない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者の通所施設として重要である

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：利用者のニーズを把握することにより、質の高いサービスの提供を行うことができる

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：平成21年度から富山型デイサービス制度を導入し、介護制度も利用できるようになったため、指定管理委託料が大幅に減となった

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：指定管理者は指定管理料に基づき適正に管理運営業務を行っていると思われるため現状のままとしたい

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：障害者の生きがいを高めるための場となっているため現在の利用料金が適当と認められる

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：妥当

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：市の障害者施設としてデイサービスセンターをどう位置づけるかを検討する

中・長期的（３～５年間）：市の障害者施設としてデイサービスセンターをどう位置づけるかを検討する

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づき実施されており、妥当である

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502212
事務事業名	地域活動支援センター事業
予算書の事業名	10.地域生活支援事業
事業期間	開始年度：平成18年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　○ ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	岩渕　有紀
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	自立支援サービス
基本事業名	障害者の自立支援サービス

予算科目 コード３	001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）

地域活動支援センターに精神障害者等が通い、創作的活動又は社会との交流の促進及び障害者等の地域生活支援の促進を図ること。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 魚津市、黒部市、入善町及び朝日町の精神障害を有する者とその家族						
	対象指標 ① 利用者実数（魚津市分）	人	50	51	60	60	60
	対象指標 ②						
	対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 医療法人社団信和会障害者社会復帰センターあゆみの郷に委託、実施。 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
	活動指標 ① 利用者延数（魚津市分）	人	3,463	3,664	4,000	4,000	4,000
	活動指標 ②						
	活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 精神障害を持つ者又はその家族が、随時、相談支援、創作活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図ることにより、地域生活の支援を受ける。						
	成果指標 ① 創作的活動及び生産活動の機会の提供数	回	66	128	130	130	130
	成果指標 ② 創作的活動及び生産活動の参加者数	人	832	1,347	1,400	1,400	1,400
	成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的な社会参加をしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

障害者自立支援法に基づく、「地域生活支援事業実施要綱」が適用された平成18年10月1日から実施。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	3,971	3,750	3,409	3,500	3,500
	(4)一般財源	(千円)	3,529	3,750	4,091	4,000	4,000
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	12,421	12,421	12,421	12,421	12,421
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

黒部市、入善町、朝日町とは、実施協定書を結び、事業所所在地である魚津市が一括契約して、当事業を実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：精神障害者の自立と社会参加へ向けた事業を実施している

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：適切である

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：社会復帰している精神障害者は多く、さらなる精神障害者の利用

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：精神障害者等や関係者からの相談時に、地域活動支援センターを紹介することにより、センターの利用が増える。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：委託事業のため、委託料のみの事業費である。委託料は、国が示している基準に基づき算定したものであり、減額はできない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：委託に係る事務のみであり、これ以上の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：受益者負担が必要と思われる入浴サービスを受ける際には、１回100円か、月1000円の利用料を支払っている。利用者の経済状況からみても、これ以上の負担は困難と思われる。また、負担が増えることにより、利用者が減り、交流機会が減ることになれば、この目的を果たすことができない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：一括委託している市町は、同額。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：精神障害者や家族、関係機関からの相談時、地域活動支援センターを紹介。また、地域活動支援センターが一般住民を対象としたものや、住民との交流促進の事業を実施する中で、さらなるPRを図り、地域活動支援センターの目的などを周知し、必要な方の利用を図る。

中・長期的（３～５年間）：上記と同じ

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503201				
事務事業名	障害者福祉タクシー事業				
予算書の事務事業名	11.障害者福祉タクシー事業				
事業期間	開始年度：昭和60年度	終了年度：当面継続	業務分類：５．ソフト事業		
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	浦田　あゆみ	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245032
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	障害者の自立と社会参加の促進	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅の重度障害者、難病患者に対し、年間5,000円分のタクシー券又はガソリン券を現物給付している。

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① 申請者数	人	265	263	300	300	300
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① タクシー券、ガソリン券給付人数	人	265	263	300	300	300
活動指標 ② タクシー券、ガソリン券利用実績	千円	1,163	1,154	1,500	1,500	1,500
活動指標 ③						
成果指標 ① 給付人数／申請者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象：（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

以下のいずれかにあてはまる在宅の障害者、難病患者。
①身体障害者手帳1・2級の所持者で、視覚・下肢・体幹・移動機能に障害を持つ者
②療育手帳Ａの所持者
③精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者
④難病患者で重症患者の認定を受けている人

手段：＜平成21年度の主な活動内容＞

在宅の重度障害者、難病患者に対し、年間5,000円分のタクシー券又はガソリン券を現物給付した。

＊平成22年度の変更点

特になし

意図：（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

移動にかかる経費を節減することで、障害者が外出しやすいようにし、社会参加を促進する。

その結果：＜施策の目指すすがた＞

障害者が地域社会のさまざまな分野で積極的な社会参加を行い、いきいきと生活する。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

移動にかかる経費を節減することで、障害者が外出しやすいようにするために開始

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(4)一般財源	(千円)	1,163	1,154	1,500	1,500	1,500
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,163	1,154	1,500	1,500	1,500
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	1,584	1,575	1,921	1,921	1,921
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

ガソリン値の高騰や、民間福祉タクシー等の充実。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

年間5,000円では少ないという意見もあるが、たくさんの方に喜ばれ、役立っている。

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

対象等に差があるかもしれないが、ほぼ同様に実施していると思われる。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：**タクシー券、ガソリン券を給付することは、障害者の生活にとって大きな支援であり、社会参加の効果も期待される。**

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：**魚津市障害者等福祉タクシー事業実施要綱（平成22年魚津市告示第27号）**

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：**目的は適切と思われるが、交付の対象になっていない障害の方への助成方法を考える。**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地なし。**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：**魚津市民バスの利用も増えるような連携を考える。**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**削減の余地なし。**

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**適当と思われるためできない。**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：**要綱に基づいた事業であるため。**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：**今後も継続していく予定。**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：**なし**

中・長期的（３～５年間）：**なし**

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24302202
事務事業名	障害者住宅改善事業
予算書の事務事業名	12.障害者住宅改善事業
事業期間	開始年度：平成元年　終了年度：当面継続　業務分類：4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行　○ 2．アウトソーシング　● 3．負担金・補助金　● 4．市直営

部・課・係名等	コード1：02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	浦田　あゆみ
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード2：243022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	３．バリアフリー社会の推進
区分	住環境のバリアフリー化
基本事業名	高齢者や障害者に配慮した住宅への助成

予算科目	コード3：001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）

在宅の重度障害者が安心安全に日常生活を送り、介護者の負担を軽減するために、必要な住宅改善にかかる費用の一部を助成する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 以下のいずれかにあてはまる在宅の障害者で住宅改善の助成を希望するもの。 ①身体障害者手帳1・2級の所持者で、視覚・肢体に障害を持つ者 ②内部障害があり、補装具として車椅子の交付を受けた者 ③療育手帳Ａの所持者						
対象指標	① 住宅改善事業の申請者数	人	5	3	7	7	7
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 対象者からの申請に基づき交付決定し、実績報告を受け、支出する。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 住宅改善事業の助成金の交付決定者数	人	5	3	7	7	7
	② 住宅改善事業の助成金の助成額	千円	2,926	1,079	4,534	4,534	4,534
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅の重度障害者が安心して安全に日常生活を送ることができ、その介護者の介護負担の軽減を図る。						
成果指標	① 受給者数／申請者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 重度の障害があっても施設ではなく、家族と一緒に自宅で生活することができる。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

富山県在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱、魚津市在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,463	539	2,267	2,267	2,267
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	1,463	540	2,267	2,267	2,267
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	2,926	1,079	4,534	4,534	4,534
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	400	400	400	400	400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	4,608	2,761	6,216	6,216	6,216
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

重度の障害があっても自宅での介護や生活を希望する方が増えると思われる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県要綱に基づき同様に実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大
○ 直結度中
○ 直結度小

説明：**この事業により、障害のある方も在宅で生活できるようになる。**

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：**富山県在宅重度障害者住宅改善費助成事業助成金交付要綱**

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地なし。**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：**連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**対象者は限られており、助成できる工事費は見積を精査しているため、削減余地はない。**

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**適切と思われるため。**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：なし

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：**県の補助金事業のため、県内市町村は一律の基準に基づいて決定している。（富山市は市単独）**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503301				
事務事業名	障害者交流センター運営事業				
予算書の事務事業名	13.障害者交流センター運営事業				
事業期間	開始年度	平成15年度	終了年度	当面継続	業務分類	1．施設管理
実施方法	● 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	向中野芳和	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245033
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	ふれあい・交流の促進	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

障害者の自立と社会参加の促進のため、講習会やレクリエーション等を行ない障害者相互の交流を推進している。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者及び各種講習会等を支援してくれるボランティア	対象指標 ① 交流センター利用者数	人	9,937	9,709	10,000	10,000	10,000
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 魚津市交流センタ条例第15条に規定する以下の事務を委託 ①施設、付属設備及び物品の保全並びに調整に関すること、②施設の場内整理に関すること、③施設内の清潔整頓その他環境の整備に関すること、④利用の承認及び不承認並びに承認の取り消しに関すること。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 交流センター利用者数	人	9,937	9,709	10,000	10,000	10,000
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 障害者が交流センターで開催される講習会やレクリエーションに参加することにより障害者相互の交流の輪を広げ、自立や社会参加を促進し生きがいを高める。	成果指標 ① 実利用者数／実利用者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的な社会参加をしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

障害者交流センター条例

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	3,405	3,500	3,500	3,500	3,500
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	3,405	3,500	3,500	3,500	3,500
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	3,826	3,921	3,921	3,921	3,921
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

管理及び運営は市単独の施設である。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

障害者の交流の場として快適に利用できる。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

実施している市町村が少ない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者が外出して障害者相互の交流を図ることは、自立の促進を高めるとともに、介護者の負担を軽減する在宅支援になる

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：利用者のニーズを把握することにより、質の高いサービスの提供を行うことができる

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：指定管理者は指定管理料に基づき適正に管理運営業務を行っていると思われる

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：魚津市だけでなく近隣市町の施設等の利用も多く、年々利用者が増加している。利用者ニーズが多く、現行の人員で対応していく必要がある

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：障害者の生きがいを高める場となっていることもあり、現在のとおり利用料金を徴しないことが適当と思われる

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：障害者の生きがいを高める場となっていることもあり、現在のとおり利用料金を徴しないことが適当と思われる

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：現行の運営状態を維持しながら、サービスの向上を図っていく

中・長期的（３～５年間）：障害者の自立と社会参加を促進するための交流の場として今後とも安定したサービスの維持を図る

コストと成果の方向性	
コストの方向性	維持
成果の方向性	維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づいて実施されており、妥当である

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502213				
事務事業名	在宅障害児（者）デイケア事業				
予算書の事務事業名	14.在宅障害児（者）デイケア事業				
事業期間	開始年度	平成11年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	森崎　陽子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅で障害児（者）の介護を行う保護者等が日中の一時的な時間に当該障害児（者）を家庭で介護することが困難になった場合に、市の指定する施設で一時的に当該障害児（者）を保護することで、在宅障害児（者）とその家庭の福祉の向上を図るもの。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

魚津市に住民票を有する者、又は外国人登録されている者の内、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児（者）

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

障害児（者）の一時保護を保護者の申請に基づき、あらかじめ委託契約を締結した施設で実施

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

通院や学校行事への出席、冠婚葬祭等、保護者が障害者を介護できない社会的理由のあるときだけでなく、私的理由で障害児（者）の介護が困難な場合にも当該障害児（者）を安全に保護することができる。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

福祉サービスが充実し、高齢者や障害者（児）が自分らしく自立しながら安心して暮らしている。

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① 市内在住の身体障害者手帳保持者数	人	1,905	1,935	1,935	1,935	1,935
対象指標 ② 市内在住の療育手帳保持者数	人	256	265	265	265	265
対象指標 ③						
活動指標 ① 事業利用者数	人	13	12	15	15	15
活動指標 ② 延べ利用回数	回数	746	751	800	800	800
活動指標 ③ 事業実施施設数	施設	3	3	3	3	3
成果指標 ① 利用希望回数/利用実績回数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標 ②						
成果指標 ③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

富山県の補助事業として平成11年度から始まった。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	940	922	1,012	1,012	1,012
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	940	923	1,014	1,014	1,014
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,880	1,845	2,026	2,026	2,026
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	200	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	841	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	2,721	2,266	2,447	2,447	2,447
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内同一の内容で実施

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：障害児（者）の安全確保はもとより保護者の負担軽減に大きく貢献しており、利用者のニーズの高い事業である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：事業内容がほぼ同じものとして「日中一時支援事業」があり、事業の統合も考えられる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：県の補助事業であり、事業内容等の変更は困難である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在の業務時間は委託契約締結や支払業務、県補助交付申請等の事務に要する時間のみであるため。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：障害児の一時預かりに対する県補助事業であり、負担適正化の余地なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：当面は現状維持

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施　　年度
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（3～5年間）：日中一時支援事業との統合について検討する余地あり

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成　果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502214				
事務事業名	障害児わくわく子育て支援事業				
予算書の事務事業名	15.障害児わくわく子育て支援事業				
事業期間	開始年度	平成15年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	森崎　陽子	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

放課後、土曜日及び長期休暇中の障害児の遊びや生活の場を設け、障害児の主体性や社会性を育成するとともに障害児の保護者の介護負担の軽減を目的とする。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 盲学校、ろう学校若しくは養護学校又は小学校若しくは中学校の特殊学級に在籍する児童及び生徒で、本事業の利用を登録した者の内、魚津市に住民票を有する者						
対象指標	① 当事業利用登録者数	人	3	3	2	3	3
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 放課後等、指導員（保育士、児童指導員、看護師若しくは養護学校教諭等教職員の資格を有する者又は障害児の指導に知識経験を有すると認められる者）を配置し、空き教室等で障害のある児童を指導する。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 年間延べ実施時間数	時間	800	800	800	800	800
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 障害児が安心して遊び、生活する場を設けることにより障害児の主体性や社会性を育成する。						
成果指標	① サービス利用者数/登録者数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、障害児が自分らしく自立しながら安心して暮らしている。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

富山県の補助事業として平成15年度から始まった。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	139	134	84	134	134
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	324	306	271	324	324
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	463	440	355	458	458
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	631	608	523	626	626
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内同一の内容で実施

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：家庭以外で安心して活動できる場を提供することで障害児に主体性や社会性を持たせることができる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：県補助対象事業であり、事業内容等の変更は困難である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在の業務時間は委託契約締結業務や支払業務、県補助交付申請等の事務に要するものであるため。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：県補助事業であり、負担適正化の余地なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：当面は現状維持

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

年度：

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（3～5年間）：当面見直しの余地なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成　果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502215
事務事業名	特別障害者手当等支給事業
予算書の事務事業名	16.特別障害者手当等支給事業
事業期間	開始年度：昭和39年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等		民生部
課名等		社会福祉課
係名等		福祉保護係①
記入者氏名		浦田　あゆみ
電話番号		0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱		第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名		第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名		５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分		自立支援サービス
基本事業名		障害者の自立支援サービス

予算科目	コード３	001030105
会計		一般会計
款		３．民生費
項		１．社会福祉費
目		５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）
常時特別な介護を要する重度の障害のある者（児）に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① 特別障害者手当等の受給者延数	人	357	347	432	432	432
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① 特別障害者手当等の支給額	千円	6,461	6,558	8,241	8,241	8,241
活動指標 ②						
活動指標 ③						
成果指標 ① 受給者一人当たりの受給額（月額）	円	18,400	18,899	18,400	18,400	18,400
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象：（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
常時特別な介護を要する重度の障害のある者（児）で手当の受給を希望するもの

手段：＜平成21年度の主な活動内容＞
対象者からの申請をうけ、医師の診断書に基づき国の基準により認定作業を行い、支給決定者に対して手当を支給する。

＊平成22年度の変更点
なし

意図：（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
手当の受給により、経済的負担を軽減する。

その結果：＜施策の目指すすがた＞
福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金（千円）	4,845	4,918	6,180	6,180	6,180
財源内訳	(2)地方債（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他(使用料・手数料等)（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	(4)一般財源（千円）	1,615	1,640	2,061	2,061	2,061
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)（千円）		6,460	6,558	8,241	8,241	8,241
①事務事業に携わる正規職員数（人）		1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間（時間）		300	300	300	300	300
B．人件費（②×人件費単価/千円）（千円）		1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
事務事業に係る総費用（A＋B）（千円）		7,722	7,820	9,503	9,503	9,503
（参考）人件費単価（円@時間）		4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし。

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
法に基づき同様に実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：障害者が安心して生活することができる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第1項
・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第13条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：支給決定者に対する手当の額等は法律により定められているためできない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減の余地なし。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：手当の支給事業のため負担なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：手当の支給事業のため負担なし。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		
	次年度（平成23年度）	なし
	中・長期的（３～５年間）	なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502217
事務事業名	障害者福祉年金支給事業
予算書の事務事業名	18.障害者福祉年金支給事業
事業期間	開始年度：昭和44年　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	向中野芳和
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	自立支援サービス
基本事業名	障害者の自立支援サービス

予算科目 コード３	001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）

重度障害児、者に対し、福祉年金を支給し、福祉の増進を図っている

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① 対象者数	人	755	782	747	747	747
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① 助成額	千円	9,364	9,566	9,624	9,624	9,624
活動指標 ②						
活動指標 ③						
成果指標 ① 助成額	千円	9,364	9,566	9,624	9,624	9,624
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

身体障害者手帳１級、２級　　２０歳未満で身体障害者手帳３級
療育手帳Ａ　　２０歳未満で療育手帳Ｂ
精神障害者保健福祉手帳１級　　２０歳未満で精神障害者保健福祉手帳２級、３級

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

20歳以上の身体障害者2級の方には月額500円。それ以外の対象者には月額1300円を支給している

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

少額ではあるが、対象者の生活が向上する。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

障害者に対する所得保障制度として、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度及び特別障害者手当などの各種社会手当制度を補完するものとして創設された。

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	8,000	0	0
	(4)一般財源 (千円)	9,364	9,566	1,546	9,624	9,624
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)	(千円)	9,364	9,566	9,546	9,624	9,624
①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）	(千円)	9,785	9,987	9,967	10,045	10,045
（参考）人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

対象者は楽しみにしている。県から委託を受けて実施した「障害者ニーズ調査」の結果からも手当の支給はニーズが高い。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

高岡市は心身障害者福祉年金として年額25,000円　　その他市町村でも、範囲や金額には違いがあるが、類似した制度を持っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：障害者は満足しているが、小額の助成であるため

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：障害者等介護手当支給事業と統合整理することにより、現行の両事業の事務費の合計を削減することができるものと思われる

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：申請の受付→支給の決定→システムへの入力→支払いの事務であり、これ以上の簡略化はできない

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地あり

説明：助成が小額であり、障害者等介護手当支給事業と統合・整理を図ることを検討する必要がある

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：受益者負担なし

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施　　年度
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：障害者等介護手当支給事業と統合・整理の検討

中・長期的（３～５年間）：障害者等介護手当支給事業と統合・整理の検討

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づいて実施されており、妥当である

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502216				
事務事業名	障害者介護手当支給事業				
予算書の事務事業名	17.障害者等介護手当支給事業				
事業期間	開始年度	昭和48年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係①	
記入者氏名	向中野芳和	
電話番号	0765-23-1005	

政策体系上の位置付け	コード２	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	障害者の自立支援サービス	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	５．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅障害者の保護者に対し、介護手当を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図っている。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 下記のもので常時介護を必要とする者を介護している同居者 ①身体障害者手帳１級　②療育手帳Ａ　③精神障害者保健福祉手帳１級	対象指標 ① 対象者数	人	119	101	125	125	125
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 対象者に、月額4,600円を年2回支給している。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 支給額	円	6,180	5,111	6,900	6,900	6,900
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護にかかる金銭的な負担が減ることにより、在宅介護をしやすくする。	成果指標 ① 支給額	円	6,180	5,111	6,900	6,900	6,900
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護者に対して経済的な支援をするため

財源内訳							
	(1)国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	（千円）	0	0	5,000	0	0
	(4)一般財源	（千円）	6,179	5,111	1,631	6,900	6,900
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		（千円）	6,179	5,111	6,631	6,900	6,900
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		（千円）	6,600	5,532	7,052	7,321	7,321
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

開始当初より介護制度が充実充実してきている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

対象者は楽しみにしている。県から委託を受けて実施した「障害者ニーズ調査」の結果からも手当の支給はニーズが高い。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

対象の範囲、金額に差はあるが、県内他市も同様の制度を持っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：介護者（障害者）は満足しているが小額の助成であるため

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：平成19年度から対象者の世帯の所得制限（世帯合算700万円）を導入した

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：高齢福祉係の介護手当と統合を図ることにより事務が軽減できる

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：障害者福祉年金事業と統合整理することで現行の両事業の事務費の合計を削減することができるものと思われる

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：現在、介護と障害で別々に介護手当の事務をしているが、一本化することにより事務量の軽減が図られるものと思われる

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：障害者を介護する上で小額ではあるが生活を向上させるものであるため

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：受益者負担なし

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施　　年度
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	障害者福祉年季事業との整理統合を検討	コストの方向性：削減
中・長期的（３～５年間）	障害者福祉年季事業との整理統合を検討	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づき実施しており、現在の水準は妥当であるが、将来的に削減統合の方向で見直しが必要と思われる。

二次評価の要否：必要

★経営戦略会議評価（二次評価）

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502218				
事務事業名	心身障害者扶養共済掛金助成事業				
予算書の事務事業名	19.心身障害者扶養共済掛金助成事業				
事業期間	開始年度：昭和49年度	終了年度：当面継続	業務分類：4．負担金・補助金		
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営	

部・課・係名等 コード1	02020100
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	福祉保護係①
記入者氏名	向中野芳和
電話番号	0765-23-1005

政策体系上の位置付け コード2	245022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	自立支援サービス
基本事業名	障害者の自立支援サービス

予算科目 コード3	001030105
会計	一般会計
款	３．民生費
項	１．社会福祉費
目	５．障害者福祉費

◆事業概要（どのような事業か）

富山県心身障害者扶養共済制度に加入するもののうち生活困窮者が負担する共済掛金を助成するもの

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 富山県心身障害者扶養共済制度に加入し掛金の納付を要する者で、当該年度の市県民税を課されている者のいない世帯、又は市県民税所得割を課されている者のいない世帯に属する者						
対象指標	① 助成対象者	人	4	5	4	4	4
	② 共済掛金の納付を要する者	人	9	7	10	10	10
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 共済契約者が当該年度分の共済掛金として納付した額を助成する。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 助成金額	円	827	247	300	300	300
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 共済掛金を市が助成することにより生活困窮者でも共済に加入することができ、契約者（保護者）が死亡又は重度障害者となったとき、終身一定額の年金を障害者が受けることができる。						
成果指標	① 助成率（助成対象者数/掛金納付者数）	%	44.44	57.14	40.00	40.00	40.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

昭和45年に富山県心身障害者扶養共済制度が始まり、生活困窮世帯でも共済制度に加入できるよう始まったもの。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	7	4	7	7	7
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	824	243	1,243	293	293
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	831	247	1,250	300	300
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	1,252	668	1,671	721	721
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

一部の市町のみで実施

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：生活困窮世帯でも扶養共済制度に加入できるため、保護者死亡時に重度心身障害者が年金を受給することができ、生活面での不安が解消される。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
● 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：平成20年度までの助成率は100/100であったが、平成21年度から１口目の助成率は50/100．２口目の助成率は25/100としたため、当面見直しの必要はない

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現行の業務は、加入手続き（県への進達）→県からの事務委託→掛金に対する助成事務となっており、これ以上の見直しの必要はない

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：平成21年度に助成率を見直したため当面は見直しの必要はない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：平成21年度に助成率を見直したため平均的な水準になったと思われる

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

過去の事情もあり、現在の実施状況は概ね妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24402108
事務事業名	つくし学園管理運営事業
予算書の事業名	1.つくし学園運営費
事業期間	開始年度：昭和49年度　終了年度：当面継続　業務分類：1．施設管理
実施方法	●1．指定管理者代行　○2．アウトソーシング　○3．負担金・補助金　○4．市直営

部・課・係名等	コード1	02020100
部名等		民生部
課名等		社会福祉課
係名等		福祉保護係①
記入者氏名		森崎　陽子
電話番号		0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード2	244021
政策の柱		第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名		第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名		4．総合的な子育て支援対策の推進
区分		子育て支援
基本事業名		保育サービスの充実

予算科目	コード3	001030205
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	2.児童福祉費	
目	5．つくし学園費	

◆事業概要（どのような事業か）

指定知的障害児通園施設つくし学園の管理・運営を通じて、知的障害児や発達障害児の療育と発達支援を行う。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ・つくし学園の施設 ・つくし学園通園児童 ・つくし学園通園児童の保護者 ・知的障害や発達障害と思われる在宅児とその保護者						
対象指標	① つくし学園通園児童数	人	19	23	22	22	22
対象指標	② つくし学園通園通園児童の保護者数	人	38	45	43	44	44
対象指標	③ つくし学園の施設	園	1	1	1	1	1
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ・通園児童の療育と発達支援、保護者等に対する療育相談 ・施設の維持管理・修繕 ・指定管理者による管理運営を実施（平成20年度～平成24年度の５ヵ年） ＊平成22年度の変更点 ・おおむね前年度のとおり						
活動指標	① 通園延べ児童数	人	194	252	252	252	252
活動指標	② 療育相談	回	62	90	90	90	90
活動指標	③ ケース会議	回	25	25	25	25	25
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ・通園児童の療育により、子どもが成長していくために必要な発達基盤の確立を図るとともに、地域社会に参加できるよう環境への適応性を身につける。 ・療育相談を行うことにより、保護者の育児不安を払拭する。						
成果指標	① つくし学園施設の保護者の必要度（必要と答えた保護者数/保護者数）	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ ・若い世代が安心して子どもを生み、育てられ、地域全体で子育て支援が行われる。 ・療育の拠点施設として充実し、柔軟で質の高い療育サービスや子育て支援の情報が提供される。						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

昭和49年度から、知的障害児を持つ保護者等の要望によると推測される。

財源内訳		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(1)国・県支出金 (千円)	36,555	41,860	40,248	40,248	40,248
	(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	3,415	3,962	3,840	3,840	3,840
	(4)一般財源 (千円)	△ 614	△ 2,349	△ 1,722	△ 1,722	△ 1,722
A.	予算(決算)額((1)～(4)の合計) (千円)	39,356	43,473	42,366	42,366	42,366
①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	(時間)	320	400	400	400	400
B.	人件費（②×人件費単価/千円) (千円)	1,346	1,682	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用	(A+B) (千円)	40,702	45,155	44,048	44,048	44,048
（参考）	人件費単価 (円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

・平成18年10月の障害者自立支援法施行と児童福祉法改正により、運営費が日額払い（給付費）制度に変わったため、施設の経営が不安定になったが、運営安定化事業等により経営の不安定さは緩和された。
・市直営や委託を繰り返してきたが、平成20年度から指定管理者制度にしたことにより、経費節減とより柔軟な質の高いサービスを提供できるようになった。平成21年10月から始まった「福祉・介護人材の処遇改善事業」により、保育士、児童指導員の賃金改善計画が必要となった。
・近年において発達障害児が多く見受けられるようになっており、障害児の療育に関する必要性はより高まっている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

●把握している
○把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内の他の知的障害児通園施設数、施設名、場所等を把握している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	障害児の数そのものの減少にはつながらないが、障害児の発達を支援することにより、地域社会で自立して生活するための基盤を作ることが可能である。また、療育相談を通じて障害に対する保護者の理解を深めることが可能である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、目的見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	福祉専門職を配置することにより、より一層良質な療育を提供できる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	知的障害児の療育を行う事務事業は他にはないが、健康センター（１歳６月、３歳健診）、教育委員会（就学）や保育所との連携をとる必要がある。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	指定管理者制度の移行で５ヵ年の収支計画により一定の必要経費を決めていることから削減の余地なし。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	指定管理者の基本協定書に基づき、障害児の療育に必要な最低限の保育士数の配置となっており、これ以上の人件費削減の余地なし。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	平成18年度の障害者自立支援法の施行により、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求めることとなっており、障害者に原則１割負担を求めている。国の定めによる受益者負担であることから適正化の余地なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	障害者自立支援法に定められた受益者負担金である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	指定管理期間終了後（平成25年度以降）のつくし学園の運営主体・形態等に関する協議	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

必要な事業である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24604201				
事務事業名	生活保護事業				
予算書の事務事業名	2.生活保護事業				
事業期間	開始年度	昭和27年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	02020101
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	福祉保護係②	
記入者氏名	明石　主計	
電話番号	0765-23-1077	

政策体系上の位置付け	コード２	246042
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	生活保護制度	
基本事業名	生活保護世帯への支援	

予算科目	コード３	001030301
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	３．生活保護費	
目	１．生活保護費	

◆事業概要（どのような事業か）

生活保護は、国が主体となり、生活困窮者を対象として、その困窮度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に規定する最低限度の生活を保障し、自立を援助することを目的としている。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市内に居住地を有する生活に困窮する者	対象指標 ① 被保護世帯数	世帯	104	132	140	150	160
		対象指標 ② 被保護人員	人	112	146	150	160	170
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 保護相談、扶助費の決定・支給、生活指導 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 保護相談件数	件	82	132	140	140	140
		活動指標 ② 扶助費支給額	千円	251,997	293,003	281,028	288,000	293,000
		活動指標 ③	件					
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	成果指標 ① 保護率	‰	2.42	3.21	3.30	3.30	3.30
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 全ての市民が自分らしく、健康で文化的な生活を送っています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

昭和２１年９月、旧生活保護法が制定され、同年１０月から施行された。その後、社会保障制度のあり方に関して各方面で議論が行われ、また、現実の社会情勢から、生活保護制度の拡充強化の必要性が生じたため、昭和２５年５月、旧生活保護法が全文改正され、現在の生活保護法が制定施行され今日に至っている。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	185,847	249,992	221,618	226,500	241,500
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	10	0	0
	(4)一般財源	(千円)	67,529	73,838	70,542	75,500	80,500
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	253,376	323,830	292,170	302,000	322,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	4	4	4	4	4
②事務事業の年間所要時間		(時間)	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	18,082	18,082	18,082	18,082	18,082
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	271,458	341,912	310,252	320,082	340,082
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

経済不況が長引けば被保護者も増加すると思われる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

各種資料等により概ね把握している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：**法定事務**

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：**生活保護法（昭和25年法律第144号）第84条の4**

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地なし。**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：**連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**保護の認定要件や単価等。**

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**業務の特殊性などを考慮すると削減の余地は極めて少ない。**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：**生活保護法により保護の要件等が明確に規定されている。**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：**会計検査や県、市の事務監査等により一定の公平性は保たれていると思われる。**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：**なし**

中・長期的（３～５年間）：**なし**

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23102201
事務事業名	雪対策支援事業
予算書の事務事業名	4.雪対策支援事業
事業期間	開始年度：平成元年度以前　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等	コード１	02020100
部名等		民生部
課名等		社会福祉課
係名等		福祉保護係①
記入者氏名		住田　賀津彦
電話番号		0765-23-1005

政策体系上の位置付け	コード２	245999
政策の柱		第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名		第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名		５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分		その他
基本事業名		その他

予算科目	コード３	001130201
会計		一般会計
款		13. 諸支出費
項		２．災害応急措置費
目		１．災害応急措置費

◆事業概要（どのような事業か）
大雪等緊急時に被害者宅等の除雪を実施し、安全を確保する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 障害者	対象指標 ① 除雪作業要請件数	件	0	0	10	10	10
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 障害福祉サービスを希望する障害者に対し、支給の要否を決定し、支給決定者がサービスを受けた場合、その給付費を支払う。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 除雪作業実施件数	件	0	0	10	10	10
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） サービスを受けることにより、自立した生活を可能とする。	成果指標 ① 除雪要請件数／除雪実施件数	%	0.00	0.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して暮らしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
不明

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	358	358	358
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	358	358	358
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	0	0	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	0	0	10	10	10
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	0	0	42	42	42
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	0	0	400	400	400
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
最近は暖冬傾向であるが、いつ大雪となるか予測はつかないため、予算の確保は必要である。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
利用者負担等を増やすべきではない。

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
データ等がないため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大
○ 直結度中
○ 直結度小

説明：緊急時に除雪を実施することは障害者の生活のための大きな支援である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：あくまでも応急措置である。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：他市等との比較は不可能

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

妥当である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502101					
事務事業名	高齢者等寝具クリーニングサービス事業					
予算書の事務事業名	1.高齢者生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
ひとり暮らし高齢者等で寝具の衛生管理が困難な者の寝具をクリーニングする。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 満65歳以上のひとり暮らしの要介護１以上の者または身障１・２級の者を対象とする。						
対象指標	① 要介護1以上のひとりぐらし高齢者	人	265	270	290	310	330
	② 身障１・２級のひとり暮らし高齢者	人	130	135	140	145	150
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 寝具の洗濯、殺菌、消毒の実施を年２回実施する。 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 申請者数	人	54	57	70	70	80
	② クリーニングサービス実施回数	回	2	2	2	2	2
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ひとり暮らし高齢者等が不衛生な生活となるのを予防する。						
成果指標	① 決定者数	人	54.00	59.00	70.00	70.00	80.00
	② クリーニングサービス実施割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
クリーニング業者のボランティア事業としても実施されていたが県単独事業として一本化した。

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	168	177	247	247	247
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	168	177	247	247	247
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	401	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	569	345	415	415	415
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
従前は国・県の補助制度があったが、現在は市の単独事業。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
過去に、富山県の単独補助制度の対象となっていたこともあり、ほとんどの市町村が実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：技術的に難しい。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ケアマネジャー等のサービスを仲介する方々の協力が大であり、ケアマネジャーによる支援に頼る面が大きく人件費の削減は困難と考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：介護保険制度と同等に、１割負担を求めることも可能と思われるが、すでに対象者の選定について所得制限を設けており、個人負担を徴収しないこととしたい。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
● 低い

説明：介護保険制度と同等にし、１割程度の負担徴収するかどうかが今後の課題。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：在宅支援事業の効果を最大限にするには総合的にどのような事業が必要なのかを研究する必要あり。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

県単独事業のメニューはいくつもあるが、何と何を組み合わせて実施すれば在宅生活にもっとも有効なのか、総合的に検討していく必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502101					
事務事業名	高齢者等訪問理美容サービス事業					
予算書の事務事業名	1.高齢者生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
理容院、美容院に行けない高齢者に対し、理容師等が高齢者宅をに訪問し理美容サービスを提供する。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 歩行・姿勢維持困難高齢者	対象指標 ① 歩行・姿勢維持困難高齢者	人	700	700	800	800	800
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 高齢者宅へ理美容師が赴いて、理美容サービスを提供する。 ＊平成22年度の変更点 変更無し	活動指標 ① 申請者数	人	1	2	5	5	5
		活動指標 ② 訪問理美容サービス実施回数	回	1	4	5	5	5
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の頭髪の衛生保持。	成果指標 ① 利用者数	人	1.00	4.00	5.00	5.00	5.00
		成果指標 ② 訪問理美容サービス実施割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
平成12年度以前より

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	3	6	44	44	44
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	3	6	44	44	44
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	87	90	128	128	128
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
従前は国・県の補助制度があったが、現在は市の単独事業。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
過去に、富山県の単独補助制度の対象となっていたこともあり、ほとんどの市町村が実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：高齢者が衛生的な環境で健やかな在宅生活を送ることを支援する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：技術的に難しい。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ケアマネジャー等のサービスを仲介する方々の協力が大であり、ケアマネジャーによる支援に頼る面が大きく人件費の削減は困難と考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：介護保険制度と同等に、１割負担を求めることも可能と思われるが、すでに対象者の選定について所得制限を設けており、個人負担を徴収しないこととしたい。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
● 低い

説明：介護保険制度と同等にし、１割程度の負担徴収するかどうかが今後の課題。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：在宅支援事業の効果を最大限にするには総合的にどのような事業が必要なのかを研究する必要あり。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

対象者が少なく事業費も小さいが、利用者にとっては髪の衛生を保ち気持ちよく日々を過ごすため不可欠の事業であり、当面は継続する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502101					
事務事業名	高齢者緊急通報装置設置事業					
予算書の事務事業名	1.高齢者生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、病気由来の発作等を持ち、緊急に対応する必要が在ると認められる世帯に緊急通報装置を設置する。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯で、緊急通報装置が必要な世帯

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

緊急時の駆けつけ、電話での近況観察

＊平成22年度の変更点

変更無し

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

孤独死を防ぐ。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 発作を持つひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯	人	30	30	30	30	30
対象指標	②						
対象指標	③						
活動指標	① 申請者数	ん	5	5	5	5	5
活動指標	② 廃止者数	人	2	4	5	5	5
活動指標	③						
成果指標	① 設置者数	人	18	19	23	23	23
成果指標	②						
成果指標	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で緊急に対応する必要があると認められる世帯が増えてきたため

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

従前は国・県の補助制度があったが、現在は市の単独事業。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	789	806	1,032	1,032	1,032
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	789	806	1,032	1,032	1,032
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	957	974	1,200	1,200	1,200
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

過去に、富山県の単独補助制度の対象となっていたこともあり、ほとんどの市町村が実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	ひとり暮らし高齢者の緊急時の通信手段を確保することにより、安心して在宅生活をおくれるよう支援する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	ニーズと単価のバランスの関係上、困難。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	より時間を割きたい事業と考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	仮に介護保険と同等の負担にした場合300円/月となるが、受益者も少なく、労力に見合う利益があるとは考えられない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

● 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	受益者負担はないが、利用者は少なく、利用単価は、他市より若干高め。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	変更なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	他市ではひとり暮らしの見守りの手段として相当数を設置しており、本市としても検討する必要がある。	成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

ひとり暮らし高齢者を中心に民生委員と福祉推進員が地域の見守り活動を担っているが、対象者が増えていることから設置数を増やしていく必要がある。	二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502101					
事務事業名	高齢者等日常生活用具給付事業					
予算書の事務事業名	1.高齢者生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

高齢に伴い在宅での生活が困難となった者に対し、在宅生活を継続させるための用具を給付または貸与する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の一人暮らし高齢者						
対象指標	① 65歳以上の高齢者	人	11,720	12,087	12,500	13,000	13,000
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 車椅子の貸与、電磁調理器の給付 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 申請件数	件	22	24	30	30	30
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 一人暮らし高齢者が在宅生活できるようになる。						
成果指標	① 車いす利用者数	人	22	24	30	30	30
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

不明

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	0	0	70	70	70
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	0	0	70	70	70
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	84	84	154	154	154
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

かつては、国庫補助対象となっていたが、現在は市の単独事業となっている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

従前は国庫補助メニューであったが、現在は市町村単独事業。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：一人暮らし高齢者等の在宅生活の継続に寄与している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：特に削減するところはない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：特に削減するところはない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：現に、所得区分に応じた個人負担を求めている。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：従前は国庫補助メニューであったが、現在は市の単独事業となり、国の定めた受益者負担区分に準じている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変化なし

中・長期的（３～５年間）：品目も限られていおり、在宅サービスを総合的に見直す必要がある。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

品目が限られていることから、効果が疑問であることなど、在宅サービス全体として検討する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502102					
事務事業名	在宅要介護高齢者介護手当支給事業					
予算書の事務事業名	2.家族介護者支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅で要介護3以上の者を介護している家族に手当てを支給する。
同居者が要介護3以上に認定され、引き続き在宅で介護。→介護手当を申請。→同居であるか、在宅であるかを確認し、決定する。→9月、3月に6月分をまとめて支払う。そのとき、介護認定に変更がないか、入院や入所がないか、介護者が引き続き介護を行っているかを調査し、適正と認められれば、支払い作業をする。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 在宅で要介護3以上の者を介護している家族						
対象指標	① 在宅で要介護3以上の者を介護している家族	件	430	440	440	440	450
対象指標	②						
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 手当ての支給。 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 申請者数	件	37	37	50	50	50
活動指標	②						
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅要介護者の家族に対し、経済的に支援する。						
成果指標	① 受給者数	件	37	37	40	40	40
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

重度障害者と寝たきり高齢者の介護負担の軽減を図るため昭和４８年に条例制定

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	1,000	0	0
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	1,244	1,299	426	1,426	1,426
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	1,244	1,299	1,426	1,426	1,426
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	1,665	1,720	1,847	1,847	1,847
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢者の人口増に伴い、対象者の増加と軽費の増大。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険制度の導入に伴い、県内各市町村は廃止傾向にある。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：介護する家族への経済負担を軽減する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：平成１９年度より、支給対象を低所得者世帯（住民税非課税世帯）に限定したところであり、当面の間は支給対象を平成１９年度同様としたい。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：平成19年度より、支給対象者を限定し、当該事務に要する時間を縮小したところである。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：現金支給事業なので余地なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：現金支給事業であり、他市同様、個人負担の余地なし。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：所得状況照会による支給対象世帯の限定施策の継続。

中・長期的（３～５年間）：将来的には事業廃止を視野に入れる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：低下

★課長総括評価(一次評価)

厳しい財政状況の中で支給対象者の見直し等が必要と思われたため、平成19年度から支給対象者に所得要件を設け、対象者の絞込みを実施したところであり、当面は支給対象者については、住民税非課税世帯に限定したい。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502107					
事務事業名	老人福祉電話貸与事業					
予算書の事務事業名	3.在宅福祉推進事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
電話のない世帯で、電話設置ができない生活困窮者であって、電話による安否確認が必要な世帯に電話を設置する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 安否確認が必要な65歳以上のひとり暮らしの生活困窮者。						
対象指標	① 安否確認が必要な65歳以上のひとり暮らしの生活困窮者	人	20	20	20	20	20
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 設置の廃止。サービス提供者への支払い。 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 申請者数	人	0	0	1	1	1
	② 廃止者数	人	2	0	1	1	1
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 安否確認が可能になる。						
成果指標	① 利用者数	人	7	7	7	7	7
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
不明

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	78	79	79	79	79
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	79	80	80	80	80
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	157	159	159	159	159
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	241	243	243	243	243
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
電話加入権の金額引き下げ、固定電話の普及及び福祉推進員による見守り活動により、その役割を終えようとしている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県の単独補助制度（1/2）をほとんど全ての市町村が活用している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：一人暮らし高齢者で生活困窮者の在宅生活支援

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：県補助基準単価に基づき支援しているため、事業費削減は困難である。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減の余地なし

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：本来持ち得るべきインフラを持たない人のための救済であり、本人が利用した分については、全額利用者が負担しており、適正である

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：利用者が負担すべき額は、ほぼ全国一律。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
● 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
● 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：長期的には廃止が妥当

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成　果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

対象者は非常に限られ、新規設置も年々減少傾向にあり、長期的には、廃止を検討する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502107					
事務事業名	高齢者ミドルステイ事業					
予算書の事務事業名	3.在宅福祉推進事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅での生活が中期的に困難な世帯に、滞在先を提供する。
（ショートステイ期間を超えて利用する要介護者等のショートステイ。＝ミドルステイ。）

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 要介護認定者等						
対象指標	① 要介護認定者数	人	1,900	1,995	2,000	2,000	2,000
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ミドルステイ利用者を決定し、委託契約をした。県の補助率は1/2 （県の考え方は、ショートステイの補助事業と思っている。） ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 申請者数	人	8	3	10	10	10
	② 決定者数	人	8	3	10	10	10
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 要介護認定者がショートステイ利用期間を超えて継続してショートステイを利用できる。						
成果指標	① 利用者数（月単位の延べ人数）	人	14	3	15	15	15
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度から介護保険制度が始まったのがきっかけ。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	253	12	250	250	250
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	254	13	250	250	250
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	507	25	500	500	500
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	928	446	921	921	921
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護保険法改正により、要介護者の多くは限度額内に収まるようになった。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

富山県の単独補助制度（1/2）をほとんど全ての市町村が活用している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：要介護認定者を極力、在宅でケアするため、やむを得ない場合の対応と位置づけている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：介護保険法の改正もあり、申請者数が減少しており、特に削減する余地はない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：特に削減するところはない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：介護保険制度における本人負担割合の均衡に配慮し、介護度に応じた個人負担金を平成19年度利用分より見直したところである。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県が補助基準を示しており、県内市町村の水準は一定となっている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：県単独事業として継続されるかどうかを見極めながら実施方法について検討する。

コストと成果の方向性	
コストの方向性	維持
成果の方向性	維持

★課長総括評価(一次評価)

施設入所の待機者に利用されているのが実情であり、県単独事業として継続されるかどうか見極めが必要。今後の動向を十分注意していく必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502107					
事務事業名	在宅要介護高齢者福祉金支給事業					
予算書の事務事業名	3.在宅福祉推進事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
要介護4以上の在宅で生活をしている高齢者本人に5,000円／月支給する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 要介護4以上の在宅で生活している者						
対象指標	① 要介護4以上の者	人	550	648	650	650	650
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 支給を決定した。支払いした。１/2補助 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 申請者	人	75	71	80	80	80
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 対象者の経済的な負担を少しでも軽減する。						
成果指標	① 支給決定者	人	75	71	80	80	80
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
平成12年度からの介護保険制度がきっかけ

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,697	1,647	1,700	1,700	1,700
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	1,698	1,648	1,700	1,700	1,700
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	3,395	3,295	3,400	3,400	3,400
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	3,816	3,716	3,821	3,821	3,821
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県の単独補助(1/2)制度があり、県内市町村は同様の補助制度を実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：なし

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地なし。**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：**連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**県補助要綱よりもかなり厳しい制限を設けており、本市の補助要綱も県に準じたものとしていることから、これ以上の削減は、市民の理解を得がたい。**

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**削減余地なし**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：**現金支給事業なので、余地はない。**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：**県単事業のため事業の縮小、廃止の可能性あり。受益者負担は発生しない。**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

● 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
		コストの方向性
次年度（平成23年度）	**変更なし**	**維持**
		成果の方向性
中・長期的（３～５年間）	**将来的には、在宅生活を支援するための総合的な施策作りが必要**	**維持**

★課長総括評価(一次評価)

最重度でかつ所得の少ない要介護者に限定した制度であり、県の単独事業でもあるので当分継続するのが妥当であるが、こうした福祉金が効果があるのか、在宅生活支援について総合的な施策体系の検討が必要である。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502107					
事務事業名	要援護世帯除雪助成金支給事業					
予算書の事務事業名	3.在宅福祉推進事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
65歳以上の高齢者が末永く在宅で生活できるよう、降雪期の屋根雪除雪に要する経費に対し助成する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 70歳以上の独居高齢者宅及び70歳以上の高齢者のみの世帯で県内に親類等の存在しない住民税非課税世帯。						
対象指標	① ６５歳以上の高齢者	人	11,720	12,035	12,300	12,500	12,800
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 民生委員や広報を通じ助成制度のＰＲ及び助成金の交付 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 申請件数	件	0	1	200	200	200
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅で生活する高齢者の冬期の降雪による不安を解消する。						
成果指標	① 屋根雪除雪実施世帯数	件	0	1	200	200	200.00
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心して生活する		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
高齢者の在宅生活支援を目的として、平成18年度から制度化した。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	5	1,000	1,000	1,000
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	5	1,000	1,000	1,000
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	10	2,000	2,000	2,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	168	178	2,168	2,168	2,168
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
助成要件を緩和し、助成対象を拡大して欲しい。

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県の単独補助制度があり、県内市町村は同様の補助制度を実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	在宅高齢者の生活支援

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地はない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	助成要件を厳しくし、対象者をさらに限定することは困難

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	ますます、一人くらし高齢者が増えることが予想される中、人件費の削減は困難である

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	除雪1回あたりの助成金額の上限を10,000円としており、超過する分については本人負担としていることから応分の個人負担があると考えている

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	富山県の補助要綱に基づき実施しているため、県内他市と同等の負担となっている

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	前年度同様の実施としたい	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	申請件数等をみながら将来的には助成対象者の見直しを考えたい	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

県の要綱に準拠して実施予定であり、妥当と思われる。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24302201					
事務事業名	在宅高齢者住宅改善支援事業					
予算書の事務事業名	4.在宅高齢者等住宅改善事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	243022
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	3．バリアフリー社会の推進	
区分	住環境のバリアフリー化	
基本事業名	高齢者や障害者に配慮した住宅への助成	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
65歳以上の高齢者が末永く在宅で生活できるよう、住宅を改善する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の高齢者又は、65歳以上の高齢者と同居する者	対象指標 ①	人	11,720	12,087	12,500	13,000	13,000
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 申請者に、手すり設置・段差解消・引き戸への取替え・和式から洋式便器への取替えを行った者に補助金を交付した。 ＊平成22年度の変更点 平成22年度から補助割合を対象工事額の２分の１から３分の２へと変更した。	活動指標 ① 相談件数	件	6	5	8	8	8
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅で生活しづらくなった６５歳以上の高齢者の生活を容易にする。	成果指標 ① 住環境改善世帯数	件	4	3	5	5	8
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 都市施設や住宅のバリアフリー化が進み、市民の誰もが安全・快適に行動できる、暮らしやすいまちが形成されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
高齢者の在宅生活支援の目的だ平成７年から開始し、介護保険制度発足と同時に見直した。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	74	132	900	900	900
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	74	132	900	900	900
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	148	264	1,800	1,800	1,800
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	316	432	1,968	1,968	1,968
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
富山県の単独補助制度があり、県内市町村は同様の補助制度を実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者の在宅生活支援。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：建築資材等の単価又は補助限度額を下げない限り削減困難。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：助成基準等の審査は必要。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：介護保険制度との兼合いによる。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：富山県の補助要綱に基づき実施しているため、県内他市と同等の負担となっている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：対象者の所得制限と対象個所の限定

中・長期的（３～５年間）：介護保険制度との関連で見直しが必要。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

在宅生活を続ける上で住宅改修は不可欠であるが、介護保険制度との関連で常に見直しが必要である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502106					
事務事業名	敬老福祉事業					
予算書の事務事業名	5.敬老事業					
事業期間	開始年度	平成12年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード3	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

100歳、88歳の長寿を祝う。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 100歳及び88歳の者						
対象指標	① 100歳到達者の数	人	12	14	15	15	15
	② 88歳到達者の数	人	211	199	220	240	250
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 100歳の誕生日を祝う。 敬老の日に88歳を祝う。 祝状・祝品を贈呈する。 ＊平成22年度の変更点 富山県敬老祝金のうち88歳（米寿）対象者へのお祝い金（10,000円）が廃止おｔなり、祝い状についても88歳対象者への配布は市への委託ではなく県から直接郵送となる。						
活動指標	① 100歳訪問件数	件	12	14	15	15	15
	② 88歳訪問件数	件	211	199	220	240	250
	③	人					
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が在宅で元気に暮らし続ける。						
成果指標	① 祝状及び祝品受取件数	件	201	203	211	229	240
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

不明

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	54	50	55	60	63
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	1,511	1,478	1,500	1,550	1,600
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,565	1,528	1,555	1,610	1,663
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	180	180	100	120	120
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	757	757	421	505	505
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	2,322	2,285	1,976	2,115	2,168
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

卒寿、白寿祝いもあったが、現在は県に合わせ、お祝いは100歳と米寿のみに対象者を縮小している。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

祝品については、商品券の要望がある。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内市町村は富山県のお祝い基準と整合している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：長寿をお祝いすることにより、高齢者が健やかに長寿を迎えることを促進する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：割引入浴パスの利用回数増。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：削減要素なし。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：今後対象者の増加は確実であり、担当者が事務に割く時間も確実に大きくなる見込み。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：長寿の祝いという儀礼式典の類であることから、受益者負担徴収は馴染まない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：県内自治体において、受益者負担を徴収している自治体は無い。自治体の負担としているお祝品の単価については100歳が10,000円程度、88歳が3,000円から5,000円程度であり、本市の100歳(10,000円程度）88歳(4,000円程度)への負担金額は妥当である。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：富山県敬老祝金のうち米寿対象者へのお祝い金が廃止となること及び祝状は県から対象者への直接郵送となることから、米寿の祝に関しては魚津市独自の方法で実施することが可能となる。現在の直接訪問の形式から、各地区への委託へ方法を変更することも要検討。

中・長期的（３～５年間）：最低限米寿と１００歳のお祝いは何かしらの方法で継続か。

コストと成果の方向性

コストの方向性：削減

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

対象者が年々増えることが予想されるが長寿を敬う気持ちは社会的にも保たれるべきことであり、当面継続が妥当である。
なお、祝い品の品目、贈呈方法は、見直しを検討する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502106					
事務事業名	敬老祝金支給事業					
予算書の事務事業名	5.敬老事業					
事業期間	開始年度	平成12年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード3	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

富山県の敬老祝金（100歳、88歳）支給事業の事務委託　（受給資格者調査、申請書の配布・回収、対象者の異動報告、その他必要事務）

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 100歳及び88歳の者						
対象指標	① 100歳到達者の数	人	12	14	15	15	15
	② 88歳到達者の数	人	211	199	220	240	250
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 受給資格者調査、申請書の配布・回収、対象者の異動報告、その他必要事務 ＊平成22年度の変更点 富山県敬老祝金米寿（88歳）対象者への祝金廃止。						
活動指標	① 祝金申請書送付数	件	223	213	15	15	15
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の長寿を祝う。						
成果指標	① 祝金申請書　県への提出数	件	215	198	15	15	15
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

不明

財源内訳			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	84	84	84	84	84
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

お祝いは100歳と米寿のみに対象としているが、今後は縮小の可能性も有。（県の予算減）

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

現金支給ということもあり、特に要望は無い。（受取拒否の事例も有）

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県は各市町に同様に事務委託を行っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：長寿をお祝いすることにより、高齢者が健やかに長寿を迎えることを促進する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

あり

説明：平成23年度から米寿対象者の祝金は廃止。よって100歳の方のみ祝金申請書を送付し回収、県へ送付する。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果は特に向上しない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：既に、市の敬老事業と並行して行い、事務効率向上の効果はこれ以上望めない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減要素なし。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：米寿対象者分の事務処理が必要なくなったので、業務時間は大幅に縮小

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：受益者負担はあり得ない。可能性があるのは、県の予算削減による事業縮小若しくは廃止。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：受益者負担無し。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
● 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：米寿対象者への祝金廃止

中・長期的（３～５年間）：不明

コストと成果の方向性

コストの方向性：削減

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

県の委託事業であり、引き続き継続していく必要がある

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502106					
事務事業名	ふれあい入浴事業					
予算書の事務事業名	5.敬老事業					
事業期間	開始年度	平成12年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245033
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	ふれあい・交流の促進	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

70歳以上の在宅生活の高齢者に月２回適用の割引入浴サービスを実施する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 市内70歳以上の者						
対象指標	① 割引入浴パス交付者	人	9,439	10,039	10,600	11,200	12,000
	②	人					
	③	人					
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 年度内70歳到達者への入浴カード作成、再発行業務 民生委員への配布依頼 富山県浴場業同業組合魚津支部への委託料支払 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 割引入浴入場者数	件	22,028	17,944	20,000	20,000	20,000
	②	件					
	③	人					
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が在宅で元気に暮らし続ける。						
成果指標	① 割引入浴券一人当たりの使用件数	件	2.33	1.78	1.89	1.79	1.67
	②	件					
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

不明

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	6,000	5,200	4,000	4,000	4,000
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	6,000	5,200	4,000	4,000	4,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	15	15	15
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	63	63	63
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	6,084	5,284	4,063	4,063	4,063
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

公衆浴場の減少及び、スーパー銭湯への客足の流出により、利用者数の減少が想定される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

祝品については、商品券の要望がある。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

各市町の実施事業詳細を把握

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：長寿をお祝いすることにより、高齢者が健やかに長寿を迎えることを促進する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：割引入浴パスの利用回数増。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減要素なし。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：今後対象者の増加は確実であり、担当者が事務に割く時間も確実に大きくなる見込み。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：受益者負担徴収は馴染まない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：受益者が公衆浴場の使用の度に100円負担しており、負担水準として適切と考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：浴場業同業協同組合員数の動向を見ながら委託料の見直しが必要である

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

市内の銭湯の営業状態を見ながら長期的に見直しの必要がある

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502106					
事務事業名	無年金在日外国人高齢者福祉金支給事業					
予算書の事務事業名	5.敬老事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

日本国籍を有しないために国民年金に加入できなかった、魚津市在住の外国人高齢者に対し福祉金を支給し、その福祉の増進を図るものである。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 外国人登録法により、本市に引続き１年間以上登録されている者 大正15年４月１日以前に出生した者 他の公的年金を受給していない者	対象指標 ① 福祉金対象者	人	3	3	3	3	3
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 月額8,000円の福祉金の支給 ＊平成22年度の変更点 変更無し	活動指標 ① 支払者数	人	3	3	3	3	3
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が在宅で元気に暮らし続ける。	成果指標 ① 福祉金支払率	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度
昭和57年１月１日に施行された国民年金法の改正により、在住外国人に国民年金への道が開かれた。当時、加入期間を有した殆どの在住外国人は強制加入対象者となったが、その時点において加入期間が無い若しくは他の年金との合算期間も無かった者に関しては、その後も無年金状態が続いていた。
平成12年４月からの介護保険事業の実施にあたって、

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	288	288	288	288	288
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	288	288	288	288	288
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	5	5	5
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	21	21	21
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	372	372	309	309	309
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

対象となる者は限定されており。今後は対象者がいなくなると想定される。（平成20年度末：３名）

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

把握対象となるのは、金額であろうが、特に増額の要望は無いため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：長寿をお祝いすることにより、高齢者が健やかに長寿を迎えることを促進する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：対象者の増加は限りなく無いに近いと想定される。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減要素なし。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：今後は、対象者数が減少していくのみと想定されるので、それに伴い人件費は削減される。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担徴収は馴染まない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：詳細は不明だが、全国的には１月あたり5,000円から30,000円程度

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：**変更なし**

中・長期的（３～５年間）：**変更なし**

コストと成果の方向性

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価(一次評価)

今後、対象者が増える可能性は小さく、対象者がが居なくなるまで継続する必要がある

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502108					
事務事業名	老人福祉施設入所措置事務					
予算書の事務事業名	6.老人施設入所事業					
事業期間	開始年度	昭和62年以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）
在宅で介護を受けることが困難な老人を施設に入所措置する

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の者、又は60歳以上の者	対象指標 ①	６５歳以上の高齢者	人	11,795	12,087	12,500	13,000	13,000
		対象指標 ②	60歳以上の者	人	15,337	16,100	16,300	16,800	17,200
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 経済的要因による要措置高齢者を養護老人ホームに措置委託し、老人保護措置費を支払った。施設に入所している老人の負担金を決定し、負担金を徴収した。 ＊平成22年度の変更点 変更無し	活動指標 ①	入所申込者数	人	0	0	1	1	1
		活動指標 ②	入所判定委員会の開催回数	回	0	0	1	1	1
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 生活力や経済力に乏しい高齢者が安心して生活できる。	成果指標 ①	措置開始者数	人	0	0	1	1	1
		成果指標 ②	措置廃止者数	人	2	0	1	1	1
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
老人福祉法施行当初から、在宅で介護を受けられない老人を助けるため

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	2,173	1,944	1,958	1,958	1,958
	⑷一般財源	（千円）	14,238	13,707	17,172	17,172	17,172
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	16,411	15,651	19,130	19,130	19,130
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	40	50	40	40	40
	B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	168	210	168	168	168
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	16,579	15,861	19,298	19,298	19,298
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
平成12年に介護保険が施行されてから、老人保護措置による措置の実施が減少した。（介護保険優先のため行政による措置から契約へと移行した。）

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
事務の内容は、厚生省通知や県厚生部通知等で定まっている上、委託先の養護老人ホームの費用も決められている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
○ 直結度中
● 直結度小

説明：

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：**老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項**

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地なし。**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：**連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**措置費の単価は決められているため。**

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**削減余地なし。**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：**負担金の算定方法は厚生省通知により定まっているため。**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：**負担金の算定方法は厚生省通知により定まっているため。**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

● 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：**変更なし**

中・長期的（３～５年間）：**年金額が少ない身寄りの無い高齢者は今後も増えていくものと思われるが、国等の施策の推移を見ていく必要あり。**

コストと成果の方向性

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価(一次評価)

低所得で家族や親戚の援助が期待できない人は今後増えてくるものと思われ、養護老人ホームの費用負担にも限界があることから、国等の施策の推移を注視していく。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502105					
事務事業名	介護施設管理事務					
予算書の事務事業名	7.介護施設管理費					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード3	001030102
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	2．老人福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

魚津市社会福祉協議会の運営するデイサービス施設(東部デイサービスセンター)の底地の賃貸借契約を代行実施する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 東部デイサービスへの通所者						
対象指標	① 要介護認定者	人	1,907	2,050	1,950	1,980	
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 地権者の賃付条件として、市との契約をのぞんでいるため、市が社会福祉協議会に代行し土地の借り上げ締結を実施。 賃貸借料については市が地権者に支払った後、支払い相当額を社会福祉協議会から市が徴収する。 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 東部デイサービス通所者数	人／日	30	30	30	30	
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） デイサービス事業の円滑な実施の支援						
成果指標	① 東部デイサービス通所者数	人／日	30	30	30	30	
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年に介護保険が施行され、市社会福祉協議会がデイサービス事業に取り組み始めた時点で用地問題が発生した。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	210	210	210
	(4)一般財源	(千円)	197	192	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	197	192	210	210	210
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	365	360	378	378	378
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

地権者の貸付条件が変わらない限り、現状どおり。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

本事務事業は、極めて稀な事例である。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：介護保険におけるデイサービス事業への支援にとどまる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：契約手法の見直し。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：契約手法の見直しにより、他の事務事業(管財部門)と統合し、当該事務事業を廃止する。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：事業所の経営にかかる設備相当経費のため、受益者負担の徴収になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：事業所の経営にかかる設備相当経費のため、受益者負担の徴収になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：将来的には本事務事業を廃止したい。
（市社会福祉協議会と地権者との直接契約締結へと改めたい。）

コストと成果の方向性

コストの方向性：削減

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

土地所有者が社会福祉協議会との契約締結を望まない以上、社会福祉協議会からの利用料の一部徴収を検討していく。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503101
事務事業名	老人クラブ事業
予算書の事務事業名	1.老人クラブ事業
事業期間	開始年度：昭和35年以前　終了年度：当面継続　業務分類：４．負担金・補助金
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　○ ４．市直営

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等		民生部
課名等		社会福祉課
係名等		高齢福祉係
記入者氏名		木村　勝
電話番号		0765-23-1007

政策体系上の位置付け	コード２	245031
政策の柱		第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名		第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名		５．高齢・障害福祉サービスの充実
区分		生きがいと社会参加
基本事業名		高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

予算科目	コード３	001030103
会計		一般会計
款		３．民生費
項		１．社会福祉費
目		３．老人のための明るいまち推進事業費

◆事業概要（どのような事業か）

老人クラブ活動への助成
世代交流事業等の委託

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象						
（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 老人クラブに加入する者						
対象指標 ① 60歳以上の者	人	15,200	15,729	16,300	16,800	17,200
対象指標 ②						
対象指標 ③						
手段						
＜平成21年度の主な活動内容＞ 健康づくり事業、清掃奉仕等のボランティア事業、世代交流事業等						
＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標 ① 老人クラブ会員数	人	5,594	5,750	5,750	5,800	5,850
活動指標 ② 単位老人クラブ数	人	92	92	92	92	92
活動指標 ③						
意図						
（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が健康になる。老人が生きがいを見つける。						
成果指標 ① 加入率	%	36.80	36.56	35.28	34.52	34.01
成果指標 ②						
成果指標 ③						
その結果						
＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が、地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的に社会参加し、心と体の健康に寄与する						
↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

不明

財源内訳 ⑴国・県支出金	（千円）	3,348	3,389	3,454	3,454	3,454
財源内訳 ⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳 ⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳 ⑷一般財源	（千円）	3,588	3,459	2,500	2,500	2,500
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）	（千円）	6,936	6,848	5,954	5,954	5,954
①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	（時間）	200	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	841	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	7,777	7,689	6,795	6,795	6,795
（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

大きな改正は無いと考える。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

国庫補助基準に従って実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：元気高齢者の活動の継続

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地はない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：年々高齢者が増加しており、事業の削減の余地はない

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：市老人クラブ連合会事務局も最低人数で運営にあたっており人件費の削減は困難

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：単位老人クラブの運営は、クラブ会員の会費と市からの補助金で賄っており、負担徴収という概念は馴染まない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：若干の費の上乗せがあるものの、補助金の支出については国の補助基準に基づいており適正であると考える

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：趣味教室等の活動内容を見直し、新規加入者の促進に努める必要がある

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

老人クラブ連合会として年間多くの事業やイベントを積極的に実施しており、会員の満足度も高い。介護予防としても最重要の事業である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503102					
事務事業名	高齢者趣味の家管理事務					
予算書の事務事業名	2.高齢者生きがい事業					
事業期間	開始年度	昭和60年以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	

予算科目	コード３	001030103
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	３．老人のための明るいまち推進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）
老人趣味の家の管理業務

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 老人クラブの会員	対象指標 ① 60歳以上の者	人	15,200	15,729	16,300	16,800	17,200
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 老人趣味の家の管理運営。趣味教室運営。成果発表の場の提供。 ＊平成22年度の変更点 変更なし	活動指標 ① 趣味教室メンバー数	人	766	796	651	700	750
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が趣味活動に取り組む場を確保、管理することにより、生きがい活動を創出する。	成果指標 ① 加入率	%	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が、地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的に社会参加しています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
昭和５０年代に魚津市がモデル指定を受けて始めた事業である。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	176	196	301	251	251
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	176	196	301	251	251
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	260	280	385	335	335
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
各市町村独自り取り組みの中で、市町村が趣味活動に限定した施設を所有しているのかどうか不明のため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：**趣味活動の場の確保が、高齢者の生きがい創出につながる**

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地はない**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：**老人クラブ事業。老人クラブ会員の加入促進が期待される**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**高齢者が増え、活動ニーズも多様化しており更なる予算の増額を期待する**

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**高齢者の数も年々増加しており、人権費の削減は困難と考える**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：**活動のための材料費等は、個人負担となっている**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：**県内に同様の事例がないため比較が困難**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	**変更なし**	コストの方向性：**維持**
中・長期的（３～５年間）	**趣味教室の活動内容を見直し、新規会員の加入促進に努めたい**	成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

老人クラブ事業との連携により、高齢者の生きがいづくりに努めている。

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503102					
事務事業名	全国大会派遣助成事業					
予算書の事務事業名	2.高齢者生きがい事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等 コード1	02020200
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	高齢福祉係
記入者氏名	木村　勝
電話番号	0765-23-1007

政策体系上の位置付け コード2	245031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実
区分	生きがいと社会参加
基本事業名	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

予算科目 コード3	001030103
会計	一般会計
款	3．民生費
項	1．社会福祉費
目	3．老人のための明るいまち推進事業費

◆事業概要（どのような事業か）
高齢者のスポーツ、芸術の全国大会への派遣助成等を実施している。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 60歳以上の高齢者						
対象指標	① 60歳以上の者	人	15,200	15,729	16,300	16,800	17,200
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ねんりんピック等の全国大会参加者へ助成金の支給 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 大会参加者	人	11	1	10	10	10
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 大会参加者に助成金を支給することによって、経費の負担を少なくする						
成果指標	① 助成金支給者数	人	11	1	10	10	10
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が、地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的に社会参加を行う		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
昭和５０年代に魚津市がモデル指定を受けて始めた事業である。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	100	10	100	100	100
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	100	10	100	100	100
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	184	94	184	184	184
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
各市町村独自り取り組みの中で、市町村が趣味活動に限定した施設を所有しているのかどうか不明のため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：活動の場の確保が、高齢者の生きがい創出につながる

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地はない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：老人クラブ事業。老人クラブ会員の加入促進が期待される

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：高齢者が増え、全国大会レベルで活躍することが見込めるため更なる予算を期待する

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減は困難

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：大会参加費は、原則自己負担となっている

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：県内に同様の事例がないため比較が困難

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：継続することとしたい

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

激励金を交付することによって、スポーツ振興に寄与している事業である。今後も引き続き交付事業を継続し、他方で支援の方法がないか検討していく必要がある

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503102					
事務事業名	角川ダム公園施設内ゲートボール場管理事務					
予算書の事務事業名	2.高齢者生きがい事業					
事業期間	開始年度	平成19年	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	

予算科目	コード３	001030103
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	３．老人のための明るいまち推進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）
角川ダム公園施設内ゲートボール場管理事業

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 松倉地区老人クラブの会員						
対象指標	① 松倉地区60歳以上の者	人	448	444	460	470	480
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ゲートボール場の除草作業 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 会員数	人	70	70	75	75	75
	② 除草作業	回／年	2	2	2	2	2
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が趣味活動に取り組む場を確保、管理することにより、生きがい活動を創出する。						
成果指標	① 大会開催	回／年	2	2	2	2	2
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が、地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的に社会参加しています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
昭和５０年代に魚津市がモデル指定を受けて始めた事業である。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	30	30	30	30	30
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	30	30	30	30	30
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	114	114	114	114	114
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
各市町村独自り取り組みの中で、市町村が趣味活動に限定した施設を所有しているのかどうか不明のため。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：**活動の場の確保が高齢者の生きがい活動創出につながる**

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：**現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない**

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：**成果向上の余地はない**

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：**老人クラブ事業。老人クラブ会員の加入促進が期待される**

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**管理上最低限の予算計上であるため削減は困難**

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：**削減は困難と考える**

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：**活動のための資材については個人負担となっている**

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：**県内に同様の事例がないため比較が困難**

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

⑴　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

⑵　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：**変更なし**

中・長期的（３～５年間）：**継続することとしたい**

コストの方向性：**維持**

成果の方向性：**維持**

★課長総括評価（一次評価）

松倉地区の高齢者の生きがい活動に寄与していうる事業であり、引き続き継続していく必要がある

二次評価の要否：**不要**

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24503103					
事務事業名	就業機会確保事業					
予算書の事務事業名	3.就業機会確保事業					
事業期間	開始年度	昭和63年	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	● ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245031
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	生きがいと社会参加	
基本事業名	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	

予算科目	コード３	001030103
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	３．老人のための明るいまち推進事業費	

◆事業概要（どのような事業か）
シルバー人材センターの活動に対して助成している。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 満６０歳以上の元気高齢者	対象指標 ①	60歳以上の者	人	15,200	15,729	16,300	16,800	17,200
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 高齢者の勤労機会創出活動への助成 ＊平成22年度の変更点 変更なし	活動指標 ①	毎年の助成金額	千円	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が労働、作業を通して生きがいを見出し、健康な状態を保つ。	成果指標 ①	シルバー人材センター登録者数	人	489	486	550	600	650
		成果指標 ②	シルバー人材センター就業者数	人	489	486	550	600	650
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者や障害者が、地域社会の一員としてさまざまな分野で積極的に社会参加しています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
昭和63年７月から開始した事業である。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	8,550	8,550	8,550	8,550	8,550
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	8,550	8,550	8,550	8,550	8,550
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	8,718	8,718	8,718	8,718	8,718
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特になし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
各市町村ともシルバー人材センターの事業内容等に応じて助成している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者の生きがいづくりとしての貢献度は大きい

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地はない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：老人クラブ事業。老人クラブ会員の加入促進が期待される

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：今後ますます高齢者人口が増え、定年後の就職活動先としての期待も大きい。また、就労意欲も拡大、多様化しており更なる予算が必要である

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：削減は困難と考える

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：国が行う高齢者等の雇用促進のための施策であり、適正化の余地はないと考える。ただし、国からの助成金の見直しが今後行われる可能性がある

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：国が行う高齢者等の雇用促進のための施策であり、受益者負担の考えは馴染まない

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	変更なし	コストの方向性：維持
中・長期的（３～５年間）	継続することとしたい	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

働く意欲のある高齢者に対して、今後見込まれる多様な就労ニーズに対応するため、シルバー人材センターの活動内容の充実に努める。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502103					
事務事業名	福祉センター運営事業					
予算書の事務事業名	1.福祉センター運営費					
事業期間	開始年度	平成１2年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	１．施設管理
実施方法	● １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030104
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	４．福祉センター運営費	

◆事業概要（どのような事業か）

高齢者の生きがいづくりの場として市内の2施設(百楽荘、経田福祉センター)設置し、60歳以上の高齢者を対象として健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場として活用している。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ６０歳以上の高齢者で介護の必要のない高齢者	対象指標 ① 高齢者数（６０歳以上の高齢者）	人	15,200	16,100	16,300	16,800	17,200
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 福祉センター２施設とも指定管理者へ管理委託した。 ＊平成22年度の変更点 変更無し	活動指標 ① 利用者数	人	19,646	18,580	22,000	22,000	22,000
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の介護予防、健康増進、身体機能保持・回復、娯楽等を行う場の提供。	成果指標 ① 利用者数／高齢者数	%	10.77	9.62	11.25	10.91	10.66
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 福祉サービスが充実し、高齢者や障害者が自分らしく自立しながら安心してくらしています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの等を提供する施設として設置。

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	5,905	4,836	15,763	6,377	6,377
	⑷一般財源	（千円）	20,339	21,038	10,346	19,732	19,732
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	26,244	25,874	26,109	26,109	26,109
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	26,665	26,295	26,530	26,530	26,530
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護保険の開始により、利用者の一部は在宅介護サービスのデイサービスへと移行した。現在の利用者は、自立者と要介護者が混在している。利用の目的は、入浴と対人交流が主となっている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

議会からは、年々利用者数が減少していることの対し、利用者増を図る対策が必要との指摘を受けている。また、市民には、施設知名度は高いものの、実際の利用に必ずしも結びついていない。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

ほとんどの市で設置しており、運営形態も社会福祉協議会等への委託が多い。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者がいつまでも健康で自立してすごすための交流の場として生きがいづくりに寄与している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：全市の住民が利用しやすくなるよう送迎バスを運行することによる利用者増が見込める。
介護予防教室の実施、充実により施設の付加価値を高めることにより、利用者増が見込める。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：高齢者の閉じこもり予防をより進めることとなり、
それぞれの施設において介護予防教室等の実施により元気高齢者の活動の場としての機能充実が図れる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：指定管理者制度の導入による事業費削減可能。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：指定管理者制度の導入による人件費削減可能。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地あり

説明：介護予防教室等の付加価値を付与し、受益者負担の増額を図ることが可能。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内他市町村と単純比較すると受益者負担(利用料金)は、高めに設定しているが、浴場を備えていることを考慮し適切な料金設定を比較検討していく。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：指定管理者制度の導入

中・長期的（３～５年間）：指定管理者制度活用によるサービスの拡充

コストと成果の方向性	
コストの方向性	削減
成果の方向性	向上

★課長総括評価(一次評価)

従来の娯楽や保養目的のみでは入館者は減少する一方である。今後は介護予防の拠点施設としてより積極的な事業展開が必要であり、そのためにも指定管理制度の導入が適当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24502104					
事務事業名	高齢者ふれあいの家運営事業					
予算書の事務事業名	2.高齢者ふれあいの家運営費					
事業期間	開始年度	平成8年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード3	001030104
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	4．福祉センター運営費	

◆事業概要（どのような事業か）

魚津市が設置する高齢者ふれあいの家の管理運営
他団体が設置する高齢者ふれあいの家の設置及び運営補助金の交付

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 概ね６０歳以上の者						
対象指標	① ６０歳以上の者	人	15,200	16,100	16,300	16,800	17,200
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 市直営の高齢者ふれあいの家の管理運営 他団体が設置する高齢者ふれあいの家の運営補助金の交付 ＊平成22年度の変更点 変更無し						
活動指標	① 利用者数	人	4,120	4,020	4,200	4,200	4,200
	② 補助金交付決定額	円	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の健康状態の持続と、趣味活動の場として老人の生きがいをつくる。						
成果指標	① 介護保険認定者数	人	1,907	1,995	1,950	1,980	2,010
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者が地域で生きがいをもって暮らすことにより、要介護状態とならないようにする。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成8年に片貝地区の空家屋を改修して開設した。その後、市直営（経田地区）と補助金対応(加積地区)に広がった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	606	604	614	614	614
	⑷一般財源	（千円）	812	938	1,370	1,370	1,370
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	1,418	1,542	1,984	1,984	1,984
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	80	80	80	80	80
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	336	336	336	336	336
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	1,754	1,878	2,320	2,320	2,320
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

環境の変化なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

なし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

比較対照となる施設がないため

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：3地区にしか設置してないため

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
● 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

あり

説明：対象を高齢者に限定する必要はない。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：ソフトを充実することにより、利用者を増やし、介護予防に努めることが見込める。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：介護予防事業。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：管理運営においては、現状維持が精一杯と考える。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：管理委託料金は最低限のもので実施している。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地あり

説明：市直営で管理する施設の維持管理費程度の実費負担を求めることも可能と考える。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：現在は利用料を徴収していないが、負担を求めることも検討課題と考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

● 他の事務事業と統合又は連携
● 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変化なし

中・長期的（３～５年間）：将来的に地域の活動拠点として有効活用を図る必要がある。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

最初の片貝地区は電源交付金を原資に改修を行い、山間地でほかに高齢者向けの施設が無いことから有効に利用されているが、他の施設についてはごく少数の限られた人による利用であり、活用されているとは言いがたい。今後、施設の管理主体を誰にするかも含め運営方法について検討すべきである。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460370					
事務事業名	地域介護予防活動支援事業					
予算書の事務事業名	1.地域介護予防活動支援事業					
事業期間	開始年度	平成１8年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030102
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	１．介護予防事業費	
目	２．介護予防一般高齢者施策事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

老人クラブ加盟会員を対象に、趣味教室を開催し、高齢になっても元気に活動されるよう支援する。
元気な高齢者の介護予防教室を福祉センターにおいて開催する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 60歳以上の高齢者（自立高齢者）						
対象指標	① 60歳以上高齢者数	人	15,200	15,729	16,300	16,800	17,200
対象指標	②						
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 音楽、文化活動、軽スポーツを内容とする１９教室を開催し、月に２から3回のペースで教室を運営した。 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 高齢者趣味教室開設数	室	19	19	20	20	20
活動指標	②						
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の健康維持、生きがいの創出により介護状態に陥ることの無いよう未然に防ぐ。						
成果指標	① 介護を必要としない高齢者数	人	9,813	9,985	10,500	11,000	11,500
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

高齢者の生きがいづくりのため、従来から実施している。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	5,867	5,994	6,402	6,402	6,402
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	9,779	9,989	10,670	10,670	10,670
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	15,646	15,983	17,072	17,072	17,072
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	200	200	200	200	200
	B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	841	841	841	841	841
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	16,487	16,824	17,913	17,913	17,913
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成17年の介護保険法の改正により、一般高齢者の介護予防事業（地域支援事業）の一つのメニューと位置づけられた。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

それぞれの教室の内容充実が求められている。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

コーラス、民謡、カラオケ等の文化教室については、県内市町村では活発に開催されている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者の健康な日常生活を維持することが可能となり、いきいきと生きがいのある生活が可能となる

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地はない

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：高齢者学級（公民館活動）との連携により内容の充実を図ることが見込まれる

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：高齢者学級（公民館活動）との連携により経費節減が見込まれる

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：高齢化が進む中、担当人員の削減は困難と考える

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：送迎サービスの受益者については、負担を求める余地はある

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：送迎サービスの受益者については、負担を求める余地はあるものの、事業の性格から大きな負担を求める自治体はないと思われる

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：新たな趣味教室を開講し、老人クラブへの新たな会員の促進に努める

中・長期的（３～５年間）：高齢者の趣味、嗜好は今後ますます多様化することが予測され、その時々の高齢者のニーズを把握し、不人気な趣味教室については廃止することも検討すべきか

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

従前の、音楽、文化活動、軽スポーツを内容とする教室に加え、健康体操、ウォーキングなどの運動習慣の定着が図れる健康づくり教室開設などを健康センターと連携し研究したいと考える。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460450					
事務事業名	おむつ等介護用品支給事業					
予算書の事務事業名	1.家族介護者支援事業					
事業期間	開始年度	平成１2年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	５．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

在宅の寝たきり高齢者等に対し、おむつ等介護用品の購入補助を行う。申請翌月から支給対象となり、利用者は直接購入方式と宅配方式の２種類から利用方法を選ぶことができる。補助対象金額の上限は６，０００円／月であり、住民税課税状況に応じて補助割合が異なる。平成１９年度より補助対象金額の上限を８，０００円／月に引き上げる。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 在宅で生活している、要介護３以上、身障１，２級の者で常時介護用品が必要な者	対象指標 ①	在宅で生活している、要介護３以上、身障１，２級の者で常時介護用品が必要な者	人	450	528	530	540	550
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 支給申請に基づき、おむつ等の購入補助を行う。 ＊平成22年度の変更点 補助申請の翌月から補助対象としていたものを、平成22年度からは申請当月からの対象とする。	活動指標 ①	実支給者数	人	250	262	250	250	260
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 在宅で介護している者および要介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。	成果指標 ①	在宅介護者の割合	%	68.00	69.00	69.00	69.00	69.00
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

在宅での介護者への支援強化

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	6,241	6,125	6,200	6,200	6,250
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	4,033	4,084	4,100	4,100	4,150
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	10,274	10,209	10,300	10,300	10,400
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	300	300	300	300	300
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	11,536	11,471	11,562	11,562	11,662
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

在宅介護の推進のため国・県の補助により導入し、平成17年の介護保険法の改正により地域支援メニューとなり国県の支援が充実した。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

もともとが国県の補助メニューということで、市町村間で事業内容の差異が小さいと考える。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：介護用品の購入補助を行なうことによって、寝たきり等高齢者やその介護者の精神的・経済的な負担の軽減を図り、福祉の充実に貢献すると考えられる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：支給対象者の範囲を拡大することにより多くの人に対して在宅介護を推進することができる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：支給対象者からの申請に基づいて支給を行なっているので、支給対象者を縮小しない限り、事業費を減らすことはできない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：課税状況の確認方法の見直し等を行なえば人件費を落とすことは可能であると思われる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：既に、住民税課税世帯では３割、非課税世帯では１割、限度額を超えた分については全額自己負担となっており、適切である。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内他市町村も同等の受益者負担となっているが、限度額の引き上げを検討すべきと考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：本年度同様の支援を実施したい。

中・長期的（３～５年間）：在宅介護の支援を進める上で、支給上限額の引き上げ、負担率の見直しが必要

コストと成果の方向性

コストの方向性：削減

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

在宅介護者への支援事業として定着しており､今後も継続する必要がある。助成額や事務処理方法に改善の余地がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460450					
事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業					
予算書の事務事業名	1.家族介護者支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	５．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

徘徊する高齢者を介護する家族に徘徊探知機を貸与する。
年度当初に事業委託契約を締結する。→認知症により徘徊する高齢者を介護している家族より申請。→申請を受け実態調査。適正であれば決定し、委託を依頼する。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 徘徊する高齢者を介護する家族。						
対象指標	① 徘徊高齢者を介護する家族からの申請件数	件	5	8	6	6	6
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 徘徊探知機器の貸与。徘徊探知システムの提供。その他付属品の提供、貸与。 ＊平成22年度の変更点 変更なし						
活動指標	① 徘徊探知機の貸与件数	件	6	11	15	18	21
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 今まで探しだすことが困難であった徘徊高齢者を短時間の内に（大事に至らないうちに、簡易に）探知する。						
成果指標	① システムの活用件数	件	15	15	15	15	15
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度から介護保険制度の導入をきっかけに。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	56	70	108	108	108
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	37	46	72	72	72
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	93	116	180	180	180
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	60	60	60	60	60
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	252	252	252	252	252
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	345	368	432	432	432
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

高精度の探知を要求することが難しい。
例：市役所にいることはわかるが、どこにいるかはわからない。複数階ある建築物の中の場合、何階にいるかわからない等。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内他市も同様のサービスを実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：認知症高齢者を抱える家族の在宅介護の負担軽減に貢献している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：最低限の事務にとどめている。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：最低限の事務にとどめている。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

受益者負担あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：介護保険と同等の負担とすると50円/月となり、納付書を送付する郵便代等を考えると非効率的である。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
● 低い

説明：行政サービスとして存続させるか否かに疑問点あり。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2) 今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：認知症の高齢者は今後激増するものと予想され、費用負担をはじめ機器の性能を高めることや事業の周知等について検討していく。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

認知症の高齢者は今後益々増えるものと予想される。居場所をいち早く探知するため有効な事業であり、費用負担をはじめ機器の性能を高めることや事業の周知等について検討していかなければならない。

二次評価の要否：必要

★経営戦略会議評価（二次評価）

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460450					
事務事業名	高齢者家族介護者慰労金支給事業					
予算書の事務事業名	1.家族介護者支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	５．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

要介護4,5の認定を受けた者で１年間介護サービスを利用しなかった者を介護する家族に慰労金を支給する。

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象 対象指標 ① 要介護高齢者を介護する家族からの申請件数	件	1	1	1	1	1
対象 対象指標 ②						
対象 対象指標 ③						
手段 活動指標 ① 要介護高齢者を介護する家族への支給件数	件	1	1	1	1	1
手段 活動指標 ②						
手段 活動指標 ③						
意図 成果指標 ① サービス利用要介護者数	人	1,898	1,995	2,000	2,050	2,050
意図 成果指標 ②						
意図 成果指標 ③						

対象
（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
要介護4,5の認定を受けた者を介護する家族。

手段
＜平成21年度の主な活動内容＞
要介護4,5の認定を受けた者で１年間介護サービスを利用しなかった者を介護した1家族に慰労金を支給した。

＊平成22年度の変更点
変更無し

意図
（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
介護給付費用の抑制。

その結果
＜施策の目指すすがた＞
介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度から介護保険制度の導入をきっかけに。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	60	60	60	60	60
財源内訳	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	40	40	40	40	40
財源内訳	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	100	100	100	100	100
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	184	184	184	184	184
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

なし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内他市も同様のサービスを実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：要介護認定者を抱える家族の在宅介護の負担軽減に貢献している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：最低限の事務にとどめている。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：最低限の事務にとどめている。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：受益者負担に馴染まない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
● 低い

説明：行政サービスとして存続させるか否かに疑問点あり。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

年度：

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：変更なし

中・長期的（３～５年間）：要介護認定4.5の高齢者は今後激増するものと予想され、事業の周知等について検討していく。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

要介護認定4.5の高齢者は今後激増するものと予想され、事業の周知等について検討していかなければならない。

二次評価の要否：必要

★経営戦略会議評価（二次評価）

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460460
事務事業名	高齢者等配食サービス事業
予算書の事務事業名	2.地域自立生活支援事業
事業期間	開始年度：平成12年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　● ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　○ ４．市直営

部・課・係名等	コード１：02020200
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	高齢福祉係
記入者氏名	佐々　宏充
電話番号	0765-23-1007

政策体系上の位置付け	コード２：246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目	コード３：008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	３．地域支援事業費
項	２．包括的支援事業・任意事業費
目	５．任意事業費

◆事業概要（どのような事業か）

ひとり暮らし、高齢者・障害者のみ世帯などで、自らの食事の確保が困難であって、家族等による食事援助が見込めない者に、毎日(平日)の食事を提供する。
申請書の提出→実態調査、決定→配食開始。委託先の給食センターにて調理したものを配達してもらう。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

65歳以上ひとり暮らし。障害者・高齢者のみ世帯等で食事の確保が困難な者。

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

配食サービス申請者の決定。事業委託契約。

＊平成22年度の変更点

大きな変更無し

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

高齢者等が食事を取れるように食事を確保する。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 65歳以上ひとり暮らし	世帯	1,311	1,361	1,400	1,400	1,400
対象指標	② 75歳以上のみ高齢者世帯（ひとり暮らし除く）	世帯	468	533	530	530	530
対象指標	③ 障害者	人	1,821	1,900	2,100	2,150	2,150
活動指標	① 配食利用者数	人	54	74	80	80	80
活動指標	②						
活動指標	③						
成果指標	① 配食数	食	13,555	12,353	14,000	14,000	14,000
成果指標	②						
成果指標	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度から介護保険制度導入がきっかけか

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

ひとり暮らしの増加。要介護者の増加。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

とくになし

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	2,732	2,837	4,368	4,368	4,368
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	1,766	1,891	2,912	2,912	2,912
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	4,498	4,728	7,280	7,280	7,280
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	120	130	130	130	130
	B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	505	547	547	547	547
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	5,003	5,275	7,827	7,827	7,827
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

給付内容が年々、変動している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：在宅生活の促進に資する事業である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

あり

説明：配食できないエリアがあり、公平性に欠く。実施エリアを広げる必要がある。平成22年度からは委託先の配達員ぞ増員してもらい、山間部等への配食もある程度可能となる。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：一食辺りの単価が下がり受益者負担を現状のままで事業実施すれば、同予算額でより多くの方に配達することができる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：介護保険サービスや自立ヘルプサービス等の併用により、高齢者の自立を促すことが可能。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在と同程度のサービス提供者（委託先）が現れれば、入札等競争させることで、コストダウンが見込めるかもしれないが、実際には提供事業者がいない。ただし、配食対象者が増加すれば自ずと事業費は増加する。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在、最低限の人数、時間で事務対応しているため。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：18年度において個人負担の見直しを実施した。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：概ね県平均の個人負担を求めている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度：

● 他の事務事業と統合又は連携
● 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：委託先の配達員の増加

中・長期的（３～５年間）：山間地など遠距離の地域へは配達が困難なことなど課題も有り、解決の方法を検討する。

コストと成果の方向性

コストの方向性：増加

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

在宅で買い物が難しい世帯にとって日々の食事はまさに命綱であり、介護保険サ-ビスと組み合わせながら頑張っている高齢者にとって不可欠な事業である。しかし、現在は１事業所のみで担っており山間地や冬期の配達に苦慮している状況がある。受託業者の拡大や市内全体をカバーできる体制作りが急がれる。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460460					
事務事業名	高齢者等給食サービス事業					
予算書の事務事業名	2.地域自立生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	● 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	佐々　宏充	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	5．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

ひとり暮らし高齢者に民生委員が安否確認をかねて、食事を提供する。月2回。
委託先は、社会福祉協議会と民間配食業者、社会福祉協議会の方は、上中島・上野方・経田の3地区で、地区社協が作り民生委員が配達する。
民間配食業者の方は、下中島・大町・村木・本江・加積・道下の6地区で、これも民生委員が配達する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ひとり暮らし高齢者。	対象指標 ①	ひとり暮らし高齢者	人	1,311	1,361	1,400	1,400	1,400
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 給食サービス申請者に対し、民生委員に見守り活動を兼ねて月2回昼食の配達を依頼した。 ＊平成22年度の変更点 変更無し	活動指標 ①	給食申請者数	人	104	121	150	150	150
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 定期的な見守りにより、ひとり暮らし高齢者に安心と食事を提供。	成果指標 ①	給食提供数	食	2,327	2,629	2,800	2,800	2,800
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

地域のボランティア活動の一環として弁当を調理し一人暮らし世帯に配る事業が始まった。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	724	716	908	908	908
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	469	476	606	606	606
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,193	1,192	1,514	1,514	1,514
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	1,614	1,613	1,935	1,935	1,935
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

特になし

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

給付内容が年々、変動している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：在宅生活の促進に資する事業である。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、どのように見直す余地があるか説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ボランティア育成の観点もあるため、削減できない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：実施は社協のボランティアと民生委員であって、ボランティアであるので、人件費は事務担当者のみ。（社協や民生委員の協力大。）

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：食材費等負担

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：他市に比較できる事業がないものの、負担水準は、適切と思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	なし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	なし	成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

地域の民生委員や配食ボランティアが主体の事業であり、高齢者の見守りも同時にでき大変有効な事業である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24602102
事務事業名	介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業
予算書の事業名	8.介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業
事業期間	開始年度：平成12年度　終了年度：平成36年度　業務分類：４．負担金・補助金
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　○ ４．市直営

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	近堂　暢昭	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

介護老人保健施設の整備を行う社会福祉法人等への支援策として、独立行政法人福祉医療機構・年金積立金管理運用独立行政法人からの借入金の利子につき、市の予算の範囲内で補助を行うことで、介護老人保健施設の運営を安定させることを目的とする。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

介護保険法第８条第25項に規定する介護老人保健施設の整備のため借入れをした社会福祉法人その他の者

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

１事業者（医療法人社団ホスピィー）に対し2,836,069円の利子補給金を交付した。

＊平成22年度の変更点

特になし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

利子補給金の交付を受けることで、適正で健全な施設運営が保たれるようになる。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護施設基盤が充実して、要介護者に対して必要なサービスが提供される。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 借入れをした事業者数	件	1	1	1	1	1
	②						
	③						
活動指標	① 利子補給金交付額	円	3,017,577	2,836,069	2,654,559	2,473,049	2,291,541
	②						
	③						
成果指標	① 介護老人保健施設入所者数／月	人	177	226	228	217	217
	②						
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

魚津市介護老人保健施設借入金利子補給金交付要綱の施行により、平成12年度から実施

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

魚津市内における介護老人保健施設の必要量は十分であったため、新たな施設整備はされていなかったが、療養病床の再編成に伴い、平成２１年度以降、療養病床から介護保健施設への転換が見込まれる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	⑵地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	(千円)	3,018	2,836	2,655	2,473	2,292
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		(千円)	3,018	2,836	2,655	2,473	2,292
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	60	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	252	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	3,270	3,004	2,823	2,641	2,460
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

他の保険者も当市同様実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「適正で健全な施設運営が保たれるようになる」ことにより、施策の目指す姿の「介護施設基盤が充実して、要介護者に対して必要なサービスが提供される」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	・魚津市補助金等交付規則（平成２年魚津市規則第６号） ・魚津市介護老人保健施設借入金利子補給金交付要綱

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	要綱では、利子補給金の額は独立行政法人福祉医療機構及び年金積立金管理運用独立行政法人からの借り入れ残高の0.75%と定められており、この割合の変更をする余地はあるが実質的には不可能。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	人件費はほとんどかかっていない状態で、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	県や他の保険者の事業内容に変更がある場合は足並みをそろえる必要があると考える。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	引き続き、県や他の保険者の動向を注視していかなければならない。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づく政策的な判断から実施されており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	24602103
事務事業名	特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業
予算書の事業名	9.特別養護老人ホーム施設整備事業補助金
事業期間	開始年度：平成10年度　終了年度：平成37年度　業務分類：４．負担金・補助金
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　○ ４．市直営

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等		民生部
課名等		社会福祉課
係名等		介護保険係
記入者氏名		高田　弘美
電話番号		0765-23-1148

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	001030102
会計	一般会計	
款	３．民生費	
項	１．社会福祉費	
目	２．老人福祉費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

民間による介護保険施設等の整備に対し、市が補助金を交付する。
（市はすでに交付決定しており、それに従い毎年補助金を支払うだけである。）

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人						
対象指標	① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 特別養護老人ホームへの建設費補助金の交付						
	＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 補助金額	千円	10,333	10,333	10,333	10,333	10,333
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護保険サービスの充実を図る。						
成果指標	① 特別養護老人ホーム設置数	施設	2	3	3	3	3
	② 特別養護老人ホーム入所者数/月	人	180	179	184	184	184
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１２年に介護保険制度が開始したが、要介護認定者数の増加に伴い介護保険施設整備が必要となった。

財源内訳			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	10,333	10,333	10,333	10,333	10,333
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	10,333	10,333	10,333	10,333	10,333
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	60	40	40	40	40
	B．人件費（②×人件費単価/1,000）	（千円）	252	168	168	168	168
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	10,585	10,501	10,501	10,501	10,501
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

施設介護サービス利用者は制度創設当初に比べて平成２１年度には1.5倍となった。高齢化の進展に伴い、更なる要介護者の増加が見込まれる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

介護保険料が高いので、これ以上介護保険施設を建設しないで欲しい。（市民）

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険事業計画は各保険者にて策定するものであり、その中で、介護保険施設をどう整備するかは、各保険者に委ねられている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	市が建設費を補助することで、事業所が健全に運営されることになり、意図の「介護保険サービスの充実を図る。」ことにつながり、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	施設整備時にすでに交付決定されており、事業費は削減できない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているため、これ以上削減できない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	特別養護老人ホーム施設整備事業補助事業は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
● 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	新規補助の予定はなく、すでに交付決定されているものを毎年補助金として支出するだけである。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	新規補助の予定はなく、すでに交付決定されているものを毎年補助金として支出するだけである。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づく政策的な判断から実施されており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460020					
事務事業名	介護保険システム関係事業					
予算書の事業名	2.介護保険一般管理費					
事業期間	開始年度	平成11年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	● 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008010101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	1．総務費	
項	1．総務管理費	
目	1．一般管理費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険法改正に対応するシステムへの改修及び保守業務を委託する。システム機器のリースと保守業務を委託する。
（業務手順）①事前協議・打ち合わせ　②契約締結事務　③システム改修後のテスト　④支払い事務

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険システム及び機器	対象指標 ① 介護保険改修対象パソコン	台	13	13	13	13	13
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ システム改修業務及び保守点検業務委託、機器のリースと保守点検業務委託 ＊平成22年度の変更点 後期高齢者医療制度変革に伴い、介護保険システムの改修が必要となる。	活動指標 ① 委託料及びリース料	千円	19,680	11,699	11,704	20,000	20,000
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 新しい介護保険制度に対応したものになる。	成果指標 ① 改修済パソコン	台	13	13	13	13	13
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年に介護保険制度が開始し、被保険者の資格管理や利用者の給付管理のためのシステム整備が必要になった。また、社会情勢等の変化に伴い発生する新たな課題に対応できるよう、制度も頻繁に改正され、それに対応するためのシステム改修が必要となった。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,665	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	18,015	11,674	11,704	20,000	20,000
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	19,680	11,674	11,704	20,000	20,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	1	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	440	200	400	400	400
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,850	841	1,682	1,682	1,682
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	21,530	12,515	13,386	21,682	21,682
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化の進展に伴う、要支援・要介護認定者数の激増等さまざまな社会情勢の変化に対応し、介護保険制度もたびたび改正してきた。平成19年度には、後期高齢者医療制度の開始に伴うシステム改修、また、平成20年度は、介護認定システム変更や介護報酬改定に伴うシステム改修が必要となった。
今後は、後期高齢者医療制度の変革に伴い、新たに改修が必要となる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

システムにおける資格管理や給付管理は全保険者で行っている。また、法改正に伴う改修も全ての保険者において実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：意図の「新しい介護保険制度に対応したシステムに改修する」ことにより、資格管理や給付管理が適正に行われ、、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことには間接的に結びつく。

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の事業費で運営しているため適切。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てているため適切。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：システム改修は、制度改正に伴うもので不可欠であり、受益者負担にはなじまない。また、システムの保守点検業務や機器のリース等もシステム運用には不可欠であり、受益者負担にはなじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
○ 低い

説明：介護保険システム関係事業は、受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：後期高齢者医療制度の変革に伴うシステム改修が必要となる。

中・長期的（３～５年間）：なし

コストと成果の方向性

コストの方向性：増加

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

制度改正に伴うシステムの改修は不可欠であるが、経費を最小限に抑えるよう電算担当課と連携しながら適切に運用する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460030
事務事業名	低所得利用者負担軽減事業
予算書の事業名	3.低所得利用者負担軽減事業
事業期間	開始年度：平成12年度　終了年度：当面継続　業務分類：４．負担金・補助金
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　● ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020300
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	介護保険係
記入者氏名	澤田　宏平
電話番号	0765-23-1148

政策体系上の位置付け コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目 コード３	008010101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	１．総務費
項	１．総務管理費
目	１．一般管理費

◆事業目的・概要（どのような事業か）

介護保険サービスを利用している者のうち、低所得者に対し市が支援を行うことにより、介護保険の利用促進を図る。以下の２事業を行っている。
①社会福祉法人等利用者負担軽減　…　対象者の介護サービス利用分のうち、1/4又は1/2を社会福祉法人と国・県・市が助成するもの
②在宅介護サービス利用者負担助成（市単事業）…　対象者の介護サービス利用分のうち、1/5又は2/5を市が単独で助成するもの

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

要支援又は要介護の認定を受けている者のうち、低所得者。
①届出のある社会福祉法人が行う「介護福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護など」のサービス利用分。
②すべての事業所が行う「訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション」のサービス利用分。
※利用するサービスを考慮していずれかを申請してもらう。

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

①申請に基づき、世帯の収入・資産・預貯金等を確認し、対象者と決定した場合は、減額認定証等を交付する。
②申請に基づき、世帯の収入等を確認し、対象者と決定した場合は、負担助成証等を交付する。

＊平成22年度の変更点

特になし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

介護保険サービスを利用している者の経済的負担を軽減する。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護保険事業が健全に運営され、充実した介護サービスが提供できる。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 対象者数（社会福祉法人等利用者負担軽減）	人	2	0	5	5	5
	② 対象者数（在宅介護サービス利用者負担助成）	人	22	24	25	25	25
	③						
活動指標	① 申請者（社会福祉法人等利用者負担軽減）	人	3	0	5	5	5
	② 申請者（在宅介護サービス利用者負担助成）	人	23	24	25	25	25
	③						
成果指標	① 市補助額（社会福祉法人等利用者負担軽減）	円	0	0	210,000	210,000	210,000
	② 市補助額（在宅介護サービス利用者負担助成）	円	205,657	193,917	300,000	300,000	300,000
	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

①社会福祉法人と国・県・市が所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平成12年4月1日より始まっている。　②市が単独で所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平成15年6月1日より助成を行っている。

財源内訳		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	157	157	157
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	206	194	353	353	353
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	206	194	510	510	510
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	240	200	200	200	200
	B．人件費（②×人件費単価/1,000）	（千円）	1,009	841	841	841	841
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	1,215	1,035	1,351	1,351	1,351
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

②要支援又は要介護の認定を受ける者が年々増加しているため、今後も低所得者からの申請が増えるものと思われる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

①国の制度に基づき行われている事業のため、他市においても実施しているものと思われる。②近隣市（富山市・黒部市・滑川市）は行っていない。介護手当支給事業やおむつ等介護用品支給事業で、在宅介護者への支援をしているが、在宅介護をしている低所得者を市独自に助成することは行っていないとのこと。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「介護保険サービス利用者の経済的負担を軽減する」ことは介護保険サービスの利用促進となり、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	介護サービス利用者は年々増加しているため、利用者への事業の周知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	助成割合については、市の要綱で定めている。（国の補助対象としている助成割合に準じている。）

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費で運営している。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	補助金であり、受益者負担にはなじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	補助金であり、受益者負担にはなじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	引き続き担当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	コストの方向性 維持
	中・長期的（３～５年間）	担当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）	
国の低所得利用者負担対策による事業であり、経費的には少ないが対象者にとっては切実な事業であると考えるので現状維持が適当である。	二次評価の要否 不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460110
事務事業名	介護認定審査事業
予算書の事業名	1.介護認定審査事業
事業期間	開始年度：平成11年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020300
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	介護保険係
記入者氏名	高田　弘美
電話番号	0765-23-1148

政策体系上の位置付け コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目 コード３	008010301
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	１．総務費
項	３．介護認定審査会費
目	１．介護認定審査会費

◆事業概要（どのような事業か）

介護サービスを利用するには、被保険者（及びその家族等）が要介護認定申請をして、介護認定審査会の審査による要介護の認定を受けなければならない。市は、認定調査員による訪問調査の基本調査結果を基にコンピューター判定（一次判定）を行い、さらに認定調査員による特記事項や主治医意見書の内容を踏まえて、保健・医療・福祉の各分野の学識経験を有する者で構成された介護認定審査会を開催する。介護認定審査会では、厚生労働省の定めた基準に照合し、総合的な判断で審査判定を行い、市は、審査判定後、速やかに申請者へ審査結果の通知を行う。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 要介護認定申請者	対象指標 ①	要介護認定申請者	人	2,508	2,652	2,700	2,750	2,800
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 介護保険法に基づく要介護認定申請（新規・更新・変更）に係る審査判定及びそれに付随する事務処理。審査委員は総勢20名で、任期は２年、１合議体５名とし４合議体で構成・運営されている。全80回の審査会を開催し、総審査件数は2514件だった。 ＊平成22年度の変更点 特になし。	活動指標 ①	要介護認定審査件数	件	2,442	2,514	2,610	2,660	2,710
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定（要支援・要介護）が行われる。	成果指標 ①	要支援・要介護と認定された人数	人	2,437	2,487	2,600	2,650	2,700
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険法に基づき、平成１１年１０月から認定審査を実施

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他(使用料・手数料等)	（千円）	5,753	5,837	5,953	6,200	6,400
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		（千円）	5,753	5,837	5,953	6,200	6,400
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	5	5	5	5	5
②事務事業の年間所要時間		（時間）	3,040	2,840	2,900	2,950	3,000
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	12,783	11,942	12,195	12,405	12,615
事務事業に係る総費用（A＋B）		（千円）	18,536	17,779	18,148	18,605	19,015
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

本市において要介護認定を受けた方の人数は、平成12年度の1,084人から、平成21年度は2,048人と1.9倍増となった。高齢化の進行は今後ますます顕著となるため、認定者数も増加し続けると考えられます。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険法で義務付けられており、すべての市町村で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：意図の「要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定が行われる。」ことにより、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：
・介護保険法（平成9年法律第123号）第14条
・魚津市介護認定審査会条例(平成11年魚津市条例第18号）第1条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：平成20年度より1回あたりの審査会に出席する委員を削減することにより審査会運営経費の削減に努めている。
しかしこれ以上の削減は、審査会の運営自体を妨げるものである。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在、審査会ごとに市（事務局）は主務者を1名、副主務者1名が出席して会議の運営にあたっているが、必要最小限の人員で対応しており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし。

中・長期的（３～５年間）：なし。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価(一次評価)

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460120					
事務事業名	介護認定審査会委員研修事業					
予算書の事業名	2.介護認定審査会委員研修事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高森　玲子	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008010301
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	1．総務費	
項	3．介護認定審査会費	
目	1．介護認定審査会費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護認定審査会委員が要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護認定審査会委員	対象指標 ①	介護認定審査会委員	人	20	20	20	20	20
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 平成21年度に要介護認定制度の改正が行われたため、県主催の研修会及び任命時に保険者より制度、施行状況及び審査判定等についての説明が行われた。また、介護認定審査判定の適正化を図るための研修会（審査会傍聴、委員との意見交換会）が実施された。 ＊平成22年度の変更点 変更なし	活動指標 ①	研修会開催回数	回	1	3	1	1	1
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護認定審査会委員が、公平・公正かつ適正な審査判定ができる能力を身に付けることができる。	成果指標 ①	研修会受講者数	人	17	28	20	20	20
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険制度の施行により、平成12年度から実施

財源内訳							
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	190	115	213	213	213
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	190	115	213	213	213
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	100	50	50	50
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	411	421	210	210	210
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	601	536	423	423	423
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護保険制度がスタートして９年が経過し、市民間ではすっかり定着した感がある。しかし、今後のますますの高齢化の進展により審査件数の増加が見込まれる。平成２１年度は制度改正等も行われ、また、審査会委員も半数が改選されことから、研修による審査会委員の知識・技能レベルの維持、向上は不可欠である。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険法で介護認定審査会の設置が義務付けられており、保険者ごとに委員研修が実施されている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「介護認定審査会委員が、公平・公正かつ適正な審査判定ができる能力を身につけることができる。」ことにより、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	・介護保険法（平成9年法律第123号）第14条 ・魚津市介護認定審査会条例(平成11年魚津市条例第18号）第１条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	研修等を受講することで、対象者の知識・技能レベルの維持・向上が図られる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	研修等参加に対する報償費を支出しているが、対象者の知識・技能レベルの維持、向上のためには削減は困難である。（年に１～３回と必要最小限の開催である。）

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	年に１～３回の研修会を必要最小限の人件費を充てている。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	介護認定審査会委員研修事業は、受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	介護認定審査会委員研修事業は、受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

● 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	制度改正があれば対応。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	制度改正があれば対応。	成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

制度改正時においては、委員に周知するための研修会の実施は必須である。また、介護認定審査の精度を高めるため、委員の資質向上は不可欠であり、研修の充実が必要である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460130
事務事業名	介護認定調査事業
予算書の事業名	1.介護認定調査事業
事業期間	開始年度：平成11年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　● ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	02020300
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	介護保険係
記入者氏名	高田　弘美
電話番号	0765-23-1148

政策体系上の位置付け コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目 コード３	008010302
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	１．総務費
項	３．介護認定審査会費
目	２．認定調査等費

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険法に基づき、要介護（要支援）認定のための訪問調査を行う。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ・６５歳以上（第１号被保険者）の市民及び４０歳以上６５歳未満（第２号被保険者）の特定疾病者のうち要介護（要支援）認定申請した者						
対象指標	① 延べ申請件数	件	2,508	2,652	2,700	2,750	2,800
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ・要介護（要支援）認定申請者に対して、調査員（市直営、委託）による訪問調査を行う。 ＊平成22年度の変更点 市内特別養護老人ホームの入所者の更新申請に係る調査を委託する。						
活動指標	① 延べ調査件数	件	2,508	2,652	2,700	2,750	2,800
	② 市直営調査件数	件	2,465	2,593	2,500	2,550	2,600
	③ 委託調査件数	件	43	59	200	200	200
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護認定審査判定のために、対象者の状態を正確に把握する。						
成果指標	① 調査票作成件数	件	2,508	2,652	2,700	2,750	2,800
	② 調査表作成数/延申請件数	%	100	100	100	100	100
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 正しい審査判定を行うことにより介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険制度の開始（平成絵12年4月1日）

財源内訳						
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	10,412	11,024	13,217	14,000	15,000
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A. 予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	10,412	11,024	13,217	14,000	15,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	5	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	760	1,200	800	800	800
B. 人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	3,196	5,046	3,364	3,364	3,364
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	13,608	16,070	16,581	17,364	18,364
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規模緩和、社会情勢の変化など）

・高齢化が進み、申請者数の増加が見込まれる。
・平成１５年度に一次判定ソフトが改訂され、調査項目が変更された。
・平成１６年度より国の事務費交付金（補助金）が廃止された。
・平成１７年度に新予防給付導入のためのモデル事業が実施された。
・平成１８年度より新予防給付が導入され、調査項目、主治医意見書、認定ソフトが変更され、また申請代行、委託調査の見直しが行われた。
・平成２１年度より、認定調査項目の見直しが行われるため、調査員研修等が行われた。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

・　土、日、時間外の対応を希望

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険法に基づく事業であることから、全ての市町村で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：健全な介護保険事業運営のために、市直営の認定調査員による公平な認定調査は不可欠であり、100%に近い直営率を確保している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第27条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：事業経費の大半は、調査員の派遣に伴う委託料及び常勤職員の賃金である。市直営の調査員数は、認定申請に対してむしろ少なすぎる。これ以上の削減は、事業の維持そのものを困難にすることは明らかである。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：今後ますます増加すると見込まれるこの事業を遂行するにあたり、成果を下げることなく人件費を削減する余地はない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：介護保険法に基づく事業である。
介護認定調査事業は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ○ 平均
- ○ 低い

説明：介護保険法に基づく事業である。
介護認定調査事業は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：制度改正があれば対応。

中・長期的（３～５年間）：制度改正があれば対応。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460150					
事務事業名	主治医意見書作成事業					
予算書の事業名	2.主治医意見書作成事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008010302
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	１．総務費	
項	３．介護認定審査会費	
目	２．認定調査等費	

◆事業概要（どのような事業か）
介護保険法に基づき要介護（要支援）認定に必要な主治医意見書を作成する。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 要介護（要支援）認定申請した者の主治医意見書	対象指標 ① 延べ申請件数	件	2,508	2,652	2,700	2,750	2,800
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 要介護（要支援）認定申請者が申請書に記載した主治医に対して、主治医意見書の作成を求める。 ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 主治医意見書作成依頼件数	件	2,432	2,554	2,600	2,650	2,700
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護認定審査判定に必要な主治医意見書を正確に作成してもらう。	成果指標 ① 主治医意見書作成件数	件	2,432	2,554	2,600	2,650	2,700
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 正しい審査判定を行うことにより介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
平成１２年４月１日介護保険法施行による

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	10,206	10,653	10,865	11,075	11,285
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	10,206	10,653	10,865	11,075	11,285
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	320	280	300	320	340
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,346	1,177	1,262	1,346	1,430
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	11,552	11,830	12,127	12,421	12,715
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
制度創設当初に比べ、要介護（要支援）認定者は２倍に増えている。また、２０１５年には、ベビーブーム世代が６５歳に到達し、高齢化率も30%を超え、申請者数も増加が見込まれる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）
なし

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
介護保険法によりすべての保険者にて実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	「正確な主治医意見書を作成してもらうこと」は医学的観点からの資料として認定審査を行う上で必要であり、施策の目指す姿「介護認定審査が正確に行われることにより、介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第27条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	今後ますます申請が増加すると見込まれるので、事業費はむしろ増大すると思われる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	認定申請に付随した不可欠な事業であり、現在も最低限の人件費で行っている事業であり、これ以上の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	認定申請に付随した不可欠な事業であり、適正化の余地なし。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	受益者負担はない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	制度改正があれば対応。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	制度改正があれば対応。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460160
事務事業名	介護保険制度趣旨普及事業
予算書の事業名	1.介護保険制度趣旨普及事業
事業期間	開始年度：平成11年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等	コード１：02020300
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	介護保険係
記入者氏名	高田　弘美
電話番号	0765-23-1148

政策体系上の位置付け	コード２：246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目	コード３：008010401
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	１．総務費
項	４．趣旨普及費
目	１．趣旨普及費

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険制度全般について分かりやすく、広く市民の方に理解していただき、介護保険制度を適正かつ円滑に運営する。
（業務手順）・パンフレット作成
・市広報掲載

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 主に、介護保険被保険者（65歳以上の第１号被保険者、40歳～64歳の第２号被保険者）とその家族等						
対象指標	① 介護保険被保険者数	人	26,949	27,111	27,064	27,159	27,254
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 市広報掲載やパンフレット作成による介護保険制度のＰＲ ＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① パンフレットの作成部数	部	14,000	0	2,000	14,000	0
	② 市広報の配布数（世帯数）	部	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護保険制度の趣旨や仕組みを広く周知し、制度への理解と協力を求めるとともに、必要なサービスを利用できるようにする。						
成果指標	① 介護保険制度の趣旨や仕組みを理解した人	人					
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入
アンケート調査の実施が必要

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１２年、介護保険制度の開始に伴い、市民に対して介護保険制度の趣旨や仕組みを広く周知する必要が出てきたため。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	140	140	140	150	150
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	589	589	589	631	631
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	589	589	589	631	631
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急速に増えており、介護保険事業の遂行に当たっては、工夫を凝らしながら趣旨普及活動に努める必要がある。介護保険法の度々の改正や、市町村における３年ごとの介護保険事業計画の見直し・保険料の改定について、その周知に向けての本事業の必要性は高い。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高いのはなぜか。（市民）
介護認定を受けたい時は、どのような手続きが必要か（市民）
介護認定を受けると、どのようなサービスが受けられるのか（市民）

◆県内他市の実施状況

○ 把握している
● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

制度改正や、保険料の見直しに応じ、当然どの市町村においても行われている事業たと思われるが、特に実施状況の調査等は行っていない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「介護保険制度の趣旨や仕組みを広く周知し、制度への理解と協力を求めるとともに、必要なサービスを利用できるようにする」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	ケーブルテレビやホームページ、市広報への掲載等、様々な媒体を積極的に活用し周知を図る。 発行するパンフレット等については、見易さ、分かりやすさの向上に努め、内容の充実を図る。そのことによって、介護保険制度への理解度を高める。 また、頻繁に制度が変わることから、遅滞のない情報提供に努めてなければならない。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	パンフレット数を必要最小限の印刷にとどめる等コスト削減に努めており、これ以上の事務費の削減の余地はない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているため適切。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	介護保険制度は、市が実施主体であり、その制度内容を普及するものであり、受益者負担にはなじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
● 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止
○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

年度

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	これまで以上に様々な媒体を活用し、介護保険制度の普及に努める。	コストの方向性 維持
	中・長期的（３～５年間）	これまで以上に様々な媒体を活用し、介護保険制度の普及に努める。	成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）

制度の改正の都度、パンフレット等によるＰＲが必要であるが、ＣＡＴＶやホームページなどの媒体や供給量等の費用対効果を見極め、より効果的な方法により行う必要がある。また、地区での各種研修会の実施に努めなければならない。	二次評価の要否 不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460180					
事務事業名	介護保険事業計画推進事業					
予算書の事業名	1.介護保険事業計画推進事業					
事業期間	開始年度	平成11年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008010501
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	1．総務費	
項	5．計画策定委員会費	
目	1．計画策定委員会費	

◆事業概要（どのような事業か）

平成21年3月に策定した「第4期魚津市介護保険事業計画」の進捗状況の点検に当たるとともに、計画の推進に努める。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険被保険者						
対象指標	① 介護保険被保険者数	人	26,949	27,111	27,064	27,159	27,254
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 介護保険事業計画推進委員会等の開催						
活動指標	① 委員会開催回数	回	5	2	2	5	2
	②						
	③						
	＊平成22年度の変更点 特になし						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。						
成果指標	① 要介護認定者数	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
	② 給付費／年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険法制定に伴い、魚津市の介護保険事業が円滑に実施されるように、サービス供給体制の確保を目的として、平成12年３月に「介護保険事業計画」を策定した。

財源内訳						
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	1,602	120	206	1,700	210
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,602	120	206	1,700	210

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

サービス利用者は、制度創設当初と比べ2倍に増えている。平成27年には団塊の世代が65歳に到達し、高齢化率も30%を超えると推計されるため、支援を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれる。
また、介護従事者の処遇改善を目的として、平成21年度より介護報酬がプラス3%改定された。

①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間	(時間)	700	200	200	700	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	2,944	841	841	2,944	841
事務事業に係る総費用（A＋B）	(千円)	4,546	961	1,047	4,644	1,051
（参考）人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

保険料がこれ以上高くならないように、介護保険施設を建設しないで欲しい。（市民）
保険料を適正に運用して欲しい。（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険事業計画は保険者で3年毎に策定することと定められている。（介護保険法）
また、策定した計画については、その推進に努めなければならない・

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第117条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適正であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	保健・医療・福祉の分野から意見を聴取しながら、計画の進捗状況を点検しなければならない。 また、計画の推進については、関係機関や地域住民と連携を図りながら勧めていくことが重要である。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり	説明	高齢者保健福祉計画事業と連携しなければならない。 （理由）高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、包括的に高齢者の生活を支えるものであることから、一体の計画として推進すべきものである。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	事業の進捗状況の点検・報告会については、各協議会につき年１回のみの開催とし、必要最小限の事業費で運営しているため適切。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているため適切。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	介護保険事業計画を策定し、推進することは介護保険法で定められている。 受益者負担にはなじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ○ 平均 ○ 低い	説明	受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	平成20年度末に策定した事業計画の推進にあたるとともに、第５期計画策定に向け、その準備年度として、高齢者のニーズの把握をすべくアンケート調査を行う。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	高齢化率、要介護認知者数、認知症高齢者の推移や介護サービスの利用状況あるいは介護療養病床の転換状況を見ながら、今後、魚津市において必要なサービスについて整備していかなければならない。	成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460480					
事務事業名	福祉用具・住宅改修支援事業					
予算書の事業名	3.福祉用具・住宅改修支援事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	5．任意事業費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

福祉用具購入費支給申請及び住宅改修費支給申請の代行を行うケアマネジャーに対しては、介護保険制度の理解を、住宅改修建築事業者に対しては、適正な書類作成能力を身に着けてもらうことを目的とする。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） ケアマネジャー、住宅改修建築事業者など						
対象指標	① ケアマネジャー	人	33	38	38	38	38
対象指標	② 住宅改修建築事業者	者	60	60	60	60	60
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 平成12年度より毎年行っていたが、住宅改修の申請をする業者がほぼ限られていること、申請書類について一定の水準が保たれていること、初めて住宅改修の申請する業者は個別に相談に来ていること（年間２～３業者）、平成18年度より事前申請となって以来大きな制度改正がないことを理由に、平成21年度は研修会を開催しなかった。 ＊平成22年度の変更点 平成２２年度より予算が削減された。（予算なし）						
活動指標	① 研修会開催回数	回	0	0	1	1	1
活動指標	②						
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ケアマネジャー、住宅改修建築事業者などが研修を受講することで介護保険制度を理解し、適正な書類作成能力が身につく。						
成果指標	① 研修会受講者数	人	0	0	60	60	60
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険制度の施行により、平成12年度から実施

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	0	0	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	0	0	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	0	0	168	168	168
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	0	0	168	168	168
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

住宅改修制度については、従来から問題視されていた悪質な建築事業者による不適当な住宅改修や利用者の身体状態からは適当でない住宅改修を事前申請制度となり防げることになったことは、大きな進歩である。今後は福祉用具購入同様、指定事業者制度の導入が望まれる。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

保険者ごとに研修を行っているようである。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「ケアマネジャー、住宅改修建築事業者などが研修を受講することで介護保険制度を理解し、適正な書類作製能力が身につく。」ことにより、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり	説明	サービス事業者振興事業 サービス事業者振興事業の中でも事業者向けの研修会を行っており、その一環として福祉用具・住宅改修研修会を行うことは可能である。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	平成22年度より予算が削減された。（予算0）

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	担当者レベルで行っており、削減の余地はない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	福祉用具購入・住宅改修事業者研修会は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	福祉用具購入・住宅改修事業者研修会は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
● 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	ケアマネジャーや住宅改修建築事業者の要望に応じて研修会を定期的に行い、より多くの関係者に出席してもらうことで、制度の周知を徹底し、給付の適正化を図る。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	同上。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460490					
事務事業名	介護相談員派遣事業					
予算書の事業名	4.介護相談員派遣事業					
事業期間	開始年度	平成13年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	辻　美喜子	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	5．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

市町村に登録された介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪問し、利用者のサービスに関する不満・要望や疑問点等を聞き取り、サービス事業所へその内容や気づいたこと等を伝え、その対応を求めたり、保険者へ連絡報告等をする。
利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 全ての介護サービス事業所と介護サービス利用者数						
対象指標	① 全ての介護サービス事業所数	事業所	50	54	54	54	54
対象指標	② 介護サービス利用者数	人	1,686	1,720	1,820	1,868	1,924
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 延べ162回相談員が事業所を訪問（老人保健施設3ケ所、老人福祉施設2ケ所、通所介護10ケ所、通所リハビリ5ケ所、グループホーム3ケ所の23事業所、ショートステイ3ケ所、高齢者向け入所施設3ケ所）、介護相談員定例会にて活動報告(月1回)、サービス事業者との意見交換会(年1回) ＊平成22年度の変更点 特になし。						
活動指標	① 相談員訪問回数	回	144	162	160	160	160
活動指標	② 相談員人数	人	6	6	6	6	6
活動指標	③ 訪問している施設数	事業所	29	32	32	32	32
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 利用者の介護サービスに関する疑問、不満、苦情又は不安等の解消を図る。 事業所の提供するサービスの質が向上する。						
成果指標	① 相談件数	件	1,520	1,530	1,530	1,530	1,530
成果指標	② 施設へ報告した件数	件	77	79	80	80	80
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年、介護保険制度の導入により、これまで行政措置によって提供されていた高齢福祉サービスが、利用者の選択と判断に基づく契約による利用へと切り替わることになり、介護サービス利用者の一層の保護を図る必要があったため。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	(千円)	904	515	768	768	768
財源内訳	⑵地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他(使用料・手数料等)	(千円)	584	343	513	513	513
財源内訳	⑷一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		(千円)	1,488	858	1,281	1,281	1,281
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	1	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	440	400	440	440	440
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,850	1,682	1,850	1,850	1,850
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	3,338	2,540	3,131	3,131	3,131
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護相談員制度の開始当時は、介護保険制度が始まって間もない時期で、利用者が増加し、サービス事業者の増設、新規参入が増え、市内のサービス定員が増加した時期であった。当時は、施設におけるサービスに対する不満や苦情が多かったが、現在は介護相談員制度等により、問題点が多く改善されてきて、提供されるサービスの質も向上されてきている。また、施設側の積極的な協力を得ることができるようになってきている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

富山市、高岡市、射水市、氷見市、魚津市、滑川市、励波地方介護保険組合（励波市、小矢部市、南励市）、中新川広域行政事務組合（上市町、立山町、舟橋村）、新川地域介護保険組合(黒部市、入善町、朝日町）にて、相談員派遣事業を実施している。いずれも居宅訪問の実施は行っておらず、介護施設、事業所への訪問を行っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	介護サービス利用者がより良いサービスを利用できるように、サービスの質の向上を図ることが不可欠であり、利用者の話を聞き、相談に応じる一方、事業所に出向いてサービスの実態を把握し、利用者と事業所の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために、介護相談員は大きな役割を果たしている。県内でも当市は活動が活発で前向きであると評価を得ている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

あり	説明	現在は、サービス事業所への派遣のみを行っているので、今後は在宅でヘルパー等を利用している方等への派遣を実施して、在宅サービスについての相談も受け付けていきたい。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	介護相談員の資質向上のために、学習会等開催を行う。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり	説明	サービス事業者振興事業 サービス事業者へ相談員の聞き取った利用者の不満や疑問に思っていることなどを伝えることにより、サービスの質の向上につなげる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護相談員には、月額1万円のボランティア的な報酬でお願いしているので、これ以上の人件費の削減はできないと考える。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人員・経費で行っており、今後訪問する事業所を増やす方向で検討しているので、これ以上の削減はできない。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

			年度
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	

● 他の事務事業と統合又は連携
● 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	特になし	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	在宅にてヘルパー等を利用している人まで対象を拡大する。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

市民の方（相談員）が介護施設に直接出向き、利用者の立場に立って、相談に乗ったり不満を聞くことで、サービス改善に直結しており、費用に比べて成果は大きい。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460590					
事務事業名	介護給付費等適正化事業					
予算書の事業名	5.介護給付費等適正化事業					
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	5．任意事業費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付を削減することを目的として、利用者本人（家族）に対し、サービスの請求状況や費用等について通知する。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人	対象指標 ① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 富山県国民健康保険団体連合会で作成したサービスの請求状況等の通知書を利用者本人（家族）に対し送付した。 ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 通知件数	件	6,810	6,985	7,400	7,500	7,600
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 適切な介護サービスを受けることができる。	成果指標 ① 給付費/年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険制度の施行により、通知の発送は平成12年度から実施していたが、平成20年度より、介護給付費等適正化事業として位置づけた。県が平成20年に策定した「富山県介護給付適正化計画」に基づく事業である。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	265	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	176	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	441	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	0	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	0	100	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	0	421	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	0	862	421	421	421
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。介護給付費や介護保険料の増大の抑制を通じて、介護保険制度を持続可能なものとする必要性が生じてきた。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

適正化事業は、県が強化を図っている事業でもあり、平成23年度まで全ての市町村で実施しなければならない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「介護サービスを必要とする人が適切な介護サービスを受けることができる。」ことにより、不適切な給付が削減され、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	経費は通知書の作成代と郵送料のみであり、削減の余地はない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	発送業務はパートに依頼しており、必要最小限の人件費を充てており適正である。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし 適正化の余地なし	説明	適正化事業（通知の発送）は受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	適正化事業（通知の発送）は受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	事業を継続して実施。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	同上。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

県が策定した「富山県介護給付適正化計画」に基づく事業であり、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460440					
事務事業名	地域ケアマネジメント支援事業					
予算書の事務事業名	4.地域ケアマネジメント支援事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	辻　美喜子	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030204
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	4．包括的・継続的ケアマネジメント支援事	

◆事業概要（どのような事業か）

平成１８年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターを開設し、その役割の一つとしてケアマネジャーの資質向上のための研修を実施した。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 居宅介護支援事業に従事するケアマネジャー	対象指標 ① 市内施設等で勤務するケアマネジャー	人	33	38	38	38	40
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ ケアマネジャーを対象とした研修会、講演会の実施 ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 研修開催回数	回	5	5	5	5	5
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） ケアマネジャーの資質向上	成果指標 ① 研修参加者延べ人数	人	153	145	150	150	150
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１８年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの重要な役割と位置づけられた。
平成２１年度からは、事務局を介護保険係で担当することになった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	52	59	102	102	102
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	34	39	68	68	68
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	86	98	170	170	170
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	300	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,262	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	1,348	939	1,011	1,011	1,011
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

ケアマネジャーの研修制度の充実

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

ほとんどの市町村で設置する地域包括支援センターで実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：介護保険の円滑な運用により高齢福祉を推進する。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：「サービス事業者振興事業」
ケアプランとサービス提供は密接に関わっており、これまでも連携し関わってきたので、今後も引き続き連携していきたい。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：民間社会福祉法人と合同で研修会を企画、開催することで経費の削減を図る。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現在、最低限の人員で対応しているため人件費削減は、不可と考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：特定受益者があるというものの、負担を求める性格の事業ではない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市と同様な形態のため受益者は発生しないと考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：なし。

中・長期的（３～５年間）：研修会、講演会等を保険者、地域包括支援センターで開催するのではなく、他の法人と合同開催することを開催すべきか。

コストと成果の方向性
コストの方向性
削減
成果の方向性
維持

★課長総括評価（一次評価）

介護予防ケアマネジメント事業との連携の下、ケアマネジャーの資質の向上のため、研修の充実を図る。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460190					
事務事業名	居宅介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.居宅介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008020101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	1．介護サービス等諸費	
目	1．居宅介護サービス給付費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険の認定者が介護保険サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①住宅改修・福祉用具購入申請の受付及び支払い　②国保連合会への給付費支払い

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 居宅介護サービス利用者						
対象指標	① 居宅介護サービス利用者数	人	749	779	819	855	897
	② 住宅改修・福祉用具購入申請件数(年)	件	193	178	186	205	205
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 居宅介護サービス給付費の支払い ＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 給付費／年	千円	1,043,905	1,122,198	1,176,336	1,269,113	1,367,554
	② 住宅改修・福祉用具購入費交付件数(年)	件	193	178	186	205	205
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする居宅介護サービス費を適正に給付する。						
成果指標	① 利用者1人あたりの給付費／年	千円	1,394	1,441	1,436	1,484	1,525
	② 利用者１人あたりの給付費(住宅改修・福祉用具購入費)	千円	62	67	61	64	64
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようにする。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度介護保険制度の施行

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	391,464	423,069	442,302	477,186	514,200
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	652,441	699,129	734,034	791,927	853,354
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,043,905	1,122,198	1,176,336	1,269,113	1,367,554
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	3	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	360	520	520	520	520
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,514	2,187	2,187	2,187	2,187
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	1,045,419	1,124,385	1,178,523	1,271,300	1,369,741
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成12年に介護保険制度が始まったが、サービス利用者は制度開始当初に比べて２倍になっており、それに伴い給付費も年々増大していった。特に、要支援・要介護1の軽度者の増加が著しく、介護予防の必要性が指摘されていた。平成18年4月には予防重視型システムへの転換が図られ、軽度者のうち改善の見込める人を新予防給付対象者と位置づけた。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

居宅介護サービス費の給付は、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：意図の「必要とする居宅介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第41条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：サービス利用者は１割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。 また、介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
中・長期的（３～５年間）	介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。 また、介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460500					
事務事業名	地域密着型介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.地域密着型介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等 コード1	02020300
部名等	民生部
課名等	社会福祉課
係名等	介護保険係
記入者氏名	高田　弘美
電話番号	0765-23-1148

政策体系上の位置付け コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	6．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目 コード3	008020102
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	2．保険給付費
項	1．介護サービス等諸費
目	2．地域密着型介護サービス給付費

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①国保連合会への給付費支払い

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 地域密着型介護サービス利用者	対象指標 ① 地域密着型介護サービス利用者数	人	76	111	122	127	131
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 地域密着型介護サービス給付費の支払い ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 給付費／年	千円	146,193	232,397	263,834	299,669	308,659
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする地域密着型介護サービス費を適正に給付する。	成果指標 ① 利用者1人あたりの給付費／年	千円	1,924	2,094	2,163	2,360	2,356
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が住み慣れた地域で穏やかな生活を送れるようする。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成18年度介護保険制度の改正により創設

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	54,822	87,614	99,202	112,676	116,056
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	91,371	144,783	164,632	186,993	192,603
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	146,193	232,397	263,834	299,669	308,659
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	3	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	260	260	260	260
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	1,093	1,093	1,093	1,093
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	146,614	233,490	264,927	300,762	309,752
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢者一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯が年々増加し、また、認知症高齢者の増加も著しい。高齢者が中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるサービスが求められるようになった。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

地域密着型介護サービス費の給付は、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
○ 直結度中
○ 直結度小

説明：意図の「必要とする地域密着型介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が住み慣れた地域で穏やかな生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：サービス利用者は１割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：介護給付の適正化に努める。

中・長期的（３～５年間）：介護給付の適正化に努める。

コストの方向性
増加
成果の方向性
向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460200					
事務事業名	施設介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.施設介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008020103
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	1．介護サービス等諸費	
目	3．施設介護サービス給付費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①国保連合会への給付費支払い

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 施設介護サービス利用者	対象指標 ①	施設介護サービス利用者数	人	537	522	539	539	539
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 施設介護サービス給付費の支払い ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ①	給付費／年	千円	1,747,278	1,808,972	1,829,253	1,829,604	1,829,604
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする施設介護サービス費を適正に給付する。	成果指標 ①	利用者1人あたりの給付費／年	千円	3,254	3,465	3,394	3,394	3,394
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようにする。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度介護保険制度の施行

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	655,229	681,982	687,799	687,931	687,931
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	1,092,049	1,126,990	1,141,454	1,141,673	1,141,673
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	1,747,278	1,808,972	1,829,253	1,829,604	1,829,604
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	3	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	100	240	240	240	240
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	421	1,009	1,009	1,009	1,009
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	1,747,699	1,809,981	1,830,262	1,830,613	1,830,613
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

施設介護サービス利用者は制度創設当初に比べて平成17年度前期には1.5倍となり、給付費も年々増大していたが、平成17年10月の制度改正により食費・居住費が保険対象外となった。それに伴い、平成17年度より給付費が抑制されている。平成23年度末までに療養型病床が廃止されるという国の計画が凍結されたことにより、療養型病床の今後の転換については注視する必要がある。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

施設介護サービス費の給付は、すべての保険者で行っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする施設介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第48条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は１割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護給付の適正化に努める。 また、平成23年度末までに介護療養病床が廃止されるという国の計画が凍結されたことにより、療養病床の今後の転換については注視する必要がある。	コストの方向性 増加
	中・長期的（３～５年間）	介護給付の適正化に努める。 また、平成23年度末までに介護療養病床が廃止されるという国の計画が凍結されたことにより、療養病床の今後の転換については注視する必要がある。	成果の方向性 向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460510					
事務事業名	介護予防サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.介護予防サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008020201
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	2．介護予防サービス諸費	
目	1．介護予防サービス給付費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①住宅改修、福祉用具購入申請の受付及び支払い　②国保連合会への給付費支払い

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護予防サービス利用者						
対象指標	① 介護予防サービス利用者	人	324	308	340	347	357
対象指標	② 住宅改修・福祉用具購入申請件数(年)	件	72	88	84	110	110
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 介護予防サービス給付費の支払い ＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 給付費／年	千円	173,618	165,947	172,904	197,294	203,213
活動指標	② 住宅改修・福祉用具購入費交付件数(年)	件	72	88	110	110	110
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする介護予防サービス費を適正に給付する。						
成果指標	① 利用者1人あたりの給付費／年	千円	536	539	509	569	569
成果指標	② 利用者１人あたりの給付費(住宅改修・福祉用具購入費)	千円	65	58	56	56	56
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようにする。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成18年度介護保険制度の改正により創設

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	65,107	62,562	65,012	74,183	76,408
財源内訳	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	108,511	103,385	107,892	123,111	126,805
財源内訳	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	173,618	165,947	172,904	197,294	203,213
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	3	3	3	3
②事務事業の年間所要時間		(時間)	320	220	220	220	220
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,346	925	925	925	925
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	174,964	166,872	173,829	198,219	204,138
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成12年に介護保険制度が始まったが、サービス利用者は制度開始当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大していった。特に、要支援・要介護1の軽度者の増加が著しく、介護予防の必要性が指摘されていた。平成18年4月には予防重視型システムへの転換が図られ、軽度者のうち改善の見込める人を新予防給付対象者と位置づけた。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護予防サービス費の給付は、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする介護予防サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第53条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。 また、介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
	中・長期的（３～５年間）	介護予防に努めながら、居宅サービス費を抑える。 また、介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460210					
事務事業名	介護サービス費審査支払事業					
予算書の事業名	1.介護サービス費審査支払事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008020301
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	3．その他諸費	
目	1．審査支払手数料	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険の認定者が介護サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①国保連合会への審査支払い手数料の支払い

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険サービス利用者						
対象指標	① サービス利用者	人	1,686	1,720	1,820	1,868	1,924
対象指標	②						
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 介護サービス費審査支払手数料の支払い						
手段	＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 手数料／年	千円	4,027	4,206	4,355	4,218	4,345
活動指標	②						
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする審査支払い手数料を適正に給付する。						
成果指標	① 利用者1人あたりの手数料／年	円	2,388	2,445	2,393	2,258	2,258
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようにする。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度介護保険制度の施行

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,510	1,586	1,637	1,586	1,634
財源内訳	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
財源内訳	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	2,517	2,620	2,718	2,632	2,711
財源内訳	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	4,027	4,206	4,355	4,218	4,345
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	80	40	40	40	40
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	336	168	168	168	168
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	4,363	4,374	4,523	4,386	4,513
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。今後は、団塊の世代が65歳に到達する平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護サービス審査支払手数料の給付については、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする審査支払手数料を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第176条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、手数料の抑制にも結びつく。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
	中・長期的（３～５年間）	介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460220					
事務事業名	高額介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.高額介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008020401
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	4．高額介護サービス等費	
目	1．高額介護サービス等費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

介護サービス（居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス）を利用した場合に、１ヶ月に支払った利用者負担が一定額以上のときは当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①高額介護サービス対象者把握　②給付費支払い通知発送　③給付費支払い

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 高額介護サービス対象者						
対象指標	① サービス対象件数／年	件	4,577	5,412	5,760	5,760	5,760
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 高額介護サービス給付費の支払い						
	＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 給付費/年	千円	45,592	53,853	57,690	57,690	57,690
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする高額介護サービス費を適正に給付する。						
成果指標	① 1件あたりの給付費	円	9,961	9,951	10,016	10,016	10,016
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようにする。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度介護保険制度の施行

財源内訳						
	(1)国・県支出金	(千円)	17,097	20,303	21,692	21,692	21,692
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	28,494	33,550	35,998	35,998	35,998
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)	(千円)	45,591	53,853	57,690	57,690	57,690
	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	2	2	2	2
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	780	440	440	440	440
	B．人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	3,280	1,850	1,850	1,850	1,850
	事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	48,871	55,703	59,540	59,540	59,540
	（参考）人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い高額介護サービス給付額も年々増加している。さらに、平成１８年度より申請者の負担を軽減するため、申請は初回のみとし２回目以降は自動振込みとなったため、給付費の支払いが増大した。
また、平成20年度より医療保険と介護保険の高額合算制度が始まる。（給付は21年度スタート）

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

高額介護サービス費の給付については、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする高額介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第51条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、高額介護サービス費の抑制にも結びつく。。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているため、削減の余地なし。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
	中・長期的（３～５年間）	介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460620					
事務事業名	高額医療合算介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.高額医療合算介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008020601
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	6．高齢者医療合算介護サービス等費	
目	高齢者医療合算サービス等費	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

1年間に支払った介護保険の利用者負担額と医療保険・長寿医療の一部負担金等の合計額が高額になったとき、当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①高額医療合算介護サービス申請書受付　②介護保険自己負担額証明書の発行　③給付費支払い

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標 ① サービス対象件数／年	件	0	4	80	80	84
対象指標 ②						
対象指標 ③						
活動指標 ① 給付費/年	千円	0	249	6,400	4,256	4,384
活動指標 ②						
活動指標 ③						
成果指標 ① 1件あたりの給付費	円	0	62,250	80,000	53,200	52,190
成果指標 ②						
成果指標 ③						

対象：（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）
高額医療合算介護サービス対象者

手段：＜平成21年度の主な活動内容＞
高額医療合算介護サービス給付費の支払い

＊平成22年度の変更点
特になし

意図：（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）
必要とする高額医療合算介護サービス費を適正に給付する。

その結果：＜施策の目指すすがた＞
介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようにする。

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険では高額介護サービス費、医療保険・長寿医療では高額療養費により、月単位で上限を設けて負担を軽減していた。しかし、介護と医療それぞれの負担が長期間にわたり重複する世帯では、なお重い負担が残っていたため、なお残る介護・医療の世帯負担額に年単位で上限を設けて、さらに負担の軽減を図る合算制度が導入された。（平成20年４月）

財源内訳	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
⑴国・県支出金	(千円)	0	94	2,406	1,600	1,648
⑵地方債	(千円)	0	0	0	0	0
⑶その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	155	3,994	2,656	2,736
⑷一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	(千円)	0	249	6,400	4,256	4,384
①事務事業に携わる正規職員数	(人)	0	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間	(時間)	0	80	100	100	100
B．人件費（②×人件費単価/1,000）	(千円)	0	336	421	421	421
事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	0	585	6,821	4,677	4,805
（参考）人件費単価	(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化が進むにつれ、介護サービスと医療サービスを併用する世帯が増えてきている。介護・医療それぞれの負担が長期間にわたり重複する世帯では、負担が大きくなっている。
そこで、平成20年度より医療保険と介護保険の高額合算制度が始まる。（給付は21年度スタート）

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
高額医療合算介護サービス費の給付については、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする高額医療合算介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の２

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながり、高額医療合算介護サービス費の抑制にも結びつく。。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者や（後期）高齢者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているため、削減の余地なし。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は介護サービス利用料金の１割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
	中・長期的（３～５年間）	介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460300					
事務事業名	特定入所者介護サービス費給付事業					
予算書の事業名	1.特定入所者介護サービス費給付事業					
事業期間	開始年度	平成17年度	終了年度	当面継続	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008020501
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	2．保険給付費	
項	5．特定入所者介護サービス等費	
目	1．特定入所者介護サービス費	

◆事業概要（どのような事業か）

施設サービス・短期入所サービスで食費・居住費（滞在費）の補足給付を受けた利用者（低所得者）に対して当該費用が給付費用として支出される。
（業務手順）①国保連合会への給付費支払い

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 特定入所者介護サービス対象者	対象指標 ① 特定入所者介護サービス対象者	人	285	308	312	303	303
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 特定入所者介護サービス給付費の支払い ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 給付費／年	千円	109,505	121,722	127,560	125,000	125,000
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする特定入所者介護サービス費を適正に給付する。	成果指標 ① 対象者1人当たりの給付費／年	千円	384	395	409	413	413
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようにする。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成17年10月の介護保険制度の改正により創設

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	41,064	45,889	47,963	47,000	47,000
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	68,441	75,833	79,597	78,000	78,000
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	109,505	121,722	127,560	125,000	125,000
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	4	3	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	380	320	320	320	320
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,598	1,346	1,346	1,346	1,346
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	111,103	123,068	128,906	126,346	126,346
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

在宅の要介護者の場合、居住費や食費は本人又は家族が支払っているが、一方、施設に入所している要介護者の場合、居住費や食費についても介護保険からの給付があった。そこで、利用者負担の公平性という観点から施設給付（居住費・食費）が見直され、平成17年10月より居住費・食費が保険給付の対象外となった。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。（市民）
介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。（市民）
サービス利用時の負担額が多い。（特に施設入所の場合）（市民）

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

特定入所者介護サービス費の給付は、すべての保険者で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	意図の「必要とする特定入所者介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が安心して生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	サービス事業者の不適正・不正なサービスはないかをチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事業費は増大することが見込まれる。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	サービス利用者は利用者負担段階に基づき、食費・居住費の負担額が決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	サービス利用者は利用者負担段階に基づき、食費・居住費の負担額が決められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	介護給付の適正化に努める。	コストの方向性：増加
	中・長期的（３～５年間）	介護給付の適正化に努める。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460240					
事務事業名	財政安定化基金償還事業					
予算書の事業名	1.元金、（目）2.元金（事業名)1.元金					
事業期間	開始年度	平成15年度	終了年度	平成23年度	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008040101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	５．公債費	
項	１．公債費	
目	１．元金	

◆事業概要（どのような事業か）

県が設置する財政安定化基金より過去に受けた貸付金を償還する。

			単位	実績		計画		
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人	対象指標 ① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 貸付金の償還	活動指標 ① 償還金	千円	30,500	13,900	13,900	13,900	0
		活動指標 ②						
	＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とするサービスを受けることができる。	成果指標 ① 給付費／年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年、介護保険制度の導入に伴い、市町村の介護保険財政が安定的に運営されるように、県が財政安定化基金を設置し、保険料が赤字の市町村に貸付を行う。

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他(使用料・手数料等)	（千円）	30,500	13,900	13,900	13,900	0
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		（千円）	30,500	13,900	13,900	13,900	0
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A＋B）		（千円）	30,584	13,984	13,984	13,984	84
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

サービス利用者は制度創設当初に比べ２倍に増えている。平成27年には、団塊の世代が６５歳に到達し、高齢化率も30%を超え、サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる。魚津市の介護保険料は富山県内で1番高いが、今後も値上がりが予想される。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

保険料が高い。（市民・議会）

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

市町村ごとの保険料については把握しているが、財政安定基金からの貸付を受けているかどうかについては分からない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：財政不足が生じた時に基金より貸付を受けることにより、必要とする介護サービスを確保することができたので、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第147条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：基金より貸付を受けた場合は、償還しなければならない。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：償還金の支払いのみの事務であり、必要最小限の人件費を充てており適正。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。（介護保険法により）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：償還は平成23年度で終了する。

中・長期的（３～５年間）：償還は平成23年度で終了する。今後、貸付を新たに受ける場合は償還が発生する。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460270					
事務事業名	国県支出金等返納事業					
予算書の事業名	1.国県支出金等返納金					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008050102
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	６．諸支出金	
項	１．償還金及び還付加算金	
目	２．国県支出金等返還金	

◆事業概要（どのような事業か）

介護給付費等の費用は、50%が公費負担となっており、国が25%（施設等給付費20%）、県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっている。
国・県の負担金は、前年度実績を踏まえ、当該年度分は概算で交付され、給付費確定後に次年度予算にて精算をする。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人	対象指標 ① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 給付費の確定に伴い国・県交付金等を精算する。 ＊平成22年度の変更点 特になし	活動指標 ① 返納金額	千円	15,110	29,340	0	0	0
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とするサービスを受けることができる。	成果指標 ① 給付費/年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１２年、介後保険制度の導入に際し、介護保険の費用負担割合が定められた。平成１８年度には負担割合の見直しがされ、国が25%（施設等給付費20%）、県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村12.5%となった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	15,110	29,340	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	15,110	29,340	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	15,194	29,424	84	84	84
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

サービス利用者は制度創設当初と比べ２倍になっている。それに伴い、給付費も増大しており、国・県・市町村の負担も増えている。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

全ての市町村が給付の確定に伴い、国・県交付金等の精算を行っている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：介護給付費は、公費50%、保険料50%で賄われており、国・県からの交付金等は重要な財源である。給付費を確定させ、国・県交付金等の額を確定することは、必要とするサービスを確保する上で需要であり、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第121条～第123条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：給付費の確定に伴う精算手続きであり、事業費の削減の余地なし。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てているため適切

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することと定められている。（介護保険法）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：特になし

中・長期的（３～５年間）：特になし

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460610					
事務事業名	他会計繰出事業					
予算書の事業名	1.他会計繰出金					
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008050103
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	６．諸支出金	
項	１．償還金及び還付加算金	
目	３．他会計繰出金	

◆事業概要（どのような事業か）

一般会計より繰り入れた事務費を翌年度精算し、一般会計へ返納する。。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人						
対象指標	① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 事務費の確定により、一般会計より繰り入れた事務費を精算し、一般会計へ返納する。						
	＊平成22年度の変更点 特になし						
活動指標	① 返納金額	千円	0	176	0	0	0
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とするサービスを受けることができる。						
成果指標	① 給付費/年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

従前は繰越金の中で事務費の残をプールしていたが、財政課より事務費の精算をするよう指導を受けた。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	176	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	176	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	0	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	0	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	0	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	0	260	84	84	84
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

繰越金を適切に精算することができた。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

他の市町村が事務費をどのように精算しているかは把握していない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
○ 直結度中
● 直結度小

説明：介護保険事業の運営には事務費は欠かせないが、事務費を精算することが直接、施策の目指す姿に直結するとは思えない。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：事務費の確定に伴う精算手続きであり、事業費の削減の余地なし。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てているため適切

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし
適正化の余地なし

説明：事務費の確定に伴う精算手続きであり、受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
○ 平均
○ 低い

説明：事務費の確定に伴う精算手続きであり、受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：特になし

中・長期的（３～５年間）：特になし

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

介護保険事業を健全に運営する上で、事務費を精算することは望ましい。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460280					
事務事業名	介護給付費準備基金積立事業					
予算書の事業名	1.介護給付費準備基金積立金					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008060101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	７．基金積立金	
項	１．基金積立金	
目	１．介護給付費準備基金積立金	

◆事業概要（どのような事業か）

市町村は、3年間を通じた同一の保険料率を用いることで、黒字額を介護給付費準備基金として積み立てて次年度以降に備えることができる。給付実績が見込額を大きく上回る場合等は、一般会計からの繰入れでなく、準備基金を取り崩して、保険料の赤字分に充てる。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護サービスを必要とする人	対象指標 ① 要介護認定者	人	2,008	2,032	2,162	2,223	2,290
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 介護保険料の黒字額分の積立て ＊平成22年度の変更点 新たな積立金は発生しない予定で、当面は、積立金利息のみの積立となる。	活動指標 ① 介護給費費準備基金積立金額	千円	50,119	70,896	618	0	0
		活動指標 ②						
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 必要とする介護サービスを受けることができる。	成果指標 ① 給付費／年	千円	3,270,117	3,509,544	3,638,332	3,786,844	3,900,449
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

第１号被保険者の保険料率は、給付費等を見込みながら市町村ごとに定めているが、黒字額が発生した場合は介護給付費積立金として積み立てて次年度以降に備えることができる。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他(使用料・手数料等)	（千円）	50,119	70,896	618	0	0
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		（千円）	50,119	70,896	618	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	20	20	20	20	20
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	84	84	84	84	84
事務事業に係る総費用（A＋B）		（千円）	50,203	70,980	702	84	84
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

サービス利用者は制度創設当初に比べ２倍に増えている。平成27年には、ベビーブーム世代が６５歳に到達し、高齢化率も30%を超え、サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれる。また、当初２，９２７円（第１期）の保険料は４，８００円(第４期）まで値上がりした。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

準備基金として積み立てている市町村と、積み立てていない市町村があるようだが、県内の状況については把握していない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：保険料の黒字額を積み立てることにより、次年度以降に財政不足が生じても基金を取り崩すことによって、必要とする介護サービスを受けることができるようになり、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：給付費が抑制されたことにより積立金が発生するのであれば、むしろ増大することが望ましい。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：必要最小限の人件費を充てているので適正。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり

適正化の余地なし

説明：サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。（介護保険法）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：サービス利用者は1割負担と定められている。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ● 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：新たな積立金は発生しない予定。積立金利息のみの積立となる。

中・長期的（３～５年間）：新たな積立金は当分発生しない予定。積立金利息のみの積立となる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460600					
事務事業名	介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業					
予算書の事業名	1.介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業					
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	平成23年度	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	○ ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要（どのような事業か）

平成21年度より実施される介護報酬改定（3%アップ）に伴い、介護保険料が急激に上昇することを抑制するため国より交付金が交付されるが、介護保険料に充てるため、基金として積み立てる。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 第1号被保険者						
対象指標	① 第1号被保険者数	人	11,916	12,185	12,314	12,576	12,838
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 積立金の預金利息の積立てのみ						
活動指標	① 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金額	千円	31,790	68	96	0	0
	②						
	③						
	＊平成22年度の変更点 特になし						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 収めなければならない保険料を軽減する。						
成果指標	① 第1号被保険者の保険料収納額	千円	728,525	712,693	716,177	724,378	746,109
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険料が急激に上昇することを抑制し、介護保険事業が健全に運営される。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護従事者の離職率が高く、また、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供することを目的として、介護従事者の処遇改善を図るために、介護報酬を3%アップし、賃金を月2万円程度引き上げたい。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	(千円)	31,790	0	0	0	0
	⑵地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	⑶その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	68	96	0	0
	⑷一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		(千円)	31,790	68	96	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	0
②事務事業の年間所要時間		(時間)	40	20	20	20	0
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	168	84	84	84	0
事務事業に係る総費用（A＋B）		(千円)	31,958	152	180	84	0
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護従事者の離職率が高い上に、人材確保も困難である。介護職員の賃金の底上げをし定着させるための対策が講じられた。ところが、当初月2万円程度を見込んでいた引き上げ額は8,930円（全国平均）にとどまったことが国の調査で判明した。平成21年10月からは、事業所は「介護職員処遇改善交付金」を利用し、更なる賃金の底上げを図ることができるようになった。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

介護従事者の賃金を上げて欲しい。（サービス従事者、議会）

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護報酬改定により、すべての市町村に交付金が交付されている。交付金はすべて基金に積み立てなければならないとされている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	国からの交付金を積み立てて、翌年度以降基金を取り崩して、保険料に充てることは、施策が目指す姿「介護保険料が急激に上昇することを抑制し、介護保険事業が健全に運営される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし	説明	成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	国から交付される交付金を全額基金として積立しているが、その預金利息を積立するだけである。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	必要最小限の人件費を充てているので適正。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明	介護報酬3%アップに伴う保険料の増額分の半分については、当基金で賄われることになるが、国からの交付率は全国一律であり、適正化の余地はない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	介護報酬3%アップに伴う保険料の増額分の半分については、当基金で賄われることになるが、国からの交付率は全国一律であり、適正化の余地はない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成23年度）	新たな積立金は発生しない予定。積立金利息のみの積立となる。 本事業は平成23年度で終了する。	コストの方向性：維持
	中・長期的（３～５年間）	本事業は平成23年度で終了する。	成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

法に基づいて実施しており、妥当である。

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23510430					
事務事業名	富山型デイサービス施設支援事業					
予算書の事業名	87富山型デイサービス施設支援事業					
事業期間	開始年度	平成21年度	終了年度	平成21年度	業務分類	4．負担金・補助金
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	● 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード１	02020300
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	介護保険係	
記入者氏名	高田　弘美	
電話番号	0765-23-1148	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	5．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	001030105
会計	一般会計	
款	3．民生費	
項	1．社会福祉費	
目	5．障害者福祉費	

◆事業概要（どのような事業か）

富山型デイサービス事業所の機能向上のための改修（浴室改修）に係る整備支援

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 高齢者	対象指標 ①	高齢者数	人	11,902	12,174	12,307	12,569	12,831
		対象指標 ②							
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 富山型デイサービス事業所で浴室を改修する事業所に対し補助金を交付する。 ＊平成22年度の変更点 富山型デイサービスを新設する。	活動指標 ①	整備数	箇所	0	1	1	0	0
		活動指標 ②							
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者のニーズに応じた介護サービスが受けられる。	成果指標 ①	富山型デイサービス利用者数	人	20	20	30	30	30
		成果指標 ②							
		成果指標 ③							
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようにする。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

高齢者、障害者の垣根を取り払い、こどもから高齢者まで障害の有無にかかわらず一緒に過ごすことができるサービス（富山型デイサービス）が推奨されるようになった。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	2,000	4,000	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他(使用料・手数料等)	（千円）	0	0	0	0	0
	⑷一般財源	（千円）	0	2,000	4,000	0	0
A．予算(決算)額(⑴～⑷の合計)		（千円）	0	4,000	8,000	0	0

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

富山県で富山型デイサービス施設支援事業補助金交付要綱が整備されたことに伴い、魚津市も平成17年に要綱を作成し、施設整備支援を行うことになった。

①事務事業に携わる正規職員数	（人）	0	1	1	0	0
②事務事業の年間所要時間	（時間）	0	100	100	0	0
B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	0	421	421	0	0
事務事業に係る総費用（A＋B）	（千円）	0	4,421	8,421	0	0
（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入）

見守りを必要とする、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯への対応が必要である。（市民・民生委員）

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

富山型デイサービスは、他市にどのくらいあるのか把握していない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者がニーズに応じた介護サービスを受けることにより、要介護状態となっても自宅で生活することができ、施策が目指す姿「サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：富山型デイサービス施設支援事業補助金交付要綱（平成17年魚津市告示第120号）

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象者と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：要綱で、補助基準額が決まっている。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：補助金の交付申請から実績報告までの一連の事務処理を、必要最小限の人件費を充てているため、適切である。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：補助金であり、受益者負担になじまない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ○ 平均
- ○ 低い

説明：補助金であり、受益者負担になじまない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：富山型デイサービス事業所を1か所建設予定である。

中・長期的（３～５年間）：要介護者のニーズを把握しながら、必要があれば今後も整備していかなければならないと考えているが、当面は建設の予定なし。

コストと成果の方向性

コストの方向性：増加

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

市の施策に基づく政策的な判断から実施されており、妥当である。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460320					
事務事業名	通所型介護予防事業					
予算書の事務事業名	1.通所型介護予防事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	● 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	○ 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	森山　明	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	1．介護予防事業費	
目	1．介護予防特定高齢者施策事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

特定高齢者把握事業により、生活機能が低下していると判断された高齢者や虚弱な高齢者を対象に、一定期間のプログラムを通所サービスとして実施する。
実施は民間事業所への委託

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者であって、特定高齢者把握事業で生活機能が低下していると判断された者						
対象指標	① 65歳以上高齢者（１０月１日）	人	11,904	12,174	12,500	12,800	13,100
	② 特定高齢者数	人	1,167	1,212	1,250	1,300	1,350
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 運動器の機能向上を目的とした教室を開催し、定期的なプログラムを実施						
活動指標	① 運動器の機能向上教室参加者	人	59	57	80	80	80
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者の健康維持、生きがいの創出により要介護状態に陥ることを未然に防ぐ						
成果指標	① 介護保険の新規申請者数	人	492	520	520	520	520
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１８年から、新たに地域支援事業を実施することとなり、厚生労働省の示す要綱に基づき実施。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	855	936	1,354	1,354	1,354
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	1,425	1,559	2,256	2,256	2,256
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	2,280	2,495	3,610	3,610	3,610
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	200	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	841	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	3,121	3,336	4,451	4,451	4,451
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

事業実施の対象者設定の変更など、地域の実情に合わせた形での実施が可能となった。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

介護予防に関する事業の拡大

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

平成18年度より一層の取り組み強化が求められたところであり、市町村ごとに事業の工夫、企画を進める途上にあり、他市町村の事業の詳細把握はこれからの課題としている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	介護予防を目的とした教室の実施により、健康な日常生活を維持することが可能となり、安心して自立した在宅生活を送り続けると考えられるから

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし	説明	

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明	対象となる高齢者の適正な把握と、教室への勧奨

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり	説明	一般高齢者に対する介護予防事業との連携や、民間の事業との連携

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	長期的な視点で考えるならば、本事業の普及、拡大が介護保険サービス費用の抑制につながる

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明	高齢化率が上昇基調にある中、介護予防を目的とする事業担当者の増員は不可欠。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地あり	説明	自らの健康は、自ら守る意識の向上で教室に対する自己負担を、検討することも必要

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明	経費の１割の負担であり、介護保険サービスと比較しても妥当と考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
○ 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
● 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	○ 適切	● 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度

● 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	次年度（平成23年度）	対象者の把握を十分に行う。 教室参加者については、健診と同時に実施する特定高齢者把握事業から行っているが、その他の方法も検討する。
	中・長期的（３～５年間）	介護予防としての、手法を多方面から検討して、当事業のあり方を考える。

コストと成果の方向性

コストの方向性
増加
成果の方向性
向上

★課長総括評価（一次評価）

通所事業については、効果的な実施方法を検討することも必要であるが、事業は継続実施

二次評価の要否
不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460310					
事務事業名	特定高齢者把握事業					
予算書の事務事業名	3.特定高齢者把握事業					
事業期間	開始年度	平成20年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	● ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	森山　明	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030101
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	１．介護予防事業費	
目	１．介護予防特定高齢者施策事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

生活機能評価を実施し、特定高齢者（生活機能が低下している者）を選定しすることで、積極的な介護予防の普及を図り、必要に応じて各種サービスの利用につなげ生活能力の向上を図る。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 介護保険認定を受けていない65歳以上の高齢者	対象指標 ① 65歳以上高齢者（１０月１日）	人	11,904	12,174	12,500	12,800	13,100
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 医療機関や集団健診において生活機能評価を実施して、特定高齢者を決定する。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 特定高齢者数	人	1,167	1,212	1,250	1,300	1,350
		活動指標 ② 受診率	%	36	35	40	40	40
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 生活機能の低下が疑われる対象者を把握することができる。	成果指標 ① 介護認定を受けていない高齢者数	人	9,838	9,350	10,000	10,100	10,000
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成18年より、介護保険法に基づき実施。H18、H19年は老人保健法による基本健康診査との同時実施であったが、H20年度より介護保険の予算で実施。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	6,114	6,085	8,300	8,300	8,300
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	10,192	10,142	13,833	13,833	13,833
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)		（千円）	16,306	16,227	22,133	22,133	22,133
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	2	2	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	200	220	220	220	220
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	841	925	925	925	925
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	17,147	17,152	23,058	23,058	23,058
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

介護保険法に基づき全国一律に実施している事業であり、介護保険制度の動向により、時代とともに変遷することが予測される。
また、現在は他の健診（特定健康診査、後期高齢者の健康診査）と同時に実施しているが、基本的なところで後期高齢者の健康診査対象者を”医療機関で服薬しているものを除く”とあることから、今後は同時に実施することができず、実施方法の変更を検討する必要がある。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

受診時に提出する問診表等の記載が煩わしい。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

県内１５市町全ての団体で実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：生活機能が低下している高齢者のスクリーニングであり、対象となった高齢者に、早期から働きかけることで、安心して自立した在宅生活を送ることができると考えられる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ● 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法（平成9年法律第123号）第条

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：受診率を向上させることにより、特定高齢者の十分な把握ができ、各種介護予防事業への参加により効果的な対応が期待できる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：介護予防事業全般

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：富山県医師会と県厚生部との交渉により標準経費（単価）を設定しているため。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：担当者１人とデータ入力を臨時雇用職員に依頼している状況でこれ以上の削減は困難

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：介護保険法に基づく内容であり、個人負担はない。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：県内ともに同一と考える。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ● 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：事業を継続する

中・長期的（３～５年間）：当面継続する。

コストと成果の方向性

コストの方向性：増加

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

法律に基づく内容であるが、より効果的な実施方法については模索する必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460400
事務事業名	介護予防ケアマネジメント事業
予算書の事務事業名	1.介護予防ケアマネジメント事業
事業期間	開始年度：平成１8年度　終了年度：当面継続　業務分類：５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行　○ ２．アウトソーシング　○ ３．負担金・補助金　● ４．市直営

部・課・係名等 コード１	06040000
部名等	（出先機関）
課名等	地域包括支援センター
係名等	管理係
記入者氏名	森山　明
電話番号	0765-23-1294

政策体系上の位置付け コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築
施策名	６．社会保障制度の充実
区分	介護保険制度
基本事業名	介護保険の健全な事業運営

予算科目 コード３	008030201
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）
款	３．地域支援事業費
項	２．包括的支援事業・任意事業費
目	１．介護予防ケアマネジメント事業費

◆事業概要（どのような事業か）

生活能力の低下した高齢者を対象に、各種サービスの利用を含めた計画を作成し、実践することで生活を向上させる。
また、計画作成者の研修等によるケマネジメント能力の向上を図る

	単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）：生活能力の低下した高齢者 ／ 対象指標 ① 65歳以上高齢者（１０月１日）	人	11,904	12,174	12,500	12,800	13,100
対象指標 ②						
対象指標 ③						
手段（＜平成21年度の主な活動内容＞）：特定高齢者の通所事業におけるサービス計画作成 ／ 活動指標 ① 特定高齢者サービス計画数	件	86	89	100	100	100
活動指標 ②						
活動指標 ③						
＊平成22年度の変更点：なし						
意図（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）：生活機能の向上 ／ 成果指標 ① 介護認定を受けていない高齢者数	人	9,838	9,350	10,000	10,100	10,000
成果指標 ②						
成果指標 ③						
その結果（＜施策の目指すすがた＞）：介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成１８年度から、介護保険法の改正に伴い充実することに。

財源内訳	(1)国・県支出金	（千円）	105	48	275	275	275
	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	（千円）	68	32	183	183	183
	(4)一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		（千円）	173	80	458	458	458
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	3	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		（時間）	200	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	841	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	1,014	921	1,299	1,299	1,299
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

平成17年の介護保険法の改正により、地域支援事業の一つのメニューと位置づけられた。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

地域支援事業のメニューとして実施

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：高齢者の健康な在宅生活の支援を充実させる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

なし

説明：成果向上の余地なし

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ケースマネジメントの向上を目的としていることから、必要な事業といえる

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現状が最低限度の人数

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし
適正化の余地なし

説明：

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：いずれも受益者負担はない

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

● 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

○ 他の事務事業と統合又は連携
○ 目的見直し
○ 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：情報の共有化を図る。
各種研修への参加により、個人の能力を高める

中・長期的（３～５年間）：関連のある部局との連携を強化する

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

研修などにより介護予防についてのマネジメント能力を高め、関係機関との連携を充実することは継続するべきテーマである。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460430					
事務事業名	地域包括支援センター運営事業					
予算書の事務事業名	3.地域包括支援センター運営事業					
事業期間	開始年度	平成18年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	森山　明	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030204
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	4．包括的・継続的ケアマネジメント支援事	

◆事業概要（どのような事業か）
平成１８年度の介護保険法改正により、高齢者の介護予防のための各種施策展開のための実施機関として設置し、運営を開始した。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 主として在宅生活を営む高齢者への福祉施策、介護事業施策全般支援						
対象指標	① 65歳以上高齢者（１０月１日）	人	11,904	12,174	12,500	12,800	13,100
	②						
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 高齢者宅の訪問、相談受付、権利擁護事業等						
活動指標	① 訪問件数	件	727	855	900	900	900
	② 相談件数	件	130	673	700	700	700
	③						
	＊平成22年度の変更点 なし						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） いつまでも健康で、自立した生活を実現する。						
成果指標	① 介護認定を受けていない高齢者数	人	9,838	9,350	10,000	10,100	10,000
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						
	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）
平成１８年度の介護保険法改正により、高齢者の介護予防のための各種施策展開のための実施機関として設置し、運営を開始した。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	6,004	10,107	14,302	14,302	14,302
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	3,879	6,739	9,535	9,535	9,535
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	9,883	16,846	23,837	23,837	23,837
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	4	3	3	3	3
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	1,500	800	800	800	800
	B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	6,308	3,364	3,364	3,364	3,364
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	16,191	20,210	27,201	27,201	27,201
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）
団塊世代の高齢化による高齢化率の急騰

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）
特に無し。

◆県内他市の実施状況
● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）
ほとんどの市が民間社会福祉法人等に運営委託している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢福祉及び地域福祉推進のため、地域の総合窓口的な役割を果たしている。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：健康センター業務との連携により、日常生活が自立している高齢者の割合を高めることが可能

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：健康センター業務との連携により、高齢者の保健、福祉ともに成果向上の余地がある。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：対象となる高齢者が増加傾向にあるため、事業費削減は不適切と考える。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：対象となる高齢者が増加傾向にあるため、事業費削減は不可と考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担を求める性格の事業ではない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市と同様な形態であり、受益者負担は発生しない

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ● 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：保健、福祉、医療の連携を強化する

中・長期的（３～５年間）：日常性生活圏域（中学校区単位）での地域包括支援センターの設置の検討や、相談機能を分散させるブランチの検討

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

魚津市における地域包括支援センターのあり方について、第５期の介護保険事業計画に向けて検討する。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード						
事務事業名	サービス事業者振興事業					
予算書の事業名	なし					
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020300	
部名等	民生部		
課名等	社会福祉課		
係名等	介護保険係		
記入者氏名	近堂　暢昭		
電話番号	0765-23-1148		

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	000000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業目的・概要（どのような事業か）

【目的】
市内介護保険サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに居宅介護支援事業者及び在宅介護サービス事業者、施設介護サービス事業者間の連携、情報交換による介護保険の円滑な運営に資する。

【概要】
介護保険事業に関する研修会の開催及び情報交換や介護サービスに関する研究等

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

市内介護保険サービス事業者

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

・役員会及び総会、・制度改正に係る説明会、・研修会、・介護相談員との懇談会
・ホームヘルパー養成研修（2級家庭）　・視察研修

＊平成22年度の変更点

特になし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図る。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護保険事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 加入事業者（法人）	法人	6	6	6	6	6
	② 加入事業者（事業所）	ケ所	18	18	18	18	18
	③						
活動指標	① 研修会（開催回数）	回	4	6	5	5	5
	② 役員会・総会・講演会（開催回数）	回	4	6	4	4	4
	③ その他	回	2	1	1	1	1
成果指標	① 研修会（説明会）参加延べ人数	人	325	268	300	300	300
	② 役員会・総会参加延べ人数	人	115	229	180	180	180
	③ その他参加延べ人数	人	32	21	70	70	70

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

介護保険制度の開始（平成１２年４月１日）により、保険者と事業者の連携が不可欠なため。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

・制度の浸透による利用者と参入事業者が増大する中、課題解決に向けた連携調整の更なる必要性
・平成１７年１０月介護保険制度改正
・平成１８年４月の介護保険制度改正
・平成２１年４月からの制度改正

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

・利用者が必要とする充実したサービスを提供してほしい。

			実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	2		2	2	2
②事務事業の年間所要時間		(時間)	360		360	360	360
B．人件費（②×人件費単価/1,000）		(千円)	1,514	0	1,514	1,514	1,514
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	1,514	0	1,514	1,514	1,514
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

・近隣市町村では、当市のような連絡協議会は設置されていない。ケアプラン指導事業と連携して事業を行っている保険者もある。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：意図の「サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図ることにより、真に利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるので、施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。」に結びつく。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：ニーズにあった研修会等を重ねることで、事業者のレベルが高まり一層充実したサービスの提供が図られる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：「地域ケアマネジメント支援事業」「福祉用具・住宅改修支援事業」
ケアプランとサービス提供は密接に関わっており、これまでも連携し関わってきたので、今後も引き続き連携していきたい。また、福祉用具・住宅改修事業所への支援については、研修会という形で、本事業の中に組み込んで実施することも可能である。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：法人・事業者の会費で賄われており、経費の削減は検討できない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

あり

説明：保険者は事業者と共に介護保険制度に関する諸課題を協議・調整する責務があり、事務局が当課にある以上、成果を下げることなく人件費を大幅に削減することは困難と思われるが、事業運営の中で、これまで以上事業者の主体性を高めていくことが必要である。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収し、やりくりしている。（市の会計上は予算化されていない。）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収し、やりくりしている。（市の会計上は予算化されていない。）

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ● 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期		コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。	コストの方向性：削減
中・長期的（３～５年間）	事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。	成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

介護保険事業の実施には事業者との連携が不可欠であり、これまでも事務局を社会福祉課においてきたが、市は保険者として指導的な立場にあり、運営についても支援していく必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460410				
事務事業名	総合相談支援事業				
予算書の事務事業名	1.総合相談支援事業				
事業期間	開始年度	平成１2年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	石坂　留美	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030202
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	２．総合相談事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、健康・福祉・介護など高齢者に関する相談を受け、高齢者の状態を把握して適切な制度や機関につなげる支援を行う。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の高齢者やその家族	対象指標 ① 65歳以上の高齢者（10月1日現在）	人	11,904	12,174	12,500	12,800	13,100
		対象指標 ②						
		対象指標 ③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 実態把握担当として専門職（社会福祉士、看護師）の配置及び社会福祉協議会において総合福祉相談窓口を設置し、各種相談に対応している。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ① 相談件数	人	130	673	700	700	700
		活動指標 ② 訪問件数	人	727	855	900	900	900
		活動指標 ③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者が抱える不安や心配ごとの相談を受け、問題解決の方向へと導く。	成果指標 ① 解決した相談件数／総相談件数	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		成果指標 ②						
		成果指標 ③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生き生きとその人らしく生活できる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成18年の介護保険法の改正により、高齢者の総合対応機関として地域包括支援センターの設置が義務付けられ、高齢者相談の実施主体が明確化された。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化、核家族化によりひとり暮らしや高齢夫婦世帯が増加し、相談件数も増加している。また、相談内容が個別化･複雑化している。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無い。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	(1)国・県支出金	（千円）	5,438	5,941	6,223	6,223	6,223
	(2)地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	（千円）	3,514	3,961	4,149	4,149	4,149
	(4)一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		（千円）	8,952	9,902	10,372	10,372	10,372
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	4	4	4	4	4
②事務事業の年間所要時間		（時間）	900	900	900	900	900
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	3,785	3,785	3,785	3,785	3,785
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	12,737	13,687	14,157	14,157	14,157
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

地域包括支援センターにおいては主要業務と位置づけている。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者の状態にあった制度利用や機関につなぐことで高齢者や家族が安心して生活できる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法第115条の44（地域支援事業の総合相談）に位置付けられる。

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：高齢者の抱えている問題が複雑化長期化するため、専門的・継続的関与が望ましく、専門職の配置及びその資質の向上が欠かせない。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：高齢者相談支援体制整備事業との連携により、安心して暮らせる地域体制の整備が可能となる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：個別的支援の性格が強く、対象者との関係を築くことにより対応が可能となっているため、費用面の削減は困難である。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：現状においては正規職員以外専門職が対応しているが、事業全体の総括や困難事例への対応は責任のある職員が対応すべきであり、他市に比較しても保健師等の正規職員の配置は少ないため人件費削減の余地はないと考える。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担には馴染まない。（相談内容により費用負担が生じるものではない）

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市町村においても受益者負担はない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止

年度：

- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：地域包括支援センターとして相談内容の把握の一元化を図り、職員全員が各種相談に対応できる体制を構築する。

中・長期的（３～５年間）：地域包括支援センターの体制の検討に合わせ、相談支援体制の充実が望まれる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

高齢者福祉については、相談窓口のワンストップサービス化により、サービス利用や日常生活の見守りなどにスムーズにつなぐことを目指している。事業費は少ないが地域包括支援センターのなかでも最も重要な業務であり、内容を充実していく。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460410				
事務事業名	高齢者相談支援体制整備事業				
予算書の事務事業名	1.総合相談支援事業				
事業期間	開始年度	平成１2年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営	

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	石坂　留美	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030202
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	２．総合相談事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

高齢者が住み慣れた地域せ安心して暮らせるように、保健・医療・福祉サービスなど各種相談に対応するため、地域包括支援センターが地域における関係者とネットワークを構築し、身近な相談体制を構築する。
地域包括支援センターに相談員として社会福祉士、看護師の配置。高齢者の見守り活動体制の整備。地域福祉団体と連携を図るための検討会の実施。福祉総合相談窓口の設置。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上の高齢者全員						
対象指標	① ６５歳以上のひとり暮らし	人	1,311	1,361	1,400	1,400	1,400
	② ７５歳以上高齢者世帯	世帯	468	530	530	530	530
	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 地域包括支援センターや福祉総合相談窓口、地域の福祉団体等が受けた相談を地域包括支援センターで集約するとともに、相談者に対して適切な支援や適当な機関への紹介などを実施した。地域の福祉団体等と検討会を通じ、高齢者の支援など連携を図った。 ＊平成22年度の変更点 なし						
活動指標	① 福祉推進員数	人	315	315	320	320	320
	②						
	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 地域住民が地域の高齢者を見守る体制を整備し、高齢者の異変の発見や適切な支援に結びつける体制をつくる。何らかの支援が必要または必要と思われる高齢者に対し、地域包括支援センターの相談員が訪問するなど継続的な関わりを実施し、生活上の不安を解消できるよう支援する。						
成果指標	① 福祉推進員見守り件数	人	957	1,087	1,200	1,200	1,200
	②						
	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生き生きとその人らしく生活できる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入				

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

身寄りの無い高齢者が自宅で病気になったり、死亡等の発見が遅れたことがあり、そのような事故を防ぐため見守り体制整備事業を開始した。

財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	1,093	1,296	1,692	1,692	1,692
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	707	864	1,128	1,128	1,128
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	1,800	2,160	2,820	2,820	2,820
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	2	2	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		（時間）	200	200	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	841	841	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	2,641	3,001	3,661	3,661	3,661
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化、核家族化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加。子供達が県外在住など、日常的な家族支援が困難な家族の増加。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

町内や地区全体の高齢化している地域では、緊急時や災害時への対応に不安がある。

◆県内他市の実施状況

● 把握している
○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

民生委員による見守り、声掛け活動については全ての市町村で実施されている。福祉推進員による見守り活動を地域ぐるみで実施しているのは魚津市のみ（他市町村は登録制）

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者福祉の充実のみではなく、地域福祉活動の推進にも密接に関係している。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：介護保険法第１１５条の４４（地域支援事業の総合相談）に位置付けられる。

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

あり

説明：地域により地域人口に占める高齢者数に差がある、住宅密集地と山間部など地域の状況が異なるため、見守り支援体制も地域に合わせた体制が必要である。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：平成18年に地域包括支援センターが設置され、徐々にではあるが高齢者の情報の一元化（システム活用）を図っており、平成18年以降は高齢者への関わりの履歴が確認でき、継続的な関与・支援が可能になってきている。このシステムの中で見守り体制状況なども一緒に管理できれば、見守り活動との連携が図られる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：総合相談事業との連携により、安心して暮らせる地域体制が整備できる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、見守り対象者が増加している。地域住民の理解協力なくして、地域包括支援センターのみでは高齢者の対応は困難である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：地域や各種機関との連携は、現地へ赴く対応や顔の見える信頼関係を築いての対応により問題解決につながることが多く、人件費や時間の削減は困難である。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者なし・負担なし

適正化の余地なし

説明：受益者負担には馴染まない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：他市町村においても受益者負担はない。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ● 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ○ 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度
- ● 他の事務事業と統合又は連携
- ● 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：地域包括支援センターとして情報の一元化を図り、職員全員が各種相談に対応できる体制を構築する。

中・長期的（３～５年間）：地域包括支援センターの体制の検討に合わせ、相談支援体制の充実が望まれる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

高齢者の見守り活動は地域住民と市、地域の福祉団体との連携が不可欠であり、地域包括支援センターを中心にネットワークを構築していく、今後は、市社協、地区社協との連携によるケアネット事業の取り組みも活用していく必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460420					
事務事業名	権利擁護事業					
予算書の事務事業名	1.権利擁護事業					
事業期間	開始年度	平成12年度以前	終了年度	当面継続	業務分類	5．ソフト事業
実施方法	○ 1．指定管理者代行	○ 2．アウトソーシング	○ 3．負担金・補助金	● 4．市直営		

部・課・係名等	コード1	02020200
部名等	民生部	
課名等	社会福祉課	
係名等	高齢福祉係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1007	

政策体系上の位置付け	コード2	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	6．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード3	008030203
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	3．地域支援事業費	
項	2．包括的支援事業・任意事業費	
目	3．権利擁護事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

高齢者が個人の尊厳を保ち安心して暮らせるよう、その人にとって必要な権利を守るよう各種制度を紹介し、支援する。
（成年後見制度・日常生活自立支援事業の紹介、高齢者虐待への早期発見・把握・対応、悪質な詐欺商法などの消費者被害の防止）

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 65歳以上高齢者						
対象指標	① ６５歳以上の高齢者数	人	11,720	12,035	12,300	12,500	12,800
対象指標	② 要介護高齢者数	人	1,907	2,050	2,200	2,350	2,500
対象指標	③						
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 相談対応、高齢者宅への訪問、権利擁護の必要性検討 ＊平成22年度の変更点 成年後見人の報酬費を新たに予算計上した						
活動指標	① 成年後見制度市町村申し立て	件	0	1	4	4	4
活動指標	② 成年後見制度相談会	件	1	1	1	1	1
活動指標	③						
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 高齢者がいつまでも安心してその人なりの自立した生活を実現する。						
成果指標	① 権利擁護必要者数	人	0	1	4	4	4
成果指標	②						
成果指標	③						
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

事務事業の開始時期は不明であるが、平成１２年度の民法改正により禁治産制度が成年後見制度として改正され、介護保険制度施行に併せて高齢者の権利擁護が推進された。

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	5	426	426	426
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	283	283	283
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	0	3	0	0	0
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	0	8	709	709	709
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	2	2	2
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	100	200	200	200
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	421	841	841	841
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	421	429	1,550	1,550	1,550
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

認知症高齢者の増加による権利擁護対象者の増加・

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特に無し。

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

地域支援事業のメニューとして実施。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：高齢者の尊厳の保持により、高齢福祉の推進に重要な役割を果たす

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：職員の資質向上により、細やかな対応をすることが出来る

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで、今までより効果が高まる可能性のある事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：成年後見制度の手続きに要する費用については、家庭裁判所などの関係機関で定められた金額となっている。また、経済的に困窮している者に対しては、後見人の報酬を支給することも検討しなければならない。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：対象者が今後増える可能性があるため、事務費削減は困難

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：成年後見制度の申立費用は原則本人負担である

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：国でガイドラインを等を定めているので、他の自治体と同様の水準である

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：経済的困窮者には、成年後見人に対する報酬を行政で負担する必要が今後見込まれる

中・長期的（３～５年間）：引き続き継続していく

コストと成果の方向性

コストの方向性：増加

成果の方向性：維持

★課長総括評価（一次評価）

認知症高齢者の増加に対応して権利擁護事業の周知に努める必要がある。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460460					
事務事業名	生活援助者派遣事業					
予算書の事務事業名	2.地域自立生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成１2年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	石坂　留美	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	５．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

社会適応が困難な高齢者（基本的生活習慣が欠如している、対人関係が構築できないなど）や介護保険該当程度ではないが、心身の障害等により生活に援助が必要の高齢者に対して、日常生活に関する掃除や調理などに対する必要な支援・指導を行う。
サービス提供は、本人の状態に応じて週に1回～２回。1回あたり1時間程度（祝日、年末年始を除く月～金）。介護予防プランを作成し、計画的に提供している。

			単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 要支援程度ではないが、心身の障害等により日常生活を営むために支援が必要な60歳以上の者（虚弱高齢者）	対象指標 ①	75歳以上高齢者のみ世帯	世帯	468	530	530	530	530
		対象指標 ②	６５歳以上ひとり暮らし	世帯	1,311	1,361	1,400	1,400	1,400
		対象指標 ③							
手段	＜平成21年度の主な活動内容＞ 利用申請をもとに調査・検討を行い、サービスの決定・導入を行う。サービスの提供は魚津市社会福祉協議会に委託して実施している。 ＊平成22年度の変更点 なし	活動指標 ①	利用者数	人	19	20	20	20	20
		活動指標 ②	サービス延利用量	時間	1,194	1,079	1,200	1,200	1,200
		活動指標 ③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 基本的生活習慣の習得、家事負担の軽減と在宅生活の継続、対人交流の機会の確保または安否確認。	成果指標 ①	サービス利用後に在宅生活が維持向上した高齢者数	人	16	18	20	20	20
		成果指標 ②	自立レベルから介護保険への移行者	人	3	2	2	2	2
		成果指標 ③		人					
その結果	＜施策の目指すすがた＞ 高齢者が安心して住み慣れた自宅で生活できる。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度の介護保険制度の開始に伴い､介護保険対象者とはならない高齢者で、生活支援が必要と判断される者に対し実施することとした。

財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	1,425	1,432	1,648	1,648	1,648
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
	(3)その他（使用料・手数料等）	(千円)	922	955	1,100	1,100	1,100
	(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額((1)～(4)の合計)		(千円)	2,347	2,387	2,748	2,748	2,748
①事務事業に携わる正規職員数		(人)	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		(時間)	300	300	300	300	300
B．人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262
事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	3,609	3,649	4,010	4,010	4,010
（参考）人件費単価		(円@時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

核家族化に伴い、高齢者世帯や一人暮らし高齢者等要援護者が増加している。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険制度との整合性を図ることとしているため、他市町の動向を重視していない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明：住み慣れた自宅で生活をしていくために必要な家事を支援し、地域との関わりを保ち、自立した生活を継続できると考えられる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入	魚津市高齢者自立生活支援事業条例第2条（介護保険法第115条の4任意事業として実施）

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

あり	説明：やむを得ない事情がある場合には、対象年齢以外の者もサービスの利用ができるように検討が必要と考えられる。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり	説明：当該事業利用者のうち1年間の間に、要介護状態にならない利用者が約8割であり、サービスの利用継続により要介護状態になっていない。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし	説明：連携することで、居間より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし	説明：委託単価は、介護保険による訪問介護の生活援助単価と同額に設定している。サービス開始にあたり本人の状況把握を行い、支援プランを作成しており削減は困難である。

7．　人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし	説明：介護保険と同様の事業内容とし、サービスは事業所へ委託し実施しており、人件費の削減の余地は無い。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり 適正化の余地なし	説明：介護保険サービスに準じて受益者負担（利用料）を設定しており、適正と考えている。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い ● 平均 ○ 低い	説明：介護保険サービスと均衡を図っており、他市と比較しても平均なものと思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ○ 市民などのニーズが急速に高まっている
- ● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ● 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期	改革・改善案	コストと成果の方向性
次年度（平成23年度）	要介護状態にならないためにも、地域包括支援センター担当者（看護師や社会福祉士）が定期的に訪問し、高齢者の状況の把握や生活指導を実施し、自立した生活の継続を目指す。	コストの方向性：維持
中・長期的（３～５年間）	当該事業においては、利用者数の増加のみを判断基準とするのではなく、サービス利用によって要介護状態にならないことや一時的な身体状態の悪化時の利用などに活用していることも成果と考えられる。利用者に対してサービスの導入目的、自立への意識付けを行い、定期的な検証の導入が必要と考える。	成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

対象者は少ないが、介護保険非該当者の介護予防及び自立生活支援のため不可欠な事業となっている。継続のためにも内容の検討が必要。	二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460460					
事務事業名	短期入所事業					
予算書の事務事業名	2.地域自立生活支援事業					
事業期間	開始年度	平成１2年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	石坂　留美	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	246021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	６．社会保障制度の充実	
区分	介護保険制度	
基本事業名	介護保険の健全な事業運営	

予算科目	コード３	008030205
会計	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	
款	３．地域支援事業費	
項	２．包括的支援事業・任意事業費	
目	５．任意事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

介護保険該当程ではないが、心身の障害等により生活に援助が必要の高齢者に対して、家族等の介護者が都合により当該高齢者の介護ができない場合に、高齢者を一時的に入所させ食事、入浴など高齢者への必要な支援を行う。
1か月あたり5日まで利用できる。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

要支援程度ではないが、心身の障害等により日常生活を営むために支援が必要な60歳以上の者（虚弱高齢者）

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

利用申請をもとに、調査・検討を行い、サービスの決定・導入を行う。サービスの提供は新川老人福祉会に委託して実施している。

＊平成22年度の変更点

なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

対象者に食事、入浴等のサービスや機能訓練の提供により、家族が不在時の生活安定を図る。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護者が不在の場合でも、安心して生活が送れる。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 75歳以上高齢者のみ世帯	世帯	468	530	530	530	530
対象指標	② ６５歳以上ひとり暮らし	世帯	1,311	1,631	1,400	1,400	1,400
対象指標	③						
活動指標	① 申請者数	日	0	0	84	84	84
活動指標	②						
活動指標	③						
成果指標	① 利用日数	日	0	0	84	84	84
成果指標	②						
成果指標	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成12年度の介護保険制度の開始に伴い、介護保険の対象とならない高齢者に対し実施することとした。

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

高齢化・核家族化に伴う、高齢者世帯や一人暮らし要援護者の増加

			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
財源内訳	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	283	283	283
財源内訳	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
財源内訳	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	0	0	190	190	190
財源内訳	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
A．予算（決算）額（⑴～⑷の合計）		（千円）	0	0	473	473	473
①事務事業に携わる正規職員数		（人）	1	1	1	1	1
②事務事業の年間所要時間		（時間）	100	60	60	60	60
B．人件費（②×人件費単価/千円）		（千円）	421	252	252	252	252
事務事業に係る総費用（A+B）		（千円）	421	252	725	725	725
（参考）人件費単価		（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

○ 把握している

● 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険制度との整合性を図ることとしているため、他市町の動向を重視していない。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

○ 直結度大
● 直結度中
○ 直結度小

説明：介護者の負担を軽減し、高齢者が安心して生活できる。

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：魚津市高齢者自立生活支援事業条例第2条（介護保険法第115条の4任意事業として実施）

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

あり

説明：やむを得ない事情がある場合には、対象年齢以外の者もサービスの利用ができるように検討が必要と考えられる。
また、当該事業のためにベッドを確保しているわけではないことや新規利用の場合に事業所利用の条件に診断書の提出が必要なため、緊急時の利用は困難な状況がある。そのため、高齢者の身体状況等が介護保険状態と考えられる場合は介護保険申請を勧めている。

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：当該事業用としてベッドの確保が可能になれば、緊急時の利用や虐待等による一時的な避難も対応が可能になると考えられる。

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

あり

説明：ミドルステイ事業
当該事業では利用日数の上弦があるため、介護者の長期不在時などはミドルステイ事業により、引き続き高齢者の生活の安定を図ることが可能となる。

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：委託単価は、介護保険による要支援１の利用単価と同額に設定している。サービス開始にあたり本人の状況把握を行い、支援プランを作成しており削減は困難である。

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：介護保険と同様の事業内容とし、サービスは事業所へ委託し実施しており、人件費の削減の余地は無い。

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担あり
適正化の余地なし

説明：介護保険サービスに準じて受益者負担（利用料）を設定している。また、要介護者ではないため食費・居住費の標準負担適用は実施せず、受益者負担は適正と考えている。

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

○ 高い
● 平均
○ 低い

説明：介護保険サービスと均衡を図っており、他市と比較しても平均なものと思われる。

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
● 一部の市民などに、ニーズがある
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
○ 目的はある程度達成されている
○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

○ 緊急性が非常に高い
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
○ 市民などのニーズが急速に高まっている
● 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	○ 適切	● 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施

○ 終了	○ 廃止	○ 休止

年度：

● 他の事務事業と統合又は連携
● 目的見直し
● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：在宅生活維持のためにも、利用実績のある高齢者に対し地域包括支援センター担当者（看護師や社会福祉士）が定期的に訪問し、高齢者の状況や家族の状況を把握し、必要に応じて助言を実施する。

中・長期的（３～５年間）：利用にあたり診断書の提出や施設によっては要介護状態の方と同室になってしまうことがあり、対象者が利用しづらい状況がある。利用実績のみを理由にはできないが、事業実施の見直しも必要と考えられる。

コストと成果の方向性

コストの方向性：維持

成果の方向性：向上

★課長総括評価（一次評価）

対象者は少ないが、介護保険非該当者の介護予防及び自立生活支援のため不可欠な事業となっている。継続のためにも内容の検討が必要。

二次評価の要否：不要

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【1枚目】

事業コード	23460570					
事務事業名	指定介護予防事業所事業					
予算書の事務事業名	1.指定介護予防事業所事業					
事業期間	開始年度	平成１2年度	終了年度	当面継続	業務分類	５．ソフト事業
実施方法	○ １．指定管理者代行	● ２．アウトソーシング	○ ３．負担金・補助金	○ ４．市直営		

部・課・係名等	コード１	06040000
部名等	（出先機関）	
課名等	地域包括支援センター	
係名等	管理係	
記入者氏名	木村　勝	
電話番号	0765-23-1294	

政策体系上の位置付け	コード２	245021
政策の柱	第２章　安心して健やかにくらせるまち	
政策名	第４節　健やかで共に支えあう福祉社会の構築	
施策名	５．高齢・障害福祉サービスの充実	
区分	自立支援サービス	
基本事業名	高齢者の生活支援の充実	

予算科目	コード３	009010101
会計	介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘	
款	１．事業費	
項	１．居宅介護支援事業費	
目	１．居宅介護支援事業費	

◆事業概要（どのような事業か）

要介護認定において、要支援１・２と判断された在宅で生活する者に対して、介護予防サービス（介護保険）の調整等により在宅生活を支援する。併せて、予防サービスの給付管理を行う。

対象

（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など）

要支援1及び要支援2と認定され、かつ在宅で生活している者。

手段

＜平成21年度の主な活動内容＞

介護予防サービス計画の作成とサービス調整。及び介護予防サービスの給付管理。

＊平成22年度の変更点

変更なし

意図

（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか）

要支援者（要支援１、２）への介護予防サービスを提供することにより、要支援状態の維持・改善を図る。

その結果

＜施策の目指すすがた＞

介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されています。

		単位	実績 20年度	実績 21年度	計画 22年度	計画 23年度	計画 24年度
対象指標	① 要支援1及び要支援2の認定者（３月実人数）	人	410	385	420	430	440
対象指標	②						
対象指標	③						
活動指標	① 要支援１、２の給付管理者数（３月実績）	人	315	299	330	330	340
活動指標	②						
活動指標	③						
成果指標	① サービス利用者数	人	315	299	330	330	340
成果指標	②						
成果指標	③						

↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入

◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか）

平成18年度の介護保険法の改正に伴い、事業開始

財源内訳			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	⑴国・県支出金	（千円）	0	0	0	0	0
	⑵地方債	（千円）	0	0	0	0	0
	⑶その他（使用料・手数料等）	（千円）	14,420	11,870	17,792	18,000	18,000
	⑷一般財源	（千円）	0	0	0	0	0
	A．予算（決算）額(⑴～⑷の合計)	（千円）	14,420	11,870	17,792	18,000	18,000
	①事務事業に携わる正規職員数	（人）	2	2	2	2	2
	②事務事業の年間所要時間	（時間）	200	200	200	200	200
	B．人件費（②×人件費単価/千円）	（千円）	841	841	841	841	841
	事務事業に係る総費用（A+B）	（千円）	15,261	12,711	18,633	18,841	18,841
	（参考）人件費単価	（円@時間）	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205

◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）

要介護認定者の増加、高齢化の進行、独居高齢者及び高齢者夫婦世帯の増加。

◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入）

特になし

◆県内他市の実施状況

● 把握している

○ 把握していない

（把握している内容又は把握していない理由の記入欄）

介護保険制度改正により、平成１８年度より直営もしくは委託事業として実施している。

平成 22 年度　魚津市事務事業評価表　（平成 21 年度分に係る評価）　【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1．施策への直結度（事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）

- ● 直結度大
- ○ 直結度中
- ○ 直結度小

説明：介護サービスの提供により、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる

2．市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）

- ○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
- ○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当
- ● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
- ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当
- ○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当

根拠法令等を記入：

3．目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）

なし

説明：現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はない

【有効性の評価】

4．成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）

あり

説明：ケアマネジャーを多く採用し、一人当たりの担当者数を適正にすることで利用者への対応が濃厚になることで、よりタイミングのよいサービスが可能となる

5．連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）

なし

説明：連携することで今より効果が高まる可能性のある事務事業はない

【効率性の評価】

6．事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ケアマネジャーの人件費相当を委託料で支出しており、事業費を削減することは困難である

7．人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）

なし

説明：ケアマネジャーの人件費削減は困難である

【公平性の評価】

8．受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）

特定受益者あり・負担なし

適正化の余地なし

説明：サービス調整に係る費用(介護予防支援費)については介護保険料より全額負担されるため、本人負担はない

9．本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）

- ○ 高い
- ● 平均
- ○ 低い

説明：介護保険法により、サービス調整に係る費用は決まっている

【必要性の評価】

10．社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）

- ○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
- ○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
- ○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
- ● 一部の市民などに、ニーズがある
- ○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
- ○ 目的はある程度達成されている
- ○ 上記のいずれにも該当しない

11．事務事業実施の緊急性

- ○ 緊急性が非常に高い
- ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
- ● 市民などのニーズが急速に高まっている
- ○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
- ○ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

★　評価結果の総括と今後の方向性

(1)　評価結果の総括

① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり

(2)　今後の事務事業の方向性

- ○ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施
- ○ 終了　○ 廃止　○ 休止　　年度：
- ○ 他の事務事業と統合又は連携
- ○ 目的見直し
- ● 事務事業のやり方改善

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）

実施予定時期

次年度（平成23年度）：ケアプランの作成を一部他の事業所へ委託することを検討

中・長期的（３～５年間）：介護保険法の改正に留意していきたい

コストと成果の方向性

コストの方向性：削減

成果の方向性：向上

★課長総括評価(一次評価)

介護保険における要介護認定者の軽度な者に対する介護予防は、将来的な制度維持のためにも必要不可欠な事業となっている。

二次評価の要否：不要